

しょうゆのJAS関係法規集

2024年9月

一般財団法人 日本醤油技術センター

索引（2024年9月版）

1. しょうゆの日本農林規格(令和3年1月25日告示)
2. 飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法(令和5年3月30日告示)
3. 農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間(令和6年7月3日告示)
4. しょうゆについての検査方法(平成30年3月29日告示)
5. 格付の為の検査に必要となる試料の抽出方法について(令和2年2月2日)
6. しょうゆについての取扱業者の認証の技術的基準(令和元年12月9日告示)
7. 一般財団法人日本醤油技術センター認証業務規程(令和6年3月14日)
8. しょうゆの表示に関する公正競争規約及び施行規則(平成31年4月3日告示)
9. しょうゆの表示等に関する業界申し合わせ(平成30年11月15日)
10. 食品表示基準(しょうゆ関連抜粋)(令和5年3月9日告示)
11. 日本農林規格等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則(令和5年8月30日～)

JAS 1703

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

しょうゆ

Soy sauce (*Shoyu*)

2004年 9月 13日 制定

2021年 1月 25日 改正

農林水産省

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 品質	3
4.1 こいくちしょうゆ	3
4.2 うすくちしょうゆ	4
4.3 たまりしょうゆ	5
4.4 さいしこみしょうゆ	6
4.5 しろしょうゆ	6
5 試験方法	7
5.1 一般	7
5.2 色度	8
5.3 全窒素分	8
5.4 無塩可溶性固形分	10
5.5 直接還元糖	12

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、日本醤油協会から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、しょうゆの日本農林規格（令和元年6月27日付け農林水産省告示第475号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

しょうゆ

Soy sauce (*Shoyu*)

1 適用範囲

この規格は、しょうゆのうち、こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ及びしろしょうゆの品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格
- JIS K 0061 化学製品の密度及び比重測定方法
- JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水
- JIS K 0970 ピストン式ピペット
- JIS R 3505 ガラス製体積計
- JIS Z 8781-4 測色—第4部：CIE 1976 $L^*a^*b^*$ 色空間

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

砂糖類

砂糖，糖蜜及び糖類

3.2

しょうゆこうじ

大豆（脱脂加工大豆を含む。以下同じ。）又は大豆及び麦，米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたものを含む。）を蒸煮その他の方法で処理して，こうじ菌を培養したもの

3.3

もろみ

しょうゆこうじ又はしょうゆこうじに米を蒸し，若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌によって糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げを加えたもの

3.4

生揚げ

発酵させ，及び熟成させたもろみを圧搾して得られた状態のままの液体

3.5

アミノ酸液

大豆等の植物性たん白質を酸によって処理したもの

3.6

酵素分解調味液

大豆等の植物性たん白質をたん白質分解酵素によって処理したもの

3.7

発酵分解調味液

小麦グルテンを発酵させ、分解したもの

3.8

しょうゆ

次に掲げるもの（これらに砂糖類、アルコール等を補助的に加えたものを含む。）

- a) **本醸造方式によるもの** もろみを発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料〔製造工程においてセルラーゼ等の酵素（たん白質分解酵素にあつては、しろしょうゆのたん白質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの加熱処理時に使用されるものに限る。）を補助的に使用したものを含む。〕
- b) **混合醸造方式によるもの** もろみにアミノ酸液、酵素分解調味液又は発酵分解調味液を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料
- c) **混合方式によるもの** a), b)若しくは生揚げ又はこのうち2つ以上を混合したものにアミノ酸液、酵素分解調味液若しくは発酵分解調味液又はこのうち2つ以上を混合したものを加えたもの

3.9

こいくちしょうゆ

しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするもの

3.10

うすくちしょうゆ

しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類若しくは小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは米を蒸し、若しくは膨化したもの又はこれをこうじ菌によって糖化したものを加えたもの又は加えないものを使用するもので、製造工程において色沢の濃化を抑制したもの

3.11

たまりしょうゆ

しょうゆのうち、大豆若しくは大豆に少量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするもの

3.12

さいしこみしょうゆ

しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは食塩水の代わりに生揚げを加えたものを使用するもの

3.13

しろしょうゆ

しょうゆのうち、少量の大豆に麦を加えたもの又はこれに小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、製造工程において色沢の濃化を強く抑制したもの

3.14

アミノ酸液等の使用割合

原料として使用したアミノ酸液、酵素分解調味液及び発酵分解調味液の全窒素の製品の全窒素に対する割合

4 品質

4.1 こいくちしょうゆ

こいくちしょうゆの品質は、表1の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表1—こいくちしょうゆの等級ごとの品質基準

区分	基準		
	特級	上級	標準
製造方式	本醸造方式によるものであること。	—	—
性状	よく発酵、熟成した醸造こいくちしょうゆの特徴である独特の透明感のある鮮やかな赤橙色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており、その全てが優良であり、かつ、異味異臭及びかびがないこと。	よく発酵、熟成した醸造こいくちしょうゆの特徴である独特の透明感のある鮮やかな赤橙色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており、その全てが良好であり、かつ、異味異臭及びかびがないこと。	こいくちしょうゆ独特の透明感のある鮮やかな赤橙色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており、その全てが良好であり、かつ、異味異臭及びかびがないこと。
色度	5.2 によって試験したとき、しょうゆの標準色 18 番 [JIS Z 8781-4 の物体色の表示方法による L^* (明度指数) = 30.0, a^* = 46.1, b^* = 51.6 とする。以下同じ。] 未満。ただし、火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行ったものにあつては、しょうゆの標準色 22 番 [JIS Z 8781-4 の物体色の表示方法による L^* (明度指数) = 36.7, a^* = 45.6, b^* = 62.9 とする。以下同じ。] 未満。	同左	5.2 によって試験したとき、しょうゆの標準色 18 番未満。
全窒素分	5.3 によって試験したとき、1.50 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき、1.35 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき、1.20 g/100 mL 以上。
無塩可溶性固形分	5.4 によって試験したとき、16 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき、14 g/100 mL 以上。	—

表1—こいくちしょうゆの等級ごとの品質基準（続き）

区分	基準		
	特級	上級	標準
原材料	次のもの以外のものを使用していないこと。 a) 大豆 b) 小麦, 大麦及び裸麦 c) 米 d) はと麦 e) 小麦グルテン f) 食塩 g) アミノ酸液, 酵素分解調味液及び発酵分解調味液 h) 砂糖類 i) アルコール, 焼酎及び清酒 j) 米発酵調味料, 醸造酢, みりん及びみりん風調味料		
添加物	次による。 a) CODEX STAN 192 3.2 の規定に適合するものであって, かつ, その使用条件は同規格 3.3 の規定に適合していること。 b) 使用量が正確に記録され, かつ, その記録が保管されているものであること。 c) a) の規定に適合している旨の情報が, 一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし, 業務用の製品に使用する場合にあつては, この限りでない。 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。 2) 冊子, リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。 4) 製品に問合せ窓口を明記の上, 一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。		
内容量	表示容積に適合していること。		

4.2 うすくちしょうゆ

うすくちしょうゆの品質は, 表2の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表2—うすくちしょうゆの等級ごとの品質基準

区分	基準		
	特級	上級	標準
製造方式	表1の製造方式の基準による。	—	—
性状	よく発酵，熟成した醸造うすくちしょうゆの特徴である独特の黄色みを含んだ淡い赤橙色を呈し，特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており，その全てが優良であり，かつ，異味異臭及びかびがないこと。	よく発酵，熟成した醸造うすくちしょうゆの特徴である独特の黄色みを含んだ淡い赤橙色を呈し，特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており，その全てが良好であり，かつ，異味異臭及びかびがないこと。	うすくちしょうゆ独特の黄色みを含んだ淡い赤橙色を呈し，特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており，その全てが良好であり，かつ，異味異臭及びかびがないこと。
色度	5.2 によって試験したとき，しょうゆの標準色 22 番以上。	同左	5.2 によって試験したとき，しょうゆの標準色 18 番以上。
全窒素分	5.3 によって試験したとき，1.15 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき，1.05 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき，0.95 g/100 mL 以上。
無塩可溶性固形分	5.4 によって試験したとき，14 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき，12 g/100 mL 以上。	—
原材料	表1の原材料の基準による。		
添加物	表1の添加物の基準による。		
内容量	表1の内容量の基準による。		

4.3 たまりしょうゆ

たまりしょうゆの品質は，表3の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表3—たまりしょうゆの等級ごとの品質基準

区分	基準		
	特級	上級	標準
製造方式	表1の製造方式の基準による。	—	—
性状	よく発酵，熟成した醸造たまりしょうゆの特徴である独特の赤褐色を呈し，特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており，その全てが優良であり，かつ，異味異臭及びかびがないこと。	よく発酵，熟成した醸造たまりしょうゆの特徴である独特の赤褐色を呈し，特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており，その全てが良好であり，かつ，異味異臭及びかびがないこと。	たまりしょうゆ独特の赤褐色を呈し，特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており，その全てが良好であり，かつ，異味異臭及びかびがないこと。
色度	5.2 によって試験したとき，しょうゆの標準色 22 番未満。		
全窒素分	5.3 によって試験したとき，1.60 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき，1.40 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき，1.20 g/100 mL 以上。
無塩可溶性固形分	5.4 によって試験したとき，16 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき，13 g/100 mL 以上。	—
原材料	表1の原材料の基準による。		
添加物	表1の添加物の基準による。		
内容量	表1の内容量の基準による。		

4.4 さいしこみしょうゆ

さいしこみしょうゆの品質は、表4の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表4—さいしこみしょうゆの等級ごとの品質基準

区分	基準		
	特級	上級	標準
製造方式	本醸造方式によるもの又は混合醸造方式によるものであること。	—	—
性状	よく発酵、熟成した醸造さいしこみしょうゆの特徴である独特の赤褐色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており、その全てが優良であり、かつ、異味異臭及びかびがないこと。	よく発酵、熟成した醸造さいしこみしょうゆの特徴である独特の赤褐色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており、その全てが良好であり、かつ、異味異臭及びかびがないこと。	さいしこみしょうゆ独特の赤褐色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており、その全てが良好であり、かつ、異味異臭及びかびがないこと。
色度	5.2 によって試験したとき、しょうゆの標準色 18 番未満。		
全窒素分	5.3 によって試験したとき、1.65 g/100 mL 以上。ただし、混合醸造方式によるものにあつては 2.00 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき、1.50 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき、1.40 g/100 mL 以上。
アミノ酸液等の使用割合（混合醸造方式によるものに限る。）	20%以下。	—	—
無塩可溶性固形分	5.4 によって試験したとき、21 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき、18 g/100 mL 以上。	—
原材料	表1の原材料の基準による。		
添加物	表1の添加物の基準による。		
内容量	表1の内容量の基準による。		

4.5 しろしょうゆ

しろしょうゆの品質は、表5の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表 5—しろしょうゆの等級ごとの品質基準

区分	基準		
	特級	上級	標準
製造方式	表 1 の製造方式の基準による。	—	—
性状	よく発酵，熟成した醸造しろしょうゆの特徴である独特の淡いこはく（琥珀）色を呈し，特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており，その全てが優良であり，かつ，異味異臭及びかびがないこと。	よく発酵，熟成した醸造しろしょうゆの特徴である独特の淡いこはく（琥珀）色を呈し，特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており，その全てが良好であり，かつ，異味異臭及びかびがないこと。	しろしょうゆ独特の淡いこはく（琥珀）色を呈し，特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており，その全てが良好であり，かつ，異味異臭及びかびがないこと。
色度	5.2 によって試験したとき，しょうゆの標準色 46 番 [JIS Z 8781-4 の物体色の表示方法による L^* (明度指数) = 76.7, a^* = 12.5, b^* = 81.9 とする。] 以上。		
全窒素分	5.3 によって試験したとき，0.40 g/100 mL 以上 0.80 g/100 mL 未満。	5.3 によって試験したとき，0.40 g/100 mL 以上 0.90 g/100 mL 未満。	同左
無塩可溶性固形分	5.4 によって試験したとき，16 g/100 mL 以上。ただし，添加した砂糖類を含まないものであること。	5.4 によって試験したとき，13 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき，10 g/100 mL 以上。
直接還元糖	5.5 によって試験したとき，12 g/100 mL 以上。	5.5 によって試験したとき，9 g/100 mL 以上。	5.5 によって試験したとき，6 g/100 mL 以上。
原材料	次のもの以外のものを使用していないこと。 a) 大豆 b) 小麦，大麦及び裸麦 c) 小麦グルテン d) 食塩 e) アミノ酸液，酵素分解調味液及び発酵分解調味液 f) 砂糖類 g) アルコール，焼酎及び清酒 h) 米発酵調味料，醸造酢，みりん及びびみりん風調味料		
添加物	表 1 の添加物の基準による。		
内容量	表 1 の内容量の基準による。		

5 試験方法

5.1 一般

試験に使用する試薬及び器具は，次による。

- 水 JIS K 0557 に規定する A2 又は同等以上のもの。
- 試薬 日本産業規格の特級等の規格に適合するもの。
- 分解促進剤 硫酸カリウムと硫酸銅（II）五水和物を 9 : 1 の割合で混合したもの。
- ほう酸溶液 ほう酸を水で加温溶解し，1 000 mL 中に 10 g～40 g のほう酸を含むよう調製したもの。
- ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬 95 %エタノール 200 mL 中にブロモクレゾールグリーン 0.15 g 及びメチルレッド 0.10 g を含むよう調製したもの。

- f) エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) 純度 99 % 以上で窒素率が記載されたもの。
- g) DL-アスパラギン酸 純度 99 % 以上で窒素率が記載されたもの。
- h) 硝酸 (1+1) 水に等容量の硝酸を加えたもの。
- i) ツィーン 20 溶液 ツィーン 20 を 1 g~2 g はかりとり、メスシリンダーで水 100 mL を加えて混合したもの。
- j) ガラス製体積計 JIS R 3505 に規定するクラス A 又は同等以上のもの。
- k) 出力可変式分解台 ケルダールフラスコを熱せられるもので、ケルダールフラスコに沸騰石 3~5 個と水 50 mL を入れ、10 分間最大出力に保った熱源に乗せたとき、5 分以内に沸騰させる能力を有するもの。
- l) 加熱ブロック分解装置 420 °C において分解チューブに入れた 50 mL の水を 2 分 30 秒以内に沸騰させる能力を有するもの。
- m) 自動蒸留装置 ケルダール法の水蒸気蒸留を自動で迅速に行う装置 (自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置を含む)。
- n) 自動滴定装置 滴定の終点の判定を自動で行う装置で、20 mL 以上のビュレット容量を有するもの。
- o) 燃焼法全窒素測定装置 次の能力を有するもの。
 - 1) 酸素 (純度 99.9 % 以上) 中で試料を熱分解するため、最低 870 °C 以上の操作温度を保持できる燃焼炉 (しょうゆ専用装置の場合は、酸素ヘリウム混合ガス中で最低 680 °C 以上の操作温度を保持できる燃焼炉) を持つこと。
 - 2) 熱伝導度検出器による窒素 (N₂) の測定のため、遊離した窒素 (N₂) を他の燃焼生成物から分離することができる構造を持つこと。
 - 3) 窒素酸化物 (NO_x) を窒素 (N₂) に変換する機構を持つこと。
 - 4) ニコチン酸 (純度 99 % 以上のもの) 又はリシン塩酸塩 (純度 99 % 以上のもの) を用いて 10 回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値±0.15 % であり、相対標準偏差がニコチン酸の場合は 1.3 %、リシン塩酸塩の場合は 0.98 % 以下であること。
 - 5) 塩分濃度が 20 % 程度の試料の測定が可能のように塩分に対する対策がとられていること。
- p) 電位差滴定装置 20 mL 以上のビュレット容量を持つもの [電極については、塩化物測定に適した指示電極 (銀電極等) 及び参照電極、又はこれらの複合型電極を用いるもの。]。
- q) 褐色ビュレット 25 mL 以上のビュレット容量を持つもの。

5.2 色度

試料を口径 10 mm の試験管にとり、しょうゆの標準色と比色する。

5.3 全窒素分

5.3.1 一般

全窒素分は、ケルダール法又は燃焼法によって測定する。

5.3.2 ケルダール法

5.3.2.1 測定の手順

測定の手順は、次による。

- a) 試料の分解 試料の分解は、次のいずれかによる。なお、試料の採取に用いる体積計は、ピストンを備えた空気置換式又は直接置換式のもののうち、JIS K 0970 に従い、1 mL の設定容量において、系統誤差及び偶然誤差を求め、それぞれ±1.0 % 以内、0.3 % 以下であるものとする。当該体積計が利用できない場合は、試料の密度を JIS K 0061 に従い測定し、試料約 1.0 g~1.3 g を 0.1 mg の単位まで正確にはかりとることによって、試料採取量 (mL) を算出する。なお、空気置換式体積計を試料の採取に用いる場合は、リバースピペット法 (ブローアウトを含めた 2 段階で液体を排出するピペットにおいて、ブローアウト分まで試料溶液を吸引し、1 段階目までの排出によって、ブローアウト分の試料溶液をチップ内に残し、設定体積を採取する方法) による。

- 1) **出力可変式分解台を用いる場合** 試料 1 mL を 50 mL～300 mL 容ケルダールフラスコに入れ、分解促進剤 5 g 及び硫酸約 8 mL を加える。出力可変式分解台で泡立ちが穏やかになるまで弱く加熱し、その後出力を最大にする。分解液が清澄になった後、さらに約 90 分間加熱を続ける。全加熱時間は 2 時間以上とする。分解終了後、室温まで放冷し、以降の蒸留に用いる装置の最適な処理容量に応じて水 20 mL～50 mL を加え、必要に応じて弱く加熱して分解物を溶解する。空試験については、試料を入れずに同様の操作を行う。
 - 2) **加熱ブロック分解装置を用いる場合** 試料 1 mL を 250 mL～300 mL 容分解チューブに入れ、分解促進剤 5 g 及び硫酸約 8 mL を加える。200 °C に設定した加熱ブロック分解装置で泡立ちが穏やかになるまで加熱し、その後 420 °C にする。分解液が清澄になった後、さらに約 90 分間加熱を続ける。分解終了後、室温まで放冷し、以降の蒸留に用いる装置の最適な処理容量に応じて水 20 mL～50 mL を加え、必要に応じて弱く加熱して分解物を溶解する。空試験については、試料を入れずに同様の操作を行う。なお、加熱ブロック分解装置において、発生する硫酸ミストに対応する排気マニホールド等を備え、安全な分析環境が確保できる場合は、硫酸添加後、30 % 過酸化水素約 1 mL を加えることによって、420 °C から分解を開始してよい。発泡等によって分解液の漏出のおそれがある場合は、加熱を中止し、発泡が収まるまで放冷した後、再び加熱を開始する。
- b) **蒸留** 蒸留は、次のいずれかによる。
- 1) **塩入・奥田式蒸留装置を用いる場合** 蒸留液捕集容器（以下“捕集容器”という。）にほう酸溶液 25 mL～30 mL を入れ、プロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を 2～3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液の入ったケルダールフラスコを蒸留装置に接続し、16 g 以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 %～45 % 水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、留液が 100 mL 以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。
 - 2) **パルナス・ワグナー型蒸留装置を用い、分解液の全部を蒸留する場合** 捕集容器にほう酸溶液 25 mL～30 mL を入れ、プロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を 2～3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液を蒸留管に水で 3 回洗い込む。洗い込む水量は、蒸留管容量に応じて 30 mL 以上とする。16 g 以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 %～45 % 水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、留液が 100 mL 以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。
 - 3) **パルナス・ワグナー型蒸留装置を用い、分解液の一部を蒸留する場合** 分解液を 100 mL 容量全量フラスコに水で洗い込み、定容としたものを供試液とする。捕集容器にほう酸溶液 25 mL～30 mL を入れ、プロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を 2～3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。供試液 25 mL を全量ピペットで蒸留管に入れ、4 g 以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 %～45 % 水酸化ナトリウム溶液を加え供試液をアルカリ性にし、留液が 100 mL 以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。
 - 4) **自動蒸留装置を用いる場合** 捕集容器にほう酸溶液 25 mL～30 mL を入れ、プロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を 2～3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液に水 30 mL 及び 16 g 以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 %～45 % 水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、自動蒸留装置の操作方法に従い留液が 100 mL 以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置では、装置に適した方法で蒸留及び滴定する。
- c) **滴定** 滴定は、次のいずれかによる。
- 1) **手動滴定（滴定の終点を指示薬の変色によって目視で判定する方法）** パルナス・ワグナー型蒸留装置を用い、分解液の一部を蒸留して得られた留液にあつては 0.025 mol/L 硫酸で、それ以外の分解液の全部を蒸留して得られた留液にあつては 0.05 mol/L 硫酸で、25 mL 容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て微灰赤色を呈したところを終点とする。滴定値は 0.01 mL まで記録する。空試験で得られた留液についても同様に滴定する。
 - 2) **自動滴定（滴定の終点の判定を自動で行う方法）** 自動滴定装置の操作方法に従い滴定する。空試験で得られた留液についても同様に滴定する。

5.3.2.2 計算

全窒素分は、次の式によって求める。なお、空試験の滴定で 1 滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、空試験の滴定値を 0 mL とする。

a) 分解液の全部を蒸留し、滴定した場合

$$N = \frac{(T - B) \times F \times M \times A \times 2}{1\,000 \times V} \times 100$$

b) 分解液の一部を蒸留し、滴定した場合

$$N = \frac{(T - B) \times F \times M \times A \times 2}{1\,000 \times V} \times \frac{100}{25} \times 100$$

ここで、
 N : 全窒素分 (g/100 mL)
 T : 試料溶液の滴定に要した滴定液の体積 (mL)
 B : 空試験の滴定に要した滴定液の体積 (mL)
 F : 滴定液のファクター
 M : 窒素の原子量 14.007
 A : 滴定に用いた硫酸の濃度 (mol/L)
 V : 試料採取量 (mL)

5.3.3 燃焼法

5.3.3.1 測定の手順

測定は、次による。

- 各燃焼法全窒素測定装置の操作方法に従って検量線作成用標準品 [エチレンジアミン四酢酸 (EDTA), DL-アスパラギン酸又は他の同純度の標準品 [5.1 o) 4]において用いたものを除く。] を用いる。] を 0.1 mg 以下の単位まで正確にはかりとり、各装置に適した方法で測定し、検量線を作成する。
- 各燃焼法全窒素測定装置の操作方法に従って試料を 100 mg 以上採取する場合は 0.1 mg の単位、試料を 100 mg 未満、40 mg 以上採取する場合は 0.01 mg の単位まで正確にはかりとり、各装置に適した方法で測定する。なお、試料の採取方法は、正確に設定容量をはかりとることができる体積計 (ピストンを備え、空気層容量が設定容量の 25 % 以下の空気置換式又は直接置換式のもののうち、JIS K 0970 に従い、設定容量において系統誤差及び偶然誤差を求め、それぞれ $\pm 1.0\%$ 以内、0.3 % 以下であるもの。) を使用する方法に代えてよい。
- 試料の密度を JIS K 0061 に従い測定する。

5.3.3.2 計算

全窒素分は、次の式によって求める。

$$N = \frac{n}{m} \times 100 \times \rho$$

ここで、
 N : 全窒素分 (g/100 mL)
 n : 検量線から得られた窒素量 (mg)
 m : 試料採取質量 (mg)
 ρ : 試料の密度 (g/mL)

なお、5.3.3.1 b)において、試料を体積計によってはかりとる場合にあつては、全窒素分は、検量線から得られた窒素量を設定容量で除することによって求める。

5.4 無塩可溶性固形分

5.4.1 可溶性固形分の測定

可溶性固形分は、試料及び糖用屈折計を 20 °C に保った時の示度を読み取り、その値をパーセントで表したものとす。

5.4.2 食塩分の測定

5.4.2.1 一般

食塩分の測定は、電位差滴定法又はモール法によって測定する。

5.4.2.2 試料溶液の調製

試料 5 mL を全量ピペットを用いて 250 mL 容全量フラスコにはかりとり、水を加えて定容としたものを試料溶液とする。なお、試料溶液は、正確に一定容量をはかることができる装置を使用して試料を採取し、これを水で希釈したものに代えてよい。

5.4.2.3 滴定

滴定は、次のいずれかによる。

- a) **電位差滴定法** 試料溶液 10 mL を全量ピペットを用いて 100 mL～200 mL 容ビーカーにとり、電極が浸る高さまで水を加えた後、硝酸 (1 + 1) 1 mL 及びツィーン 20 溶液 1 mL を加え、これを電位差滴定装置に装着する。かき混ぜながら 0.05 mol/L 又は 0.1 mol/L 硝酸銀溶液で滴定し、滴定装置の操作に従い終点を検出する。空試験については、試料溶液の代わりに水を用いて同様に滴定する。この場合において、終点が検出されないとき又は滴定に要した硝酸銀溶液の体積が 0.01 mL 未満のときは、その滴定値は 0 mL とする。なお、電位差滴定装置の終点判別を正確に行うことができる場合においては、硝酸銀溶液の濃度を変更してよい。また、ツィーン 20 溶液の代わりに、電位差滴定装置に適したアニオン界面活性剤を含む溶液を使用してよい。
- b) **モール法** 試料溶液 5 mL を全量ピペットを用いて磁製蒸発皿又は三角フラスコにとり、指示薬として 2 % クロム酸カリウム溶液を 1 mL 加え、0.02 mol/L 硝酸銀溶液で褐色ビュレットを用いて滴定する。液の色が微橙色になる点を終点とする。空試験については、試料溶液の代わりに水 5 mL を用いて同様に滴定する。この場合において、1 滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、その滴定値は 0 mL とする。

5.4.2.4 計算

食塩分は、次の式によって求める。なお、5.4.2.2 において、試料溶液を正確に一定容量をはかることができる装置を使用して試料を採取し、これを水で希釈したものに代えた場合、a) にあつては計算式中“× (250/10)”を、b) にあつては計算式中“× (250/5)”を削る。

a) 電位差滴定法

$$D = \frac{T - B}{1000} \times A \times F \times M \times \frac{250}{10} \times \frac{1}{V} \times 100$$

b) モール法

$$D = \frac{T - B}{1000} \times A \times F \times M \times \frac{250}{5} \times \frac{1}{V} \times 100 \times C$$

ここで、

- D* : 食塩分 (g/100 mL)
T : 試料溶液の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (mL)
B : 空試験の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (mL)
A : 滴定に用いた硝酸銀溶液の濃度 (mol/L)
F : 硝酸銀溶液のファクター
M : 58.44 (塩化ナトリウムの式量)
V : 試料採取量 (mL)
C : 補正係数 (しろしょうゆ : 1.00, うすくちしょうゆ : 0.99, こいくちしょうゆ : 0.98, たまりしょうゆ及びさいしこみしょうゆ : 0.97)

5.4.3 無塩可溶性固形分の算出

無塩可溶性固形分は、可溶性固形分 (5.4.1 参照) から食塩分 (5.4.2 参照) を差し引いて得た値とする。

5.5 直接還元糖

直接還元糖の測定は、次による。

- a) 試料 10 mL を 20～25 倍に希釈し、その希釈液 5 mL～20 mL をとり、これにフェーリング液 20 mL 及び水を加えて全量を 50 mL とし、正確に 2 分間煮沸した後急冷する。
- b) 25 % 硫酸 10 mL とよう化カリウム 3 g を加え、1 % でん粉液を指示薬として 0.1 mol/L チオ硫酸ナトリウム液で滴定し、別に試料を加えないブランク試験を行って両滴定値の差を直接還元糖とする。

制定等の履歴

全部改正 平成16年 9月13日農林水産省告示第1703号
改 正 平成21年 8月31日農林水産省告示第1218号
改 正 平成26年 8月29日農林水産省告示第1140号
改 正 平成27年 5月28日農林水産省告示第1387号
改 正 平成27年12月 3日農林水産省告示第2596号
改 正 令和元年 6月 27日農林水産省告示第 475号
最終改正 令和 3年 1月 25日農林水産省告示第 186号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和 3年 1月 25日農林水産省告示第 186号

令和 3年 2月 24日から施行する。

飲食料品及び油脂の 格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、外国取扱業者、外国生産行程管理者及び外国流通行程管理者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項から第 3 項まで及び第 30 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき行う表 1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式については、表 1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表 1－飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式

<p>A.1 ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム、ラックスハム及びソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）</p> <p>A.2 マカロニ類</p> <p>A.3 炭酸飲料</p> <p>A.4 トマト加工品（トマトケチャップを除く。）</p> <p>A.5 風味調味料</p> <p>A.6 乾燥スープ</p> <p>A.7 ドレッシング</p> <p>A.8 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖</p> <p>A.9 即席めん</p> <p>A.10 植物性たん白</p> <p>A.11 削りぶし</p> <p>A.12 醸造酢</p> <p>A.13 食用精製加工油脂</p> <p>A.14 豆乳類</p> <p>A.15 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）</p> <p>A.16 マーガリン類</p> <p>A.17 干しめん</p> <p>A.18 農産物漬物</p> <p>A.19 全糖ぶどう糖</p> <p>A.20 ショートニング</p> <p>A.21 精製ラード</p>	<p>附属書 A</p>
--	---------------------

<p>A.22 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース</p> <p>A.23 水産物缶詰及び水産物瓶詰</p> <p>A.24 果実飲料</p> <p>A.25 農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）</p> <p>A.26 パン粉</p> <p>A.27 そしゃく配慮食品</p> <p>A.28 精米</p>	
<p>B.1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰</p> <p>B.2 ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ</p> <p>B.3 しょうゆ</p> <p>B.4 ジャム類</p> <p>B.5 ウスターソース類</p> <p>B.6 トマトケチャップ</p> <p>B.7 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ</p> <p>B.8 チルドミートボール</p> <p>B.9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）</p> <p>B.10 煮干魚類</p> <p>B.11 干しそば</p> <p>B.12 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰</p>	<p>附属書 B</p>
<p>C.1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類</p> <p>C.2 地鶏肉</p> <p>C.3 手延べ干しめん</p> <p>C.4 りんごストレートピュアジュース</p> <p>C.5 生産情報公表牛肉</p> <p>C.6 生産情報公表豚肉</p> <p>C.7 生産情報公表農産物</p> <p>C.8 生産情報公表養殖魚</p> <p>C.9 人工種苗生産技術による水産養殖産品</p> <p>C.10 障害者が生産行程に携わった食品</p> <p>C.11 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉</p>	<p>附属書 C</p>

C.12 大豆ミート食品類	
C.13 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物	
C.14 みそ	
C.15 ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品	
C.16 低たん白加工処理玄米の包装米飯	
C.17 フードチェーン情報公表農産物	

3 格付の表示の方法

表示の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a) 容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付さなければならない。
- b) 格付の表示の様式に近接して、格付に係る日本農林規格の内容を示す文字、絵その他の事項を表示することができる。この場合において、一般消費者に対し、格付に係る日本農林規格の内容を誤認させるような事項を表示してはならない。

附属書 A
(規定)
格付の表示の様式 A

格付の表示の様式については図 A.1 とする。



図 A.1—格付の表示の様式 A

- a) 格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径は、表 A.1 のとおりとする。

表 A.1—格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径

区分	格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類，異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖，即席めん（めん重量が 50 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が 135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。），植物性たん白，食用精製加工油脂，全糖ぶどう糖並びにパン粉	20 mm 以上
ベーコン類（ベーコンを除く。），骨付きハム及びラックスハム，ソーセージ（ボロニアソーセージ，フランクフルトソーセージ，ウインナーソーセージ，リオナソーセージ，セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。），醸造酢（500 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），豆乳類（500 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），マーガリン類（115 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。），干しめん，農産物漬物（300 g 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），ショートニング，精製ラード，果実飲料（1 800 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）並びに精米	15 mm 以上
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。），トマト加工品（トマトケチャップを除く。），風味調味料，乾燥スープ，ドレッシング，即席めん	10 mm 以上

<p>(めん重量が 50 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が 135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。), 削りぶし, 醸造酢 (500 mL 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。), 豆乳類 (500 mL 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。), 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 (コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。), マーガリン類 (115 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。), にんじんジュース及びにんじんミックスジュース, 水産物缶詰及び水産物瓶詰, 果実飲料 (1 800 mL 未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合 (瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。)) に限る。), 農産物缶詰及び農産物瓶詰 (たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰 (全形及び 2 つ割りに限る。), たけのこ大型缶詰 (全形 (傷を除く。)) 及び 2 つ割りに限る。), もも缶詰及びもも瓶詰 (2 つ割りに限る。), なし缶詰及びなし瓶詰 (2 つ割りに限る。)) 並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。)) 並びにそしゃく配慮食品 (表示可能面積がおおむね 150 cm² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。))</p>	
<p>農産物漬物 (300 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。))</p>	7 mm 以上
<p>炭酸飲料 (瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。), 果実飲料 (瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。)) 及びそしゃく配慮食品 (表示可能面積がおおむね 150 cm² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。))</p>	5 mm 以上

- b) 円の縁の幅は, 円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは, 円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 認証機関名は, 円に近接した箇所に記載すること。なお, 認証機関名は, 略称を記載することができる。
- e) 炭酸飲料 (瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。)) 若しくは果実飲料 (瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。)) 又は表示可能面積がおおむね 150 cm² 以下の飲食物品及び油脂にあつては, 認証機関名は, 省略することができる。

附属書B
(規定)
格付の表示の様式B

格付の表示の様式については図 B.1 とする。



図 B.1—格付の表示の様式B

- a) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、表 B.1 のとおりとする。

表 B.1—格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径

区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）	20 mm 以上
ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、しょうゆ（1 800 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15 mm 以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、しょうゆ（201 mL 入り以上1 800 mL 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ジャム類、ウスターソース類、トマトケチャップ、チルドミートボール、煮干魚類並びにコンビーフ缶	10 mm 以上

詰及びコンビーフ瓶詰	
しょうゆ（200 mL 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	7 mm 以上

- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の 1/5 としなければならない。
- e) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び 2 つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び 2 つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2 つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2 つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。
- f) 等級及び認証機関名は、円に近接した箇所に記載しなければならない。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。
- g) 表示可能面積がおおむね 150 cm² 以下の飲食料品及び油脂にあつては、認証機関名は、省略することができる。

附属書C
(規定)
格付の表示の様式C

格付の表示の様式については図 C.1 又は図 C.2 とする。

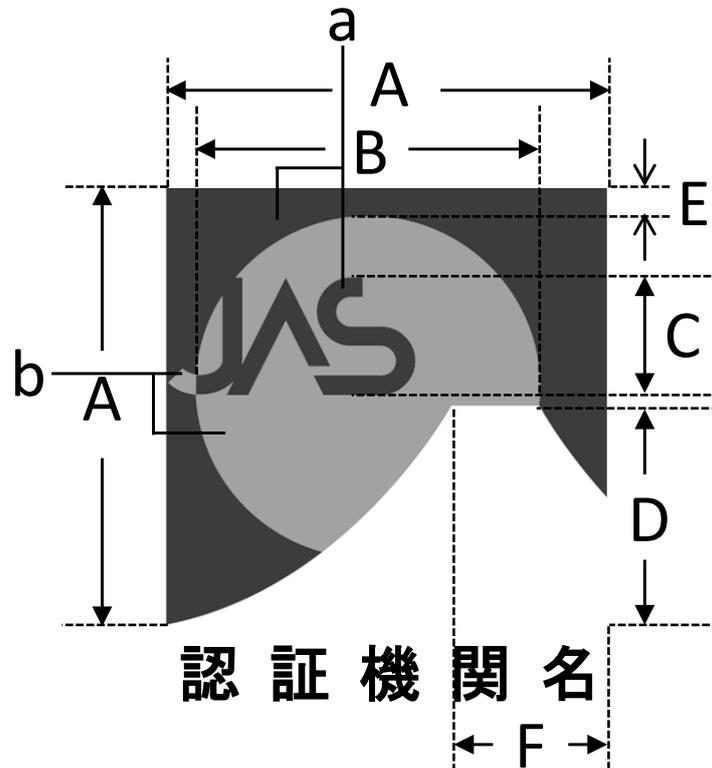


図 C.1—格付の表示の様式C (カラー)

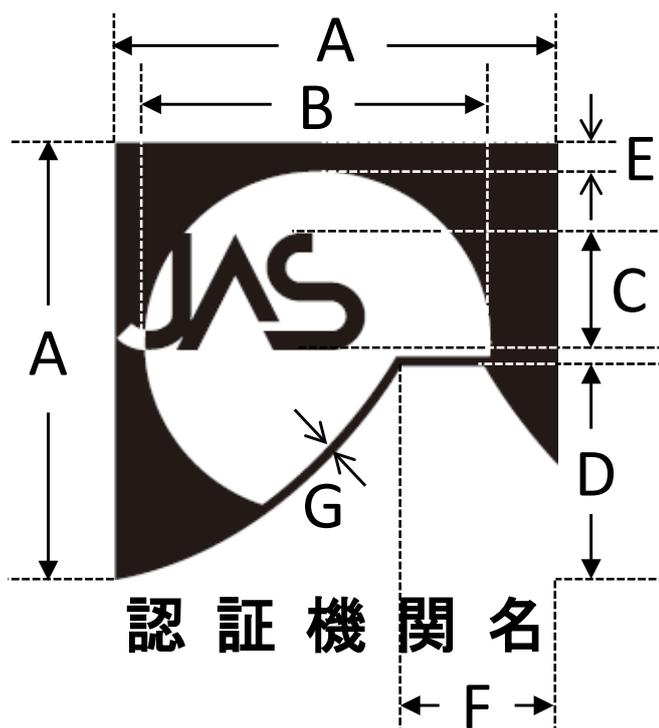


図 C.2—格付の表示の様式C（単色）

- a) BはAの $\frac{8}{10}$ とし、CはAの $\frac{27}{100}$ とし、DはAの $\frac{49}{100}$ 、EはAの $\frac{65}{1000}$ とし、FはAの $\frac{35}{100}$ とし、GはEの $\frac{36}{100}$ としなければならない。
- b) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- c) 図 C.1 にあつては、aの部分及びbの部分の色は、各々に異なる色としなければならない。

制定等の履歴

制	定	昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号
改	正	昭和54年10月24日農林水産省告示第1472号
改	正	昭和55年2月25日農林水産省告示第208号
改	正	昭和55年10月3日農林水産省告示第1373号
改	正	昭和56年8月7日農林水産省告示第1155号
改	正	昭和56年8月21日農林水産省告示第1260号
改	正	昭和57年1月9日農林水産省告示第15号
改	正	昭和59年7月16日農林水産省告示第1434号
改	正	昭和60年4月22日農林水産省告示第536号
改	正	昭和60年7月22日農林水産省告示第1104号
改	正	昭和60年10月5日農林水産省告示第1485号
改	正	昭和61年6月9日農林水産省告示第913号
改	正	昭和61年10月4日農林水産省告示第1679号
改	正	昭和61年11月25日農林水産省告示第1897号
改	正	昭和62年9月24日農林水産省告示第1281号
改	正	昭和63年9月6日農林水産省告示第1370号
改	正	平成元年4月20日農林水産省告示第569号
改	正	平成2年6月28日農林水産省告示第843号
改	正	平成2年11月29日農林水産省告示第1485号
改	正	平成3年8月30日農林水産省告示第1135号
改	正	平成4年6月12日農林水産省告示第713号
改	正	平成5年7月23日農林水産省告示第850号
改	正	平成6年8月9日農林水産省告示第1135号
改	正	平成8年1月22日農林水産省告示第69号
改	正	平成8年3月26日農林水産省告示第384号
改	正	平成8年3月28日農林水産省告示第391号
改	正	平成9年4月22日農林水産省告示第593号
改	正	平成9年4月24日農林水産省告示第604号
改	正	平成9年7月4日農林水産省告示第1099号
改	正	平成10年7月22日農林水産省告示第1079号
改	正	平成11年6月21日農林水産省告示第848号
改	正	平成12年6月9日農林水産省告示第823号
改	正	平成14年8月30日農林水産省告示第1392号
改	正	平成14年11月8日農林水産省告示第1719号
改	正	平成14年11月8日農林水産省告示第1720号
改	正	平成15年3月28日農林水産省告示第562号
改	正	平成15年5月22日農林水産省告示第777号
改	正	平成15年11月25日農林水産省告示第1926号
改	正	平成16年4月15日農林水産省告示第936号
改	正	平成16年6月25日農林水産省告示第1224号
改	正	平成16年6月29日農林水産省告示第1250号
改	正	平成16年7月21日農林水産省告示第1408号
改	正	平成16年8月4日農林水産省告示第1471号
改	正	平成16年8月11日農林水産省告示第1488号
改	正	平成16年8月26日農林水産省告示第1565号
改	正	平成16年11月12日農林水産省告示第2021号
改	正	平成17年3月24日農林水産省告示第556号
改	正	平成17年7月29日農林水産省告示第1262号
改	正	平成17年10月27日農林水産省告示第1616号
改	正	平成17年12月27日農林水産省告示第1999号
改	正	平成18年1月11日農林水産省告示第26号
改	正	平成18年2月17日農林水産省告示第169号
改	正	平成18年5月2日農林水産省告示第667号
改	正	平成18年5月12日農林水産省告示第692号
改	正	平成19年5月7日農林水産省告示第594号
改	正	平成19年10月30日農林水産省告示第1349号
改	正	平成19年11月28日農林水産省告示第1493号
改	正	平成20年3月21日農林水産省告示第421号
改	正	平成21年4月9日農林水産省告示第493号
改	正	平成21年4月16日農林水産省告示第522号

改正 平成24年12月12日農林水産省告示第2566号
改正 平成25年11月12日農林水産省告示第2774号
改正 平成26年8月14日農林水産省告示第1100号
改正 平成28年6月1日農林水産省告示第1270号
改正 平成28年8月17日農林水産省告示第1570号
改正 平成30年3月29日農林水産省告示第686号
改正 平成30年12月28日農林水産省告示第2815号
改正 平成31年3月29日農林水産省告示第597号
改正 令和2年3月17日農林水産省告示第511号
改正 令和3年5月31日農林水産省告示第920号
改正 令和3年12月7日農林水産省告示第2076号
改正 令和4年2月24日農林水産省告示第447号
改正 令和4年3月31日農林水産省告示第663号
改正 令和4年9月6日農林水産省告示第1394号
改正 令和4年9月28日農林水産省告示第1482号
最終改正 令和5年3月30日農林水産省告示第495号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和5年3月30日農林水産省告示第495号
令和5年4月29日から施行する。

農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間

農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	認証事項の確認を行う期間
<p>即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウスターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、マーガリン類、ショートニング、精製ラード、食用精製加工油脂、食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、ジャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰、農産物漬物、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、削りぶし、煮干魚類、パン粉、そしゃく配慮食品、熟成ハム類、熟成ソーセージ類、熟成ベーコン類、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構造用パネル、素材、合板、フローリング、畳表、接着重ね材、接着合せ材、接着たて継ぎ材、精米、木質ペレット燃料</p>	<p>おおむね一年とする。ただし、農林物資の性質、日本農林規格に適合しない農林物資が生じる確率及びその影響の大きさその他の事情があると認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>手延べ干しめん、地鶏肉、生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表養殖魚、日持ち生産管理切り花、有機料理を提供する飲食店等の管理方法、人工種苗生産技術による水産養殖産品、障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物、青果市場の低温管理、人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉、ノングルテン米粉の製造工程管理、大豆ミート食品類、プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物、みそ、ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品、ベジタリアン又はヴィーガン料理を提供する飲食店等の管理方法、低たん白加工処理玄米の包装米飯、廃食用油のリサイクル工程管理、フードチェーン情報公表農産物</p>	<p>おおむね一年とする。</p>

制定等の履歴

制	定	平成18年3月1日	農林水産省告示第217号
改	正	平成19年5月7日	農林水産省告示第593号
改	正	平成19年8月29日	農林水産省告示第1083号
改	正	平成19年9月25日	農林水産省告示第1152号
改	正	平成19年10月31日	農林水産省告示第1354号
改	正	平成19年11月28日	農林水産省告示第1495号
改	正	平成20年3月21日	農林水産省告示第420号
改	正	平成20年5月13日	農林水産省告示第705号
改	正	平成21年4月9日	農林水産省告示第494号
改	正	平成21年4月16日	農林水産省告示第521号
改	正	平成24年12月12日	農林水産省告示第2566号
改	正	平成25年11月12日	農林水産省告示第2774号
改	正	平成25年12月20日	農林水産省告示第3083号
改	正	平成26年8月14日	農林水産省告示第1100号
改	正	平成26年8月29日	農林水産省告示第1141号
改	正	平成27年3月9日	農林水産省告示第512号
改	正	平成28年8月17日	農林水産省告示第1572号
改	正	平成30年3月29日	農林水産省告示第694号
改	正	平成30年4月2日	農林水産省告示第742号
改	正	平成30年12月28日	農林水産省告示第2822号
改	正	平成31年1月31日	農林水産省告示第190号
改	正	平成31年3月29日	農林水産省告示第603号
改	正	令和元年9月5日	農林水産省告示第802号
改	正	令和2年3月17日	農林水産省告示第515号
改	正	令和2年10月30日	農林水産省告示第2124号
改	正	令和3年2月24日	農林水産省告示第297号
改	正	令和3年12月7日	農林水産省告示第2083号
改	正	令和4年2月24日	農林水産省告示第454号
改	正	令和4年3月31日	農林水産省告示第667号
改	正	令和4年9月6日	農林水産省告示第1402号
改	正	令和4年9月28日	農林水産省告示第1482号
改	正	令和5年3月30日	農林水産省告示第500号
改	正	令和5年6月15日	農林水産省告示第746号
最終	改正	令和6年7月3日	農林水産省告示第1312号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和6年7月3日農林水産省告示第1312号
令和6年7月3日から施行する。

しょうゆについての検査方法

制 定 昭和38年1月30日農 林 省告示第 81号
改 正 平成18年2月28日農林水産省告示第210号
最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第688号

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種検査方法
 - (1) 抽出の割合
原料及び製造条件が同一と認められる同一品種のしょうゆの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200mlを採取して、試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のしょうゆを合格に格付する。
- 4 第2種検査方法への移行
3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のしょうゆが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。
- 5 第2種検査方法
 - (1) 抽出の割合
4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなったしょうゆで品種が同一であり、30日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200mlを採取して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行
5に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第688号）抄
平成30年4月1日から施行する

格付のための検査に必要な試料の抽出方法について

平成 16 年 10 月 13 日のしょうゆの日本農林規格施行に伴い、製造方式が改正されたことにより、下記の通り区分を改正いたします。

I. 試料の抽出方法と区分について

下記に記載した区分ごとに夫々、一ヶ月間(1日から月末まで)に製造したものの中から、製品 1 本を無作為に取出し、格付のための分析を行う。(第 2 種検査方法)

原材料及び製造条件が同一と認められる同一品種の醤油の製造荷口の区分

1. 区分
(1) 品種別(こいくち、うすくち、たまり、さいしこみ、しろの別) (2) 製造方式別(本醸造方式、混合醸造方式、混合方式の別) (3) 等級別(特級、上級、標準) (4) 全窒素分または無塩可溶性固形分に関する特殊な用語のもの(超特選、特選、濃厚の別) (5) 食塩分に関する特殊な用語のもの(うす塩・あま塩・あさ塩・低塩と減塩の別) (6) その他が特殊な用語のもの(うすいろ、 ^{なま} 生) (7) 主たるタンパク原料が異なるもの(丸大豆、脱脂加工大豆) (8) 主たるデンプン原料が異なるもの(小麦、はと麦・はだか麦・米が小麦より多量に使用されているもの)
の区分により、最低の規格のものを検査試料とする。 ただし、同一区分中に複数のものがある場合、最低規格のものと、それ以外の物(複数ある場合は順番に)1つを選び検査試料とするものとする。(例えば同一区分に 1a、2a、3a という 3 つの商品がある場合、今月は最低規格の 1a と 2a、翌月は 1a と 3a、翌々月は 1a と 2a となる。 なお、同一区分が 2 つの場合は、今月は 1a と 2a、翌月は 1a、翌々月は 1a と 2a となる。)
2. 新製品の取扱い
同一区分と見られるものであっても新製品に限り検査荷口を区分して最初の出荷時に検査荷口とすること。

II. コンテナ、ローリー等の大型の容器(容量が 2,000ml を超える容器)からの抽出方法について

製造荷口の 1 単位が大きく、容器からの抽出が困難であることから、当該容器に充填するための充填ノズルより 1,000ml 程度*採取し、その中から 200ml を検査荷口とする。(※200ml を抽出した残りを異物検査に用いる。)

なお異物検査は、工場自らが行うべき項目である。特に充填機直前にスレーナを装着することを推奨する。また、スレーナは使用前後に異物が捕獲されているか否かの確認を行うことが必要である。)

附則 この抽出方法及び区分については、平成 15 年移行の新 J A S 制度における認定工場が、格付を実施する場合から適用するものといたします。

しょうゆについての取扱業者の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項の規定及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行うしょうゆについての取扱業者及び外国取扱業者の認証の技術的基準について規定する。

2 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準

2.1 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設

2.1.1 製造施設

2.1.1.1 作業場

次の条件に適合していなければならない。

- a) 作業に支障のない広さ及び明るさであること。
- b) 調整から瓶詰（缶詰、樽詰等を含む。）に至るまでの作業を行う場所は、ちり等の落下を防止できる構造であり、かつ、窓、出入口その他開放する箇所は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
- c) 床面は、平らに仕上げてあり、かつ、清掃しやすいものであること。ただし、水を使用する作業を行う床面については、耐水性材料を用いて平らに仕上げてあり、かつ、排水が良好に行える構造であること。
- d) 清浄な水を十分に供給することができる給水設備があること。
- e) 場内に排水だめがないこと。
- f) 生揚げを製造する場合にあっては、こうじ盛込場は、清浄を保持できる構造でなければならない。

2.1.1.2 こうじ室（生揚げを製造する場合に限る。）

製麴が十分に行えるように温度、湿度、換気等の調節が行える構造でなければならない。

2.1.1.3 もろみ貯蔵庫（生揚げを製造する場合に限る。）

もろみの発酵、熟成が十分に行える構造でなければならない。

2.1.1.4 機械器具

均衡した能力を有し、かつ、連続した生産が可能な機械器具でなければならない。

2.1.2 保管施設

原材料、添加物、資材及び製品の品質を良好に保持できる適当な広さの施設でなければならない。

2.1.3 品質管理施設

2.2.2 の内部規程に従い品質管理〔外注管理（製造、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。〕を行うために必要な機械器具を備えている施設でなければならない。

2.1.4 格付のための施設

次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設でなければならない。ただし、a)～g)にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、c)にあってはこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ及びさいしこみしょうゆの標準を製造する場合、e)にあっては無塩可溶性固形分を電位差滴定装置を用いて測定しない場合を除く。

- a) 標準色セット
- b) ケルダール窒素定量装置又は燃焼法全窒素測定装置
- c) 糖用屈折計
- d) 天びん（全窒素分を測定する試料を質量ではかりとる場合にあっては感量が 0.1 mg 以下のもの、全窒素分を燃焼法全窒素測定装置を用いて測定し、かつ、試料の採取量を 40 mg 以上 100 mg 未満とする場合にあっては感量が 0.01 mg 以下のもの）
- e) 電位差滴定装置
- f) ガラス器具
- g) 雑器具

2.2 品質管理の実施方法

2.2.1 2.3.2 に規定する品質管理責任者に、次の職務を行わせていなければならない。

- a) 品質管理に関する計画の立案及び推進
- b) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括
- c) 従業員に対する品質管理に関する教育訓練の推進
- d) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

2.2.2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、b)についてはしょうゆ製麴用加工小麦を用いない場合及び生揚げを製造する場合、c)～e)については生揚げを製造する場合、f)については調合を行う場合、g)については生揚げの火入を行う場合、h)については殺菌又は除菌を行う場合、p)については業務用の製品以外のものを製造する場合に限る。

- a) 原材料及び添加物の品質に関する事項
- b) 小麦の処理に関する事項
- c) 大豆の処理に関する事項
- d) 製麴に関する事項
- e) もろみの発酵熟成に関する事項
- f) 調合に関する事項
- g) 生揚げの火入に関する事項
- h) 殺菌又は除菌に関する事項
- i) 製品の品質（異物の混入がないことを含む。）に関する事項
- j) 製造及び品質管理の機械器具の管理に関する事項
- k) 工程において発生した不良品及び異常についての処置に関する事項
- l) 苦情処理に関する事項
- m) 品質管理記録の作成及び保存に関する事項
- n) 品質管理の実施状況についての内部監査に関する事項
- o) 品質管理の実施状況についての認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- p) 添加物に係る情報伝達に関する事項
- q) 施設等の清掃、排水及び廃棄物の処理に関する事項
- r) 従業員の健康管理、服装等及び手洗いにに関する事項
- s) 防虫及び防鼠に関する事項

2.2.3 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その記録を作成及び保存していなければならない。

2.2.4 品質管理の結果、製品の品質が安定していなければならない。

2.2.5 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていなければならない。

2.3 品質管理を担当する者の資格及び人数

2.3.1 品質管理担当者

品質管理担当者として、次のいずれかに該当する者が二人以上置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学で食品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、発酵食品の製造又は試験研究に 1 年以上従事した経験を有するもの。
- b) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、発酵食品の製造又は試験研究に 3 年以上従事した経験を有するもの。
- c) 発酵食品の製造又は試験研究に 5 年以上従事した経験を有する者。

2.3.2 品質管理責任者

品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認証機関が指定する講習会（以下“講習会”という。）においてしょうゆに係る品質管理に関する課程を修了した者が一人選任されていなければならない。

2.4 格付の組織及び実施方法

2.4.1 格付の組織

格付を行う部門が、製造部門及び営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有していなければならない。

2.4.2 格付の実施方法

2.4.2.1 次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、**b)**及び**e)**については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

- a) 試料の抽出に関する事項
- b) 試料の検査に関する事項
- c) 格付の表示に関する事項
- d) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- e) 格付のための機械器具の管理に関する事項
- f) 格付記録の作成及び保存に関する事項
- g) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項
- h) 格付の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

2.4.2.2 **2.5.1 a)**又は**b)**のいずれかに該当する者であって、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものを置かず、試料の検査を第三者に委託する場合にあつては、しょうゆの試料の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、格付のための試料の検査を行わせ、かつ、当該試料の検査の結果に基づき格付を行わなければならない。

2.4.2.3 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められなければならない。

2.5 格付を担当する者の資格及び人数

2.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、次のいずれかに該当する者であって、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが一人以上置かれていなければならない。

- a) 学校教育法による大学で食品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、食品の検査又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの。
- b) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の検査又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの。

2.5.2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、**2.3.2**に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了した者が一人以上選任されていなければならない。ただし、製造の一部（充填工程及び包装工程に限る。）を外部の者に委託する場合であって、委託先の工場又は事業所において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、委託先の工場又は事業所に格付責任者を補佐する者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが一人以上置かれていなければならない。

2.5.3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であつて、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが一人以上置かれていなければならない。ただし、製造の一部（充填工程及び包装工程に限る。）を外部の者に委託する場合であつて、委託先の工場又は事業所において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、委託先の工場又は事業所に格付担当者を補佐する者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であつて、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが一人以上置かれていなければならない。

3 製造業者以外の取扱業者（外国取扱業者を含む。）の認証の技術的基準

3.1 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設

2.1に規定する基準に適合していなければならない。

3.2 品質管理の実施方法

3.2.1 **3.3.2**に規定する品質管理責任者に、非製造業者の認証に係る工場又は事業所（以下“工場等”という。）における**2.2.1**に規定する職務を行わせていなければならない。

3.2.2 工場等において、その責任者に、**2.2.2～2.2.5**に規定する職務を行わせていなければならない。

3.2.3 次の事項について、工場等の管理の実施方法に関する規程（以下“管理規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 製造又は加工、保管及び品質管理のための施設が**2.1**に規定する基準に適合していることの確認に関する事項
- b) 内部規程の整備及び定期的な見直しが行われていることの確認に関する事項
- c) 品質管理担当者を工場等の従業員から指名する場合の品質管理担当者の監督に関する事項
- d) 格付のための試料の検査を自ら行わない場合であつて、格付担当者を補佐する者を工場等に置く場合の当該者の監督に関する事項
- e) その他工場等の管理に必要な事項

3.2.4 管理規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、非製造業者の管理部門の従業員に十分周知することとし

ていなければならない。

3.3 品質管理を担当する者の資格及び人数

3.3.1 品質管理担当者

品質管理担当者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者が工場等に二人以上置かれていなければならない。この場合において、品質管理担当者は、工場等の従業員から指名することができるものとする。

3.3.2 品質管理責任者

品質管理責任者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会においてしょうゆに係る品質管理に関する課程を修了したものが非製造業者に一人置かれていなければならない。

3.4 格付の組織及び実施方法

2.4に規定する基準に適合していなければならない。

3.5 格付を担当する者の資格及び人数

3.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、**2.5.1 a)**又は **b)**のいずれかに該当する者であって、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが非製造業者に一人以上置かれていなければならない。

3.5.2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、**3.3.2**に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了した者が一人以上選任されていなければならない。ただし、工場等において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、工場等に格付責任者を補佐する者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが一人以上置かれていなければならない。

3.5.3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが非製造業者に一人以上置かれていなければならない。ただし、工場等において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、工場等に格付担当者を補佐する者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが一人以上置かれていなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成 12 年 10 月 19 日農林水産省告示第 1313 号
改 正 平成 13 年 12 月 28 日農林水産省告示第 1682 号
改 正 平成 16 年 11 月 5 日農林水産省告示第 1999 号
改 正 平成 18 年 2 月 22 日農林水産省告示第 186 号
改 正 平成 21 年 8 月 31 日農林水産省告示第 1220 号
改 正 平成 26 年 8 月 29 日農林水産省告示第 1143 号
改 正 平成 27 年 3 月 27 日農林水産省告示第 714 号
改 正 平成 27 年 5 月 28 日農林水産省告示第 1387 号
改 正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 687 号
最終改正 令和 元年 12 月 9 日農林水産省告示第 1551 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和元年 12 月 9 日農林水産省告示第 1551 号

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にしょうゆについての認証事業者（日本農林規格等に関する法律施行規則第 46 条第 1 項第 1 号ニ(1)に規定する認証事業者をいう。）であるものの認証の技術的基準については、この告示による改正後のしょうゆについての取扱業者の認証の技術的基準の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	1/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

(適用の範囲)

第1条 この規程は、一般財団法人日本醤油技術センター（以下「本センター」という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づいて行う認証に関する業務について、その運営方針、運営体制及び実施方法その他の認証に関する業務の実施に必要な事項を規定する。

(認証に関する業務の方針)

第2条 本センターが行う認証業務の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- (1) 認証に関する業務を公平、公正、迅速に提供する。
- (2) 認証に関する業務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- (3) 認証に関する業務で得られる情報について機密保持に責任を持つ。
- (4) 認証に関する業務の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任をもつ。
- (5) JAS制度の適正な運営に寄与する。
- (6) 本センターは、認証に関する業務の結果を左右しかねないようなすべての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないようにする。

(法的地位及び責任)

第3条 本センターは、定款の定めるところにより、JAS法に基づく登録認証機関として登録され、認証に関する業務を行うものとする。

2 本センターは、登録認証機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本センターが行うすべての認証に関する業務に責任を負うものとする。

1 事業所の所在地及びその事業所において認証に関する業務を行う区域

(認証に関する業務の区域)

第4条 本センターが認証に関する業務を行う区域は、国内及び外国の区域とする。

(認証に関する業務を行う事業所)

第5条 本センターの認証に関する業務を行う事業所の名称は、「一般財団法人日本醤油技術センター」とし、東京都中央区日本橋小網町3番11号に置くものとする。

2 認証を行う農林物資の種類

(認証を行う農林物資の種類)

第6条 本センターが認証を行う農林物資の種類はしょうゆとする。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	2/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

(認証を行う取扱業者等)

第7条 本センターが認証を行う者は、製造業者及び外国製造業者（以下、取扱業者という。）とする。
なお、取扱事業者の外注先についても必要に応じて認証の対象とする。

3 認証に関する業務を行う時間及び休日

(営業時間)

第8条 事業所の認証に関する業務を行う時間は、9時から17時までとする。

2 休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、国民の休日、8月13日から15日（ただし休日と重なる場合は、その前後に振替える。）及び年末の12月30日から31日まで並びに年始の1月2日から4日とする。

4 認証に関する料金の算定方法

(認証手数料)

第9条 本センターは、第23条に基づく認証申請を受理する場合、当該申請を行ったものから別紙1に定める認証手数料を徴収するものとする。

2 徴収方法は、業務の開始に当たり本センターが発行する請求書により、指定する期日と方法で行うものとする。

(確認調査手数料)

第10条 本センターは、認証を受けた取扱業者（以下、「認証取扱事業者」という。）に対し、第35条に基づく認証事項の確認のための調査（以下、「確認調査」という。）を実施する場合は、認証取扱業者から別紙1に定める確認調査手数料を徴収するものとする。

2 本センターは、認証取扱業者に対し、第36条に基づく認証事項の臨時確認調査を実施する場合は、認証取扱業者から別紙1に定める臨時調査手数料を徴収するものとする。

3 徴収方法は、前条2項に準じて行うものとする。

(その他の費用の負担)

第11条 本センターは、申請者及び認証取扱業者に対し、第50条に基づく講習会を実施するときは、別紙2に定める講習会等参加費を徴収するものとする。

2 本センターは、申請者又は認証取扱業者、その他の利害関係人から第21条第2項（8）の財務諸表等の書面の謄本又は抄本の請求があった場合又は財務諸表等の電磁的記録を電磁的方法により提供するよう請求があった場合には、当該請求を行った申請者及び認証取扱業者又はその他の利害関係人から別紙3に定める交付手数料を徴収するものとする。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	3/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

5 認証に関する業務を行う組織

(組織)

第12条 本センターの認証に関する業務を行う組織は、別紙4に定める認証に関する組織図及び職務分掌のとおりとする。

(理事長の責任及び権限)

第13条 本センターの理事長（以下、単に「理事長」という。）は、認証に関する業務に係る経営資源の確保、運営方針の策定、認証に関する業務の実施及び監督並びに認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しに関する決定について責任及び権限を有するものとする。

(理事長の権限の委譲)

第14条 理事長は、その責任において、認証に関する業務の実施及び監督に係る権限のうち他の責務と関わりなく認証業務の運営管理、監視、評価及び調整を行う者として部長職以上の者を管理責任者として権限を委譲することができるものとする。

6 認証に関する業務を行う者の職務

(認証に関する業務を行う者の職務)

第15条 認証に関する業務を行う者の職務は、製品検査、書類審査及び実地調査の業務、審査結果のレビュー、判定の業務並びに認証の事務とし、理事長は、職務及び責任を記述した明確で最新の状態の指示書を認証に関する業務を行う者が利用できるようにしておくものとする。

2 製品検査員は、JAS格付予定製品又はJAS格付製品の製品検査を行い、製品のJAS規格への適合性を検査する。

3 審査員は、認証の申請に係る審査業務及び認証後に定期的又は必要に応じて行う認証事項の確認調査に従事し、書類審査及び実地調査を行い、当該農林物資に係る認証の技術的基準との適合性を審査する。また、製品検査員が行った製品検査の結果及び実地調査等の状況から認証申請者が常にJAS規格に適合する製品を供給する能力を有するかどうかを審査する。

4 判定員は、前項の審査員の審査結果に基づき、審査結果のレビュー及び認証のための判定を行う。

5 管理責任者は、申請書のレビュー、審査計画の策定、認証書の発行等の認証業務に関する事務を行う。

6 製品検査員、審査員及び判定員（以下「製品検査員等」という。）及び管理責任者は、遂行する職務に対して適格でなければならない。

(製品検査員等の任命)

第16条 理事長は、製品検査員等及び管理責任者を任命する。

2 製品検査員等及び管理責任者には別に定める製品検査員等の資格基準及び評価手順書に基づき、JAS法、認証に関する業務の手順、認証の技術的基準、JAS規格及び当該農林物資の製造方法、審査技能等の教育・訓練を受け、かつ、必要な技術的知識及び経験を有する力量のあるものを十分な数

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	4/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

任命するものとする。

3 理事長は、前項の任命に際して、製品検査員等及び管理責任者に対して以下の事項を約束する宣誓書に署名することを求めるものとする。

(1) 本センターが定める規則に従うこと。

(2) 製品検査員等自身並びにその雇用主と、当該製品検査員に割り当てられる個別の審査等又は認証事項の確認に伴う申請者または認証取扱業者との間の現在及び過去における関係を明言すること。

(3) 本センターの利害に抵触する事由が発生した場合は速やかに理事長に報告すること。

4 理事長は、製品検査員等及び管理責任者の力量の維持について、別に定める製品検査員等資格基準及び評価手順書に基づき、力量の評価を毎年1回以上実施するものとする。

5 理事長は、製品検査員等及び管理責任者の資格、研修及び実務経験についての記録を保持し、最新の状態を維持するものとする。

(研修)

第17条 理事長は製品検査員等及び管理責任者に対し、適正な業務を実施するために別に定める研修手順書に定める研修を実施するものとする。

(機密保持)

第18条 本センターは、就業規則に定める他、機密情報の取扱い要領に基づき、委託先の機関及び個人を含む組織の全ての階層において、認証に関する業務の過程において得られる情報の機密を保護するものとする。

2 本センターは、第53条により認証取扱業者の情報を公開する事項及び内容について、第32条の認証契約書に明記することとする。また、情報の公開を行う場合には事前に公開する旨の通知を認証取扱業者に対して行うものとする。

3 第三者から得た、申請者又は認証取扱業者に関する情報は、機密情報として取り扱うこととする。

(禁止業務)

第19条 本センターは、本センターの認証の申請を予定している者及び認証取扱業者に対し、認証上の問題となる事項の対処方法についての助言又はコンサルタントサービスを行わない。

2 本センターは、本センターが認証の対象となる農林物資（以下「認証対象農林物資」という。）の製造及び販売を行わない。

3 本センターは、いかなる場合であっても認証に関する業務の機密保持、客観性又は公正性を損なうような商品の販売又はサービスの提供を行わない。

(財務及び債務)

第20条 本センターは、登録認証機関の安定的な運営に必要な経営資源を持ち、かつ認証業務から発生する恐れのある債務に対して適切に備えておくこととする。

7 認証の実施方法、認証の取消の実施方法その他認証に関する業務の実施方法

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	5/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

(文書・記録の整備及び管理)

第21条 本センターは、認証に関する業務に係る文書及び記録を別に定める文書管理手順書に基づき適切に管理するものとする。

2 本センターは、以下に関する文書を用意し、要請に応じて閲覧又は交付できるようにしておくものとする。

- (1) 本センターの権限についての情報
- (2) 認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しを含む認証に関する手順の説明書
- (3) 認証に関する業務における審査及び判定方法の情報
- (4) 本センターの財政的基盤を確保する手段
- (5) 申請者及び認証取扱業者が支払うべき費用
- (6) 申請者及び認証取扱業者の権利及び義務（格付の表示の取扱い方法、登録認証機関の略称等を含む。）
- (7) 苦情・異常申し立て及び紛争の処理手順
- (8) 財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）

(業務に関する情報の提供)

第22条 本センターは、申請者に対して、認証の詳細な手順、JAS法（政令・省令・告示・通知を含む）、認証対象農林物資の日本農林規格、認証の技術的基準、本センターの要求事項、必要となる費用及び納入方法、認証申請者の権利及び義務について記載した文書を提供するものとする。

2 本センターは、申請者から求められた場合には、追加情報を当該申請者に提供するものとする。

(認証申請の受理及び審査の準備)

第23条 本センターは、管轄区域内の申請者から、別記様式第1号に定める申請書が提出されたときは、以下の場合を除き、認証の申請を受理するものとする。また、申請の受理を拒否する場合は、その理由を認証申請者に通知するものとする。

- (1) 格付の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は報告の求めを拒否し、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入検査を拒否し、妨害し、若しくは忌避したことにより、罰金以上の刑に処され、その執行を終わった日から1年が経過していない者からの申請の場合
- (2) 本センター又は他の登録認証機関から認証を取り消されてから1年が経過していない者からの申請の場合
- (3) 認証の取消しの日前30日以内にその取消しに係る認証取扱業者の業務を行う役員であった者でその取消しの日から1年が経過していない者からの申請の場合
- (4) 申請者から本センターの規定に従わない旨の表明があった場合

2 本センターは、認証にかかる審査を円滑かつ確に実施するために以下の状態が確保されるよう、審査を始める前に認証申請書の内容を十分に確認するとともに、確認作業の記録を維持するものとする。また、修正等を実施しても以下の状態が確保できない場合には審査を行わないものとする。

- (1) 申請書及び添付書類が全て提出されている。
- (2) 本センターと認証申請者の間に生じる理解の相違は全て解消されている。
- (3) 申請書に記載された、農林物資の区分及び種類並びに申請対象工場の所在地等が、本センターの

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	6/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

業務規程に定める管轄区域、農林物資の区分及び種類その他認証に関する業務の範囲内において本センターが認証に関する業務を行うことを理解している。

- (4) 申請者が、本センターの行う認証に関する業務に協力することの別記様式第2号に定める同意書を提出していること。
- 3 申請の内容が、本センターが既に認証した認証取扱業者の認証の範囲に含まれる場合、それらの審査報告書を活用し第26条に規定する書類審査の結果により審査の一部又は全部を省略することができるものとする。省略する場合、その旨第2項の記録及び審査報告書にその根拠を明記することとする。また、申請者が省略の根拠の提示を求めた場合、説明するものとする。
- 4 本センターは、審査に必要な準備作業の管理ができるよう、あらかじめ個別の認証申請の審査計画を作成するものとする。

(製品検査員及び審査員、判定員の指名)

第24条 理事長は、個別の認証申請に係るJAS格付予定製品のJAS規格への適合性の確認検査を行う者を製品検査員の中から指名するものとする。

- 2 理事長は、個別の認証申請に係る書類審査又は実地調査を行う者を審査員の中から指名するものとする。審査員には、申請者の規模等により、必要十分な人数を指名するものとする。
- 3 理事長は、審査員の審査結果に基づき、審査結果のレビュー及び認証のための判定を行う者を判定員の中から指名するものとする。なお、同一申請について、製品検査員又は審査員として指名したものは判定員には指名しないものとする。
- 4 判定員の指名に当たっては、過去2年間において申請者と利害関係をもち、又は利害関係を有する機関に雇用されていた者は指名しないものとする。
- 5 本センターは、包括的かつ正確な評価を確実に行わせるために、製品検査員等に必要な情報及び適切な作業文書を与えるものとする。

(実地調査計画書の作成)

第25条 前条により指名された審査員は、審査計画に基づき、申請者と日程を調整の上、別記様式第3号に定める実地調査計画書を作成して、実地調査の1週間前までに申請者に通知するものとする。

(審査の実施)

第26条 審査員は、第23条第4項でさだめた審査計画に従い、別に定める審査及び認証事項の確認調査手順書に基づき、書類審査及び実地調査を行い、申請者が認証の技術的基準に適合しているかどうかを審査することにより行う。また、製品検査結果及び実地調査結果から、申請者が常にJAS規格に適合する製品を供給する能力を有するかどうかの審査を行う。

- 2 第23条第3項に基づき、審査の一部又は全部を省略する場合であって、書類審査の結果申請内容が認証の技術的基準に適合すると判断される場合は、実地調査又は製品検査の一部又は全部を省略することができることとする。
- 3 審査員は、実地調査の最後に認証申請者の責任者との間で会議をもち、その会議の場で、認証の技術的基準への適合性に関して書面又は口頭で特に重要と思われる事項を示すものとする。
- 4 審査員は、実地調査の際に申請者のJAS格付予定製品のうち、製造工程を代表するものを製品検査

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	7/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

査の試料として無作為に抽出するものとする。

- 5 製品検査員は、別に定める製品検査マニュアルに基づき、前項で審査員が抽出した試料を J A S 規格に定める測定方法を用いて検査し、製品の J A S 規格への適合性を確認するものとする。
- 6 製品検査員は、製品検査の結果を理事長に報告するものとする。
- 7 理事長は、製品検査の結果を審査員に報告するものとする。

(審査結果の報告及び通知)

第 27 条 審査員は、前条の製品検査結果の通知を受けた後速やかに、審査結果に係る報告書(以下「審査結果報告書」という。)を作成し、理事長に報告するものとする。

- 2 審査結果報告書は、認証申請者が是正すべき事項(不適合)を全て特定して作成するものとする。
- 3 理事長は、審査結果報告書を速やかに申請者に通知するものとする。

(是正措置)

第 28 条 理事長は、申請者に対し、審査結果通知書への意見の提出をもとめ、審査結果通知書で指摘した事項を是正するために実施した処置又は一定の期間内に実施を計画している処置について、期限を示して文書による是正処置報告を求めるものとする。

- 2 本センターは、前項の是正処置の報告が提出された場合、その報告内容を確認し、全面的又は部分的な再実地調査並びに再製品検査が必要かどうか、又は第 35 条に定める認証事項の確認調査中に確認することで十分と認められるかどうかについて、認証申請者に通知するものとする。

(再審査)

第 29 条 理事長は、第 28 条により指摘した事項が所定の期限内に是正された場合は、当該是正処置の内容について製品検査員等に再審査を第 26 条に準じて行わせるものとする。

- 2 審査員は、再審査の結果を審査結果報告書に追記した最終報告書として理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、最終報告書を申請者に通知するものとする。

(審査結果のレビュー)

第 30 条 理事長は、判定員に審査結果の妥当性を確認させるものとする。

- 2 判定員は、申請書及び審査結果報告書(最終報告書)等の認証の技術的基準及び J A S 規格への妥当性の確認を行い、理事長へ認証推薦書により報告するものとする。

(認証の可否の判定)

第 31 条 理事長は、別に定める判定委員会運営要領に基づき、判定員で構成する判定委員会を設置する。

- 2 判定委員会は、審査結果報告書(最終報告書)及び認証推薦書等に基づき、認証の可否について審議及び判定を行い、理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、判定の結果、認証の申請にかかる認証の技術的基準及び J A S 規格に不適合であって、認証の授与をしない場合は、その旨理由を付して申請者に通知するものとする。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	8/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

4 前項の場合であって申請者が、認証審査の継続を希望し、是正措置報告が提出された場合は、第26条に準じて再審査を実施する。

(認証契約)

第32条 本センターは、申請者に対して認証を行おうとするときは、当該申請者と、別記様式第4号に定める認証契約書により契約を締結するものとする。

(帳簿の作成及び保存)

第33条 本センターは、認証の申請に係る農林物資の種類ごとに別記様式第5号に定める認証業務に関する帳簿を作成し、最終の記載日から5年間保存するものとする。

(認証書の交付)

第34条 理事長は、第31条の結果、認証を行うことが適切と認めた場合かつ第32条の認証契約を締結した場合は申請者に対し、遅滞なく別記様式第6号に定める認証書を交付するものとする。

(認証事項の確認)

第35条 本センターは、認証取扱業者が、その後も継続して認証の技術的基準を満たしていること並びにJAS規格に適合する製品を供給する能力を維持していることを確認するため、別に定める審査及び認証事項の確認手順書及び製品検査マニュアルに基づき、書類及び実地における認証事項の確認調査並びにJAS格付製品のJAS規格への適合性の確認検査を行うものとする。

2 認証事項の確認の頻度は、認証年月日又は前回の認証事項の確認調査日（第36条及び第37条の規定による臨時確認調査を除く。）からおおむね1年を超えない期間内とする。

3 認証事項の確認に係る実施方法は、第24条から第29条の規定に準じて行うものとするが、製品検査の試料は可能なかぎり審査員が無作為に抽出するものとする。

(変更届及び認証事項の臨時確認調査)

第36条 本センターは、認証取扱業者から認証事項に関する変更届の提出があった場合又は認証取扱業者が認証事項を変更したことを知った場合は、その内容が認証事項の臨時確認調査を必要とするものかどうかを決定し、認証取扱業者に通知するものとする。

2 本センターは、認証事項の変更の内容が認証事項の臨時確認調査を必要とすると判断した場合は、速やかに変更に係る部分の調査を実施するものとする。

3 認証事項の臨時確認調査の実施方法は第35条の認証事項の確認調査の実施方法に準じて行い、書類調査の結果認証の技術的基準に適合すると確認できた場合は、第35条の規定する実地の調査及び製品検査を省略することが出来る。なお、省略する場合は、その旨記録するものとする。

(情報提供等に基づく認証事項の臨時確認調査)

第37条 本センターは、第35条及び第36条に定める場合のほか、第三者からの情報提供その他の方法により認証取扱業者が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、認証事項の臨時確認調査を行うものとする。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	9/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

2 認証事項の臨時確認調査の実施方法は第35条の認証事項の確認調査の実施方法に準じて行う。

(調査結果のレビュー)

第38条 理事長は、第35条から37条に定める調査を実施したときは、判定員に調査結果の妥当性確認させるものとする。

2 判定員は、調査結果報告書（最終報告書）等の認証の技術的基準及びJAS規格への妥当性の確認を行い、理事長への認証推薦書により報告するものとする。

(調査結果に基づく判定)

第39条 理事長は、第35条から第37条に定める調査を実施したとき又は認証契約への不適合を確認した場合は、別に定める判定委員会運営要領に基づき、判定員で構成する判定委員会を召集し、調査結果の審議及び判定を行わせるものとする。

2 判定委員会は、調査結果報告書（最終報告書）及び認証推薦書等に基づき、認証の維持及び認証範囲の縮小若しくは拡大、認証の取消し及び格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止並びに停止の解除について審議及び判定を行い、判定結果を理事長に報告するものとする。

3 判定委員会の判定の基準は以下の通りとする。

(1) 認証の維持又は格付等の停止請求の解除

認証取扱業者が認証の技術的基準に引き続き適合していること。

(2) 認証の縮小又は拡大

認証範囲の変更後の状態が認証の技術的基準に適合していること。

(3) 認証の取消し

別に定める認証事業者の違反の区分及び登録認証機関の対応基準による。

(4) 格付の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止

別に定める認証事業者の違反の区分及び登録認証機関の対応基準による。

4 理事長は、認証取扱業者に判定の結果を通知するものとする。ただし、認証の取消しを通知しようとするときは、1週間前までに当該認証の取消しにかかる認証取扱業者に文書でその旨を知らせ、弁明の機会を付与するものとする。

5 理事長は、認証取扱業者が格付業務を廃止、認証を取消した時、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷停止請求並びに認証の縮小をした場合は、当該認証取扱業者が引き続き認証された状態にあるような宣伝・広告等中止又は修正等、必要な措置を行うよう併せて請求すること。

6 理事長は、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求した場合は、当該決定の是正措置等の連絡をさせるため、審査員の中から1名以上の審査員を指名するものとする。

7 本センターは、調査結果の記録を文書化し、保存するものとする。

(格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷停止請求の解除)

第40条 理事長は、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷停止を請求した認証取扱業者から、請求に対し、是正を行った旨報告があった場合は、第36条に準じて、是正措置の確認を行うものとする。

2 本センターは調査の結果、改善が認められた場合は請求の解除を行うものとする。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	10/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

(認証書の再交付及び返還)

- 第41条** 理事長は、第39条の判定の結果、認証範囲の縮小又は拡大が適正であると認めた場合は、認証の対象範囲を変更して認証書を再交付するものとする。
- 2 理事長は、第39条の判定の結果、認証の取消しが適切であると認めた場合又は格付業務を廃止した時は、認証取扱業者に認証書を返還させるものとする。
- 3 理事長は、第39条の判定の結果、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求が適切であると認めた場合は、認証取扱業者に認証書を一時的に返還させるものとする。
- 4 理事長は、第39条の判定の結果、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した製品の出荷の停止請求の解除が適切と認めた場合には、返還させていた認証書を返却すること。

(JAS規格及び認証の技術的基準等の改正)

- 第42条** 理事長は、JAS規格又は認証の技術的基準等が改正された場合、速やかに認証取扱業者に文書でその旨通知をするものとする。
- 2 理事長は、認証の技術的基準の改正により認証取扱業者が講じた処置を施行後、おおむね一年以内実施される第35条に定める認証事項の確認の際に確認し、その結果変更が必要な場合は変更届の提出を求めることとする。

8 認証に関する業務の公正な実施のために必要な事項

(公平性のリスクの特定)

- 第43条** 理事長は、公平性に対するリスクを継続的に特定し、特定されたリスクの排除又は最小化に努めなければならない。
- 2 リスクの特定には、財務の提供先及び共有資産、所有、手数料の支払い、要員等も含まれるものとする。
- 3 公平性のリスク分析は、①関連機関の特定、②関連機関等との関係、③利害の抵触の特定、④公平性の処理（リスクの排除又は最小化）を含め、行うこと。
- 4 公平性のリスク分析の結果（処置を含む）は、公平性委員会が利用できるように文書化し、保存するものとする。

(公平性委員会)

- 第44条** 理事長は、登録認証機関の運営に関する公平性について毎年1回以上公平性委員会を招集する。
- 2 前項の手順は、別に定める公平性委員会設置・開催要領による。
- 3 公平性委員会は、本センターの認証業務等の公平性について審議を行い、その結果を理事長に進言することとする。
- 4 公平性委員会の記録は文書化し、保存するものとする。

(内部監査)

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	11/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

第45条 理事長は、認証業務が適正に実施され、また、認証業務の実施体制が維持されているかを検証するために、認証に対する業務に対する内部監査を12か月に1回以上実施するものとする。

2 内部監査の手順は、別に定める内部監査手順書によるものとする。

3 内部監査の結果は文書化し、保存するものとする。

(不適合業務)

第46条 理事長は、別に定める是正措置及び予防措置手順書に基づき、認証業務で発生した不適合な業務の是正及び予防に努めるものとする。

(マネジメントレビュー)

第47条 理事長は、認証業務の実施の適切性及び有効性についてマネジメントレビューを毎年1回以上実施する。

2 前項の手順は、別に定めるマネジメントレビュー手順書による。

3 レビューの記録は文書化し、保存するものとする。

(外部監査の受け入れ)

第48条 本センターは、農林水産大臣及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる監査があるときは、これを受入れるとともに、監査の実施に協力するものとする。

9 その他認証に関する業務に必要な事項

(適合する添加物)

第49条 日本農林規格における食品添加物に係る規定の改正に伴う運用に関する通知（平成25年12月13日農林水産省消費・安全局表示・課長通知（25消安第4250号通知））に基づき、「しょうゆの日本農林規格」（平成16年9月13日農林水産省告示第1703号）第3条から第7条までの「食品添加物」の項に規定する「国際連合食糧農業機関及び世界保健機構合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995、Rev. 7-2006）3.2の規定に適合する物であって、かつ、その使用条件は同規格3.3に適合すること。」に適合するしょうゆの種類ごとの食品添加物は、別紙5の使用可能な添加物リストのとおりとする。

2 前項の適合する添加物名リストは、随時見直すものとし、見直した場合には速やかに認証事業者に対してその旨を通知するものとする。

(品質管理及び格付を担当する者への講習会等)

第50条 本センターは、申請者又は認証取扱業者の品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者に対する講習会及び格付検査担当者に対する技能研修を別に定める講習会等実施要領に基づき実施するものとする。

(苦情及び異議申し立ての処理)

第51条 本センターは、申請者又はその他の者から持ち込まれる苦情、異議申し立て又は紛争を別に

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	12/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

定める苦情及び異常申立て処理手順書に従って処理するものとする。

- 2 本センターは、苦情、異議申し立て又は紛争の経過及びこれらに対して実施した是正措置予防措置について記録するとともに、有効性の評価を行うものとする。

(認証書及び格付の表示の管理等)

第52条 本センターは、認証取扱業者に認証書及び格付の表示の管理を適切に行わせるものとする。

- 2 本センターの役職員は、認証取扱業者による不適正な格付の表示を発見した場合、直ちに理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。
- 3 本センターの役職員は、認証取扱業者による宣伝、カタログその他媒体において認証制度への不正確な言及、誤解を招くような格付の表示の使用を見つけたときは、理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。
- 4 理事長は、前項の報告があった場合は速やかに適切な処置を講じるものとする。

(報告及び公表)

第53条 本センターは、認証を行ったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣へ報告するとともに、事務所において公衆の閲覧及びインターネットによりを利用して情報を提供するものとする。また、その報告をした事項に変更があったときも同様とする。

- 2 本センターは、認証取扱業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣へ報告するとともに、事務所において公衆の閲覧及びインターネットにより情報を提供するものとする。
- 3 本センターは、認証取扱業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣へ報告するとともに、事務所において公衆の閲覧及びインターネットにより情報を提供するものとする。
- 4 本センターは、認証を取り消したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣へ報告するとともに、事務所において公衆の閲覧に及びインターネットにより情報を提供するものとする。
- 5 本センターは、認証取扱業者からの前年度の格付実績の報告を受け、農林物資の種類ごとに取りまとめ、毎年度9月末までに農林水産大臣へ提出するものとする。

(その他)

第54条 この規程に定めるもののほか、認証に関する業務に関し必要な事項は、別に理事長が定めるものとする。

附則（平成26年3月20日）

第49条は、平成26年9月28日以降摘要する。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	13/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第1号（第23条関係）

年 月 日

一般財団法人日本醤油技術センター

理事長 殿

住 所
氏名又は名称

代表者の氏名

認 証 申 請 書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項[第30条1項]の規定に基づき、下記の工場において製造する農林物資：しょうゆ（認証の区分：飲食料品）について日本農林規格による格付を行い、その容器等に格付の表示を付することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請に係る農林物資の製造を行なう工場又は事業所の名称及び所在地

工場の名称		※電話番号	
所在地	〒	※Fax番号	
工場責任者の氏名		※e-mail	

2. 申請者の電話番号など

※電話番号		※Fax番号	
-------	--	--------	--

3. 認証の技術的基準に関する事項

- (1) 製造又は加工，保管，品質管理及び格付のための施設 …… 別添書類 1, 2 の通り
- (2) 品質管理の実施方法 …… 別添書類 3 の通り
- (3) 品質管理を担当する者の資格及び人数 …… 別添書類 4 の通り
- (4) 格付の組織及び実施方法 …… 別添書類 5 の通り
- (5) 格付を担当する者の資格及び人数 …… 別添書類 6 の通り

4. 同意書 …… 別添書類 7 の通り

5. その他参考となるべき事項 …… 別添書類 8～12 の通り

注1：※印については、認証申請書の記載事項の変更届は不要である。この申請書において以下同じ。

注2：外国取扱業者の認証にあつては[]書を用いるものとする。

注3：申請者が法人にあつては、代表者の氏名を記載する。

注4：印は、氏名等に重ならないように押す。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	14/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第2号（第23条関係）

同意書

1. 認証機関の規定に従うこと。
2. 書類審査、製品検査及び実地調査に必要な準備並びに必要な情報提供を行い審査等に協力すること。
3. 認証を受けたのちは、格付の表示、認証取扱業者等であることの表明を適正に行うこと。

上記の条件に同意いたします。

年 月 日

一般財団法人日本醤油技術センター

理事長

殿

(認証申請者)

住 所

氏名又は名称

印

法人にあつては代表者氏名

印

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	15/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第3号（第25条関係）

年 月 日

認証申請者の氏名または名称

代表者 殿

一般財団法人日本醤油技術センター

審査員名

実地調査計画書

下記により審査を行いますので連絡いたします。

記

審査の種類	<input type="checkbox"/> 認証の申請に係る審査 <input type="checkbox"/> 確認調査(<input type="checkbox"/> 認証後の定期確認調査/ <input type="checkbox"/> 臨時確認調査)
審査対象の工場又は事業所の名称	
所在地	
農林物資の区分及び種類	区分：飲食料品 種類：しょうゆ
審査員の氏名	
審査を行う日時	年 月 日 () 時～ 時
適用基準類	JAS法及び関連法令及び告示 しょうゆ取扱業者の認証の技術的基準：
審査を行う組織及び単位	しょうゆの認証に係るすべての項目
審査計画	審査説明（事前会議）及び審査結果の確認等（事後会議）： ：各____分 工場において整備すべき書類の確認：約____時間 工場の施設等の確認：約____時間
立会	工場責任者： 品質管理責任者： 格付責任者(担当者)：
審査費用	認証業務規程に定める手数料を請求いたします。
審査結果	審査内容を精査した上、後日、判定結果通知書にてその結果をご連絡いたします。
その他	

本件に対する連絡及び問合せ先【審査員】

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	16/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第4号（第32条関係）

認 証 契 約 書

申請者又は認証事業者（以下、甲という）と一般財団法人日本醤油技術センター（以下、乙という）とは、後記の認証申請書記載の当該農林物資の製造を行う工場又は事業所の表示に記載の工場又は事業所の認証に際して次の通り契約を締結する。

（適用）

第1条 本契約は、認証及びその維持のための確認及びその結果報告書及び認証推薦書等に基づき、判定委員会において行う認証、認証の維持及び認証範囲の縮小若しくは拡大、認証の取消し及び格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷停止等に係るすべての業務について適用する。

（契約書の効力）

第2条 本契約書の効力は、認証申請時から認証の取り消し又は格付業務の廃止があるまでとする。

（認証に係る権利と義務の順守）

第3条 甲は、JAS法の定める「しょうゆ取扱業者の認証の技術的基準」（以下、「認証の技術的基準」という。）により認証された工場としての権利及び義務を有するとともに、認証工場としての組織構成と業務運営を、認証の技術的基準に常に適合させるほか、JAS関連法令及び本センターの認証業務規程に従い認証工場としての義務を順守する。また、認証を受けた後は、格付の表示及び認証取扱業者等であることの表明を適切に行うとともに、格付される製品が継続的に日本農林規格を満たすものとする。

（審査）

第4条 甲は、乙が行う認証のための審査及び認証事項の確認調査において、JAS関係法令及び本契約に基づき、乙が行う審査を受け入れ、要請に応じて審査に必要な便宜及び協力を提供する。

2 甲は、乙による実地調査等の実施に際し、次に掲げる事項が前項に定める審査に必要な便宜及び協力を含まれる事を了解する。

- (1) 審査に係る報告の要請
- (2) 認証に係る事務所、工場等の施設への立入り
- (3) 認証審査に関係のある文書調査
- (4) 認証審査に関係のある記録の閲覧
- (5) 要員への接触と個人面接
- (6) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターが行う乙の審査への立会調査

3 本条2項(1)～(5)は、農林水産大臣が行う格付の表示の改善命令に従い、適切な報告を行うとともに、農林水産大臣もしくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査実施等についても準用する。

（認証のための審査）

第5条 乙は、甲に対してJAS関係法令に基づき次の方法で認証のための審査を実施する。

イ 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る工場が認証の技術的基準に適合することを

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	17/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

書類審査及び実地の調査により確認する。

- ロ しょうゆの製造工程を代表するもの（無作為に抽出したものに限る。）がしょうゆの日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度イの確認を行うことその他の措置を講じる。

(認証事項の確認)

第6条 乙は、認証後、甲に対してJAS関係法令に基づき次の事を実施する。

- イ 甲から認証事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ロ イの場合のほか、甲が認証事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ハ 甲の認証をした日又は甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合していることを確認した日（イ、ロ又はホの確認をした日を除く。）から農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める期間内に甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ニ ハに定める確認は、甲に事前に通知して行うほか、乙の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行う場合がある。
- ホ イからハマまでに定めるもののほか、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ヘ イからホまでの確認は、JAS法施行規則第46条1号のイ及びロの基準に適合する方法により行うこと。ただし、イ又はロの確認においては、同号イの書類審査の結果、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合すると認めるときは、同号イの実地の調査及び同号ロの確認を省略することができる。
- ト イからハマまでに定めるもののほか、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であって農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合する方法により認証事業の確認を行う。

(機密保持)

第7条 甲及び乙は、相手方の機密情報（乙が知り得た第15条に定める製造の一部の委託契約先の機密情報を含む）を入手した場合には、第三者への漏洩、開示及び不正使用等(目的外使用を含む)の防止を図り、機密情報の守秘義務を負う。ただし、前述の機密情報について法令により相手の同意なく開示を要求される場合はこの限りではない。また、本項の定めは本契約終了後も効力を有する。

- 2 乙は、本条に基づき乙が負う義務と同一の義務及び乙の業務規程に基づく守秘、機密保持義務を、乙の役職員又はこれらの者であった者並びに認証業務を委託する者に負わせなければならない。

(情報の提供)

第8条 乙は、認証の取得、又はその維持、認証範囲拡大に合理的に必要な情報について、甲等の要求があれば速やかに情報を提供する。

(情報の公開)

第9条 乙は、JAS関係法令に従って、認証の状況（判定結果、名称、住所等の変更、格付の一時停

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	18/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

止、又は取り消し等) についての情報を公表しなければならない。この情報は、常に最新の状態を保つため適時更新される。また、甲は、認証の状態（一時停止を含む）が、JAS関係法令に従って、公表される事に同意する。

(料金)

第 10 条 甲は、認証審査等の結果の如何、及び本契約の有効期限にかかわらず、JAS法施行規則第 49 条 3 項の五に基づき乙が認証業務規程に定めた甲が負担すべき料金について、乙からの請求に基づき乙が指定する期限内に指定する方法により支払う。一旦支払われた料金は、返還されない。

2 乙は、前項に定める規定の料金について改定を行った場合には、その適用までに十分な期間をおくとともに、原則として、書面で甲に通知する。

(認証基準等の変更)

第 11 条 乙は、JAS関連法令及び認証業務規程が変更された場合には、変更の実施までに、改定内容について、甲に対し書面及び必要に応じて研修等による適切な予告を行う。

2 JAS関連法令及び認証業務規程の変更を実施し公表したことにより、甲が行った必要な対応に関して、乙が合理的と考える期間内に、検証を受けなければならない。その場合、乙は書面により甲の検証の実施を通知する。

(変更及び廃止の通知)

第 12 条 甲は、JAS関連法令及び認証業務規程において乙に通知の必要とされている事項が変更になる場合には、その変更内容をその都度、遅滞なく書面にて乙に通知しなければならない。

2 乙は、甲が認証事項を変更したことを知ったとき、認証された範囲の活動に重大な影響を与える変更があったとき、又は認証の技術的基準に適合しない恐れがある事実を把握したときは遅滞なく、当該甲に係る認証の技術的基準に適合することを確認する。

3 甲は、格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ書面にて乙にその旨を通知しなければならない。

(認証の表示及び格付の表示)

第 13 条 甲は、格付の一時停止期間を除く認証有効期間内に限り、乙から使用許諾を受けた JASマークを使用できる。その使用にあたっては、JAS法を順守する。

2 甲は、格付製品の出荷の一時停止等の請求、認証の取消し及び格付業務の廃止の場合、認証文書（別紙等を含む）を返却すること。

3 認証書、認証シンボル、通知書、及び報告書等の全部又は一部の使用につき、JAS制度の社会的評価を損なう、又は第三者の誤解を招く、又は許容される範囲を逸脱すると乙が判断する表示や表明、又は認証の事実の利用を行ってはならない。

4 甲は、認証文書を複製する場合、すべての複製をするとともに複製である旨明記（「複製」、「コピー」、「写し」等）すること。

5 甲は、認証を受けている旨の情報を他人に提供するときは、その認証に係る種類の農林物資以外について認証を受けている、また、認証に関する業務内容を誤認させることがないようにすること。並びに、当該 JAS規格に適合していることを示す目的以外の目的で行わないこと。

6 乙が、甲に対して前項の条件に違反すると認めた場合、表示方法を改善又は表示をやめるべき旨の

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	19/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

請求をしたときは、甲はこれに応じること。

- 7 甲が前項の請求に応じないとき、乙は、認証の取り消し、又は格付品の出荷の一時停止等の請求をすることができる。なお、甲が請求に応じないとき、乙は、認証を取り消すこと。
- 8 甲が認証を取り消されたとき、JAS 品の出荷又は表示の付してある広告等の使用停止及び当該表示の抹消をすること。
- 9 乙は甲がその認証を取り消された日から相当程度の期間が経過した後も前項の実施を適切に行わない場合、その旨公表すること。

(格付の報告)

第 14 条 甲は、毎年 6 月末日までに、その前年の格付実績を乙に報告すること。

(格付の記録)

第 15 条 甲は、その行った格付に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること

- (i) 格付の日から賞味期限までの期間が一年以上である場合、格付の日から賞味期限までの期間
- (ii) 格付の日から賞味期限までの期間が一年未満である場合、格付の日から一年間

(委託)

第 16 条 甲は、乙に認証された範囲内の製造の一部を委託させる場合において、乙が必要と判断する場合は、甲の下請負契約先に対する評価の妥当性を確認するために、甲は当該委託先に対して乙の調査を受け入れさせるとともに、その事前了解をとる。

(異議申立て及び苦情)

- 第 17 条 甲は、乙に認証された範囲内の業務における甲に対する全ての異議申立て、利害関係者からの苦情、及びそれらに対してとられた是正処置を記録し、乙の要求があった場合、又は、重要であると乙が判断したものについては、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない。
- 2 甲及び乙は、乙に認証された範囲内の業務にかかる双方に対する異議申立て、又は利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたる。
- 3 甲は乙の規則に従い、乙に対し異議を申し立てる、又は苦情を申し出ることができる。

(協議)

第 18 条 本契約に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項等が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

本合意の証とするため、本契約書二通を作成し、甲及び乙は各々記名捺印の上、各一通を保有する。

_____年____月____日

甲

住 所：_____

氏名又は名称：_____印

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	20/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

法人にあつては

代表者 氏名： _____ 印

乙

住 所： 東京都中央区日本橋小網町3番11号

氏名又は名称： 一般財団法人 日本醤油技術センター 印

代表者 氏名： 理 事 長 印

(認証申請書記載の当該農林物資の製造を行う工場又は事業所の表示)

工場又は事業所の

名 称：

所 在 地：

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	21/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第5号（第33条関係）

認 証 台 帳

認証申請者に関する事項			
氏名又は名称			
住 所	(〒)		
申請者の区分	取扱業者 / 外国取扱業者		
受理年月日	年 月 日		
農林物資の 種 類			
認証申請に係る工場に関する事項			
工場又は事業 所の名称			
所 在 地			
認証審査に関する事項			
認証をするか どうか決定し た 日	年 月 日	決 定 の 結 果	
審 査 員		製 品 検 査 員	
判 定 員			
認証書に関する事項			
認 証 番 号			

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	22/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第6号（第34条関係）

認証書

申請者の氏名又は名称

申請者の所在地

工場 の 名 称

工場 の 所 在 地

農林物資の種類 しょうゆ

上記工場は、日本農林規格等に関する法律

（昭和25年法律第175号）第10条第1項[第30条1項]並び

しょうゆ取扱業者等の認証の技術的基準に基づき認証したことを証する。

認証番号

認証日

登録認証機関の名称及び所在地

東京都中央区日本橋小網町3-11

一般財団法人日本醤油技術センター

理事長

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	23/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第6号 (付属様式)

認証書 付 属 書

認証工場の名称

充填委託先の名称

委託先の所在地

農林物資の種類 しょうゆ

上記工場は、日本農林規格等に関する法律

(昭和25年法律第175号) 第10条第1項[第30条1項]並び

しょうゆ取扱業者等の認証の技術的基準に基づき認証したことを証する。

認証番号

認証日

登録認証機関の名称及び所在地

東京都中央区日本橋小網町 3-11

一般財団法人日本醤油技術センター

理事長

別紙1（認証業規程9条及び第10条関係）

1. 認証手数料及び確認調査手数料の額の算出方法

年間生産数量区分(kl)※	認証手数料及び 確認調査手数料の額(円)※※
1～50	32,500
51～100	40,000
101～180	47,500
181～540	60,000
541～900	67,500
901～1,800	80,000
1,801～5,400	92,500
5401～10,000	155,000
10,001～20,000	165,000
20,001～30,000	175,000
30,001～40,000	185,000
40,001～50,000	195,000
50,001～60,000	205,000
60,001～70,000	215,000
70,001～80,000	225,000
80,001～90,000	235,000
90,001～100,000	245,000
100,000以上	255,000

※ ①ここでいう年間生産数量とは、審査又は調査の実施年度の前年度におけるしょうゆの生産数量をいう。なお、しょうゆの一貫製造工場にあっては生産数量に「生揚」としての出荷分及び自社でつゆ等の加工品への使用分を含むものとする。

②1（kl）未満の数値は切り上げるものとする。

※※ 手数料には、申請者及び認証取扱業者への国内の調査旅費を含むものとする。よって、外注先の調査旅費及び外国の申請者又は認証取扱業者の調査旅費のうち、国内の調査旅費を除く旅費実費を別途請求するものとする。

2. 臨時調査手数料の算出方法

種類	手数料の額
臨時調査手数料	1の手数料のうち、認証手数料及び調査手数料の欄の2分の1の額

3. 調査内容の省略に伴う認証手数料の算出方法

前回の認証又は定期的確認調査から1年を超えない期間内に、事業の承継により新たに認証審査を行う場合、認証の技術的基準の定める一部の事項について、前回実施した審査報告書等の内容を確認することをもって調査内容の一部を省略できる審査については、1の定める手数料の2分の1に減額する。

別紙2（第11条1項関係）

講習会等参加費

種類	参加費(円)(税込み)
品質管理等専門講習会（新任者向け）	22,000
品質管理等専門講習会（継続者向け）	3,000
格付技能研修会（新任者向け）	16,500
格付技能研修会（継続者向け）	16,500

別紙3（第11条2項関係）

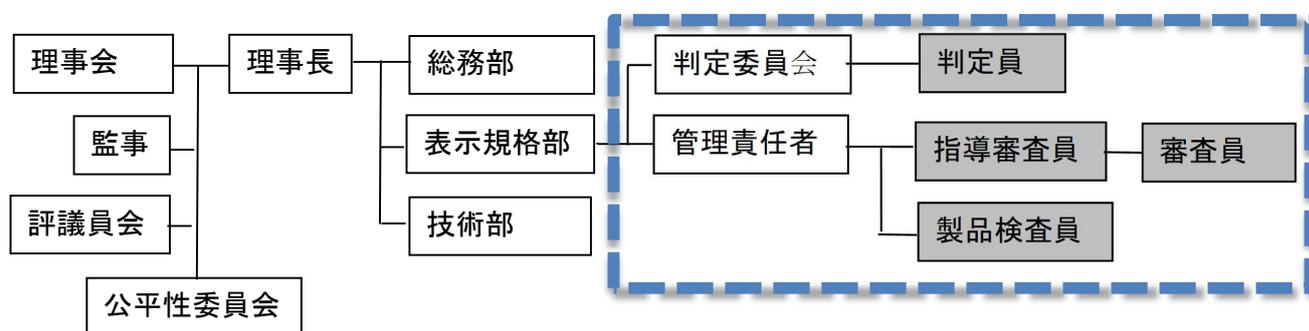
その他の費用

種類	費用（円）
交付手数料	実費

例えば、認証書の紛失時の再交付手数料（本体 1000 円+消費税 100 円）など

別紙4（第12条関係）

認証に関する組織図



職務分掌

組織および主要員	認証業務における責任・権限
理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・契約上の取り決め ・品質方針に基づいた認証に関する業務の実施の監督
監事	<ul style="list-style-type: none"> ・登録証機関の財政の監督
公平性委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・トップマネジメントへの公平性への助言
理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・認証業務に対する適切な資源の提供 ・登録認証機関の運営に関する方針の策定 ・認証に関する業務の実施及び監督 ・認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しに関する決定の責任 ・必要に応じて、管理主体に代わって特定の活動を行う委員会又は個人への権限の委譲 ・登録認証機関のマネジメントシステム ・認証に関する業務に係る要員の力量に関する要求事項 ・認証活動の開発 ・認証要求事項の開発
管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・認証業務規程に従って認証に関する業務を計画し、実施し、維持を確実にする ・理事長に対し認証に関する業務の見直し及び改善の基礎として、認証に関する業務の実施結果の報告 ・内部監査の実施 ・製品検査員等の研修の実施 ・製品検査員等の資格の認証と帳簿の作成と管理 ・製品検査員等の指名 ・判定委員会の運営 ・審査及び調査の実施に関する帳簿の作成と管理 ・認証に関する帳簿の作成・管理 ・品質管理及び格付を担当する者への講習会、研修会及び説明会の実施 ・製品検査の結果の評価・確認 ・苦情及び異議申し立てへの対応 ・評価結果のレビュー（自身が実施した評価を除く）
審査員	<ul style="list-style-type: none"> ・評価（審査）
判定員	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果のレビュー（管理責任者が実施した評価） ・認証の判定（決定）
製品検査員	<ul style="list-style-type: none"> ・評価（製品検査）

使用可能な添加物リスト

I こいくちしょうゆの規格

- 1 甘味料
アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、サッカリンナトリウム、ステビア抽出物及びD-ソルビトール
- 2 着色料
カラメル I、カラメル III 及びカラメル IV のうち 1 種
- 3 保存料
安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸イソブチル、パラオキシ安息香酸イソプロピル及びパラオキシ安息香酸ブチルのうち 3 種以下
- 4 増粘安定剤
キサンタンガム、グァーガム及びデキストランのうち 2 種以下
- 5 酸味料
クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、氷酢酸及び DL-リンゴ酸ナトリウムのうち 3 種以下
- 6 調味料
アミノ酸
DL-アラニン、グリシン及び L-グルタミン酸ナトリウム
核酸
5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム及び 5'-リボヌクレオチド二ナトリウムのうち 2 種以下
有機酸
クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸ナトリウム、フマル酸一ナトリウム及び DL-リンゴ酸ナトリウムのうち 2 種以下
無機塩
塩化カリウム
- 7 製造用剤
D-ソルビトール
- 8 日持向上剤
アルコール及びチアミンラウリル硫酸塩
- 9 pH 調整剤
乳酸

II うすくちしょうゆの規格

- 1 甘味料
アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、サッカリンナトリウム、ステビア抽出物及び D-ソルビトール
- 2 保存料
安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸イソブチル、パラオキシ安息香酸イソプロピル及びパラオキシ安息香酸ブチルのうち 3 種以下
- 3 増粘安定剤
キサンタンガム、グァーガム及びデキストランのうち 2 種以下
- 4 酸味料
クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、氷酢酸及び DL-リンゴ酸ナトリウムのうち 3 種以下
- 5 調味料
アミノ酸
DL-アラニン、グリシン及び L-グルタミン酸ナトリウム
核酸

5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウムのうち2種以下

有機酸

クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸ナトリウム、フマル酸一ナトリウム及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち2種以下

無機塩

塩化カリウム

6 製造用剤

D-ソルビトール

7 日持向上剤

アルコール及びチアミンラウリル硫酸塩

8 pH 調整剤

乳酸

III たまりしょうゆの規格

1 甘味料

アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、サッカリンナトリウム、ステビア抽出物及びD-ソルビトール

2 着色料

カラメル I、カラメル III 及びカラメル IV のうち2種以下

3 保存料

安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸イソブチル、パラオキシ安息香酸イソプロピル及びパラオキシ安息香酸ブチルのうち3種以下

4 増粘安定剤

キサントガム、グァーガム及びデキストランのうち2種以下

5 酸味料

クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、氷酢酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち3種以下

6 調味料

アミノ酸

DL-アラニン、グリシン及びL-グルタミン酸ナトリウム

核酸

5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウムのうち2種以下

有機酸

クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸ナトリウム、フマル酸一ナトリウム及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち2種以下

無機塩

塩化カリウム

7 製造用剤

D-ソルビトール

8 日持向上剤

アルコール及びチアミンラウリル硫酸塩

9 pH 調整剤

乳酸

4. さいしこみしょうゆの規格

こいくちしょうゆの規格の添加物と同じ。

5. しろしょうゆの規格

うすくちしょうゆの規格の添加物と同じ。

しょうゆの表示に関する公正競争規約及び施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p style="text-align: center;">平成30年12月21日施行</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、しょうゆの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「しょうゆ」とは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という。）別表第3に規定するものであって、それぞれ、次に掲げる基準に適合するものをいう。</p> <p>(1) しょうゆ</p> <p>次に掲げるもの（これらに砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、アルコール等を補助的に加えたものを含む。）をいう。</p> <p>ア 大豆（脱脂加工大豆を含む。以下この条において同じ。）若しくは大豆及び麦、米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたものを含む。）を蒸煮又はその他の方法で処理して、こうじ菌を培養したもの（以下「しょうゆこうじ」という。）又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げ（発酵させ、及び熟成させたもろみを压榨して得られた状態のままの液体をいう。以下同じ。）を加えたもの（以下「もろみ」という。）を発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（製造工程においてセル</p>	<p style="text-align: center;">平成31年4月3日施行</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>ラーゼ等の酵素（たんぱく質分解酵素にあつては、しろしょうゆのたんぱく質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの加熱処理時に使用されるものに限る。）を補助的に使用したものを含む。以下「本醸造方式によるもの」という。）</p> <p>イ もろみにアミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、酵素分解調味液（大豆等の植物性たんぱく質をたんぱく質分解酵素により処理したものをいう。以下同じ。）又は発酵分解調味液（小麦グルテンを発酵させ、分解したものをいう。以下同じ。）を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（以下「混合醸造方式によるもの」という。）</p> <p>ウ ア、イ若しくは生揚げ又はこのうち2つ以上を混合したものにアミノ酸液、酵素分解調味液若しくは発酵分解調味液又はこのうち2つ以上を混合したものを加えたもの（以下「混合方式によるもの」という。）</p> <p>(2) こいくちしょうゆ</p> <p>しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。</p> <p>(3) うすくちしょうゆ</p> <p>しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類若しくは小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは米を蒸し、若しくは膨化したもの又はこれをこうじ菌により糖化したものを加えたもの又は加えないものを使用するもので、製造工程において色沢の濃化を抑制したものをいう。</p> <p>(4) たまりしょうゆ</p> <p>しょうゆのうち、大豆若しくは大豆に少量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(5) さいしこみしょうゆ しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは食塩水の代わりに生揚げを加えたものを使用するものをいう。</p> <p>(6) しろしょうゆ しょうゆのうち、少量の大豆に麦を加えたもの又はこれに小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、製造工程において色沢の濃化を強く抑制したものをいう。</p> <p>2 前項第2号から第6号までのしょうゆの種類以外のもので同項第1号の製法により製造されたものは「しょうゆ」とする。</p> <p>3 この規約において「事業者」とは、しょうゆを製造し若しくは加工し、若しくは輸入して販売する事業を行う者、又はしょうゆの製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者をいう。</p> <p>4 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するしょうゆの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) しょうゆの容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（必要表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、しょうゆの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、しょうゆの容器包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名</p>	<p>（必要表示事項の表示基準）</p> <p>第1条 規約第3条第1項に掲げる必要表示事項の表示基準については、次の第1号に掲げる基準に基づき、第2号に掲げる様式により表示するものとする。</p> <p>(1) 基準</p> <p>ア 名称</p> <p>規約第2条の規定に従い、しょうゆの種類を表示し、その次に括弧を付して製造方法を表示すること。規約第2条第1項第2号から第6号までに規定するこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ、しろしょうゆのいずれにも該当しないしょうゆであって、本醸造方式によるものは「しょうゆ（本醸造）」、混合醸造方式によるものは「しょうゆ（混合醸造）」、混合方式によるものは「しょうゆ（混合）」と表示すること。</p> <p>イ 原材料名</p> <p>(ア) 使用した原材料を、次のa及びbの区分により、それぞれa及びbに定めるところにより表示すること。</p> <p>a 添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、大豆にあつては「大豆」又は「脱脂加工大豆」の別に記載し、アミノ酸液にあつては「アミノ酸液」と、酵素分解調味液にあつては「酵素分解調味液」と、発酵分解調味液にあつては「発酵分解調味液」とその最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原</p>

公正競争規約

公正競争規約施行規則

材料（以下「複合原材料」という。）については、次に定めるところにより表示すること。

(a) 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあっては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5%未満である原材料について、「その他」と表示することができる。

(b) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。

b aの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあつては、同表の右欄に掲げる名称をもって表示することができる。

区分	名称
でん粉	「でん粉」
無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖	「ぶどう糖」
ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	「異性化液糖」
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」

(イ) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第10条の規定により格付された有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年10

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(3) 添加物</p>	<p>月27日農林水産省告示第1605号) 第3条に規定するものをいう。以下同じ。) 又は有機加工食品(有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号) 第3条に規定するものをいう。以下同じ。) を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を表示することができる。</p> <p>(ウ) 遺伝子組換えに関する表示をする場合は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号) 第3条第2項遺伝子組換え食品に関する事項の規定に従い、表示すること。</p> <p>ウ 添加物</p> <p>(ア) 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、用途の表示が必要なものは、食品表示基準に従い物質名及び用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。</p> <p>a 栄養強化の目的で使用されるもの</p> <p>b 加工助剤</p> <p>c キャリーオーバー</p> <p>(イ) (ア)の規定にかかわらず、複数の加工食品により構成される加工食品にあつては、各構成要素で使用した添加物を、各構成要素を表す一般的な名称の次に括弧を付して、(ア)に定めるところにより表示することができる。</p> <p>(ロ) (ア)の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって食品表示基準に従い、表示することができる。</p> <p>(ハ) (ア)の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる用途の表示を省略することができる。</p> <p>a 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料又は合成着色料</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) 原料原産地名</p> <p>(5) 内容量</p> <p>(6) 賞味期限</p> <p>(7) 保存の方法</p> <p>(8) 原産国名（輸入品に限る。）</p> <p>(9) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>b 添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合 増粘剤又は糊料</p> <p>エ 原料原産地名 原料原産地名の表示については、食品表示基準第3条2項原料原産地名の事項に従い表示する。</p> <p>オ 内容量 計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づき、ml、l又はミリリットル、リットルで表示すること。ただし、ml、lを筆記体で表示することを妨げない。</p> <p>カ 賞味期限 (ア) 次の例のように表示すること。 a 平成30年10月1日 b 30. 10. 1 c 2018. 10. 1 d 18. 10. 1 (イ) 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次の例のように表示することを妨げない。 a 平成30年10月 b 30. 10 c 2018. 10 d 18. 10</p> <p>キ 保存の方法 「直射日光を避け、常温で保存すること」と表示すること。ただし、常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき特段の事項がないものにあつては、省略することができる。</p> <p>ク 原産国名 輸入品にあつては原産国名を表示すること。</p> <p>ケ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。表示内容に責任を有する者が製造業者である場合は「製造者」、販売業者である場合には「販売者」、加工業者であ</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則						
	<p>熱量にあつては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量（ナトリウムの量に2.54を乗じたものをいう。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。</p> <p>b aの一定の値又は下限値及び上限値は食品表示基準で定められた単位を明記して表示する。</p> <p>c aの一定の値は、食品表示基準第3条第1項栄養成分の量及び熱量の事項で規定されている許容差の範囲内でなければならない。また、下限値及び上限値は、その範囲内でなければならない。</p> <p>(イ) 次に掲げる要件の全てに該当する場合には、(ア)のcの規定にかかわらず、aの一定の値にあつては合理的な推定により得られた値を表示することができる。ただし、規約第4条第3号に規定する栄養成分の補給ができる旨又は栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合は、この限りではない。</p> <p>a 表示された値が食品表示基準別表第9に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示（「推定値」又は「この表示値は、目安です。」を含む文言に限る。）をすること。</p> <p>b 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。</p> <p>(2) 様式 様式1</p> <table border="1" data-bbox="940 1783 1326 2085"> <tr><td>名 称</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>添加物</td></tr> <tr><td>原料原産地名</td></tr> <tr><td>内容量</td></tr> <tr><td>賞味期限</td></tr> </table>	名 称	原材料名	添加物	原料原産地名	内容量	賞味期限
名 称							
原材料名							
添加物							
原料原産地名							
内容量							
賞味期限							

公正競争規約

公正競争規約施行規則

保存方法
原産国名
製造者

- ア 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
- イ 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。
- ウ 食品関連事業者が販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。
- エ 原材料名、原料原産地名、内容量及び賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
- オ 賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。
- カ この様式は、縦書きとすることができる。
- キ この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

様式 2

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

備考

- (1) 食品単位は原則 100ml 又は大さじ一杯(15ml) 若しくは 1 包装当たりで表示する。

- (2) この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- (3) 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。
- (4) この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

様式3

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
－飽和脂肪酸	g
－n-3系脂肪酸	g
－n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
－糖質	g
－糖類	g
－食物繊維	g
食塩相当量	g
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg

備考

- (1) 食品単位は原則 100ml 又は大さじ一杯(15ml) 若しくは1包装当たりで表示する。
- (2) この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- (3) 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。
- (4) 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しよ

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>2 アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>3 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への分別回収のための「識別マーク」は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、しょうゆの取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 特色のある原材料を使用している旨</p>	<p>うとする場合にあつては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。</p> <p>(5) 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。</p> <p>(6) 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、食品表示基準別表第9の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によって表示する。</p> <p>(7) この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p>(8) 内訳であることが分かる表示であれば、「ー」の表示は省略できる。</p> <p>(3) 表示の方式等</p> <p>ア 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とし、柄模様等は避けること。</p> <p>イ 表示に用いる文字は、8ポイント（日本工業規格Z8305(1962)に規定するポイントをいう。以下同じ。）以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>2 規約第3条第2項に規定するアレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示については、食品表示基準第3条第2項アレルギーの事項に基づき表示する。</p> <p>3 規約第3条第3項に規定する識別マークは、しょうゆ、しょうゆ加工品及びめん類等用つゆに関する容器包装識別表示業界ガイドライン（平成30年改訂版、日本醤油協会、全国醤油工業協同組合連合会）に基づき表示する。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第2条 規約第4条に掲げる事項は、次の各号に規定する基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 規約第4条第1号に規定する、特色のある原</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>ア 特定の原産地のものを原材料に使用している旨</p> <p>イ 有機農産物を原材料に使用している旨</p> <p>ウ 遺伝子組換えでない大豆を原材料に使用している旨</p> <p>(2) しょうゆが有機農産物加工食品である旨</p> <p>(3) 栄養成分の補給ができる旨又は栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨</p>	<p>材料を使用している旨を表示する場合は、食品表示基準第7条の特色のある原材料等に関する事項の規定に従い、以下のとおり表示する。</p> <p>ア 特定の原産地のものを原材料に使用している旨を表示する場合は、その使用割合を当該表示に近接した箇所又は一括表示欄の当該原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が100%である場合は割合表示を省略することができる。</p> <p>イ 有機大豆等の有機農産物を原材料に使用している旨を表示する場合は、JAS法及び有機農産物の日本農林規格に基づく格付けを受けた原材料を使用し、その使用割合を当該表示に近接した箇所又は一括表示欄の当該原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が100%の場合は割合表示を省略することができる。</p> <p>ウ 遺伝子組換えでない大豆（脱脂加工大豆を含む。）を原材料に使用する場合は、その生産・流通の管理が明確で、かつ、適正に製造されていることが実証でき、「遺伝子組換えでない大豆を使用した醤油（non GMO大豆使用醤油）についての原料・製造・表示ガイドライン」（平成12年7月日本醤油協会、全国醤油工業協同組合連合会）の規定に適合するものは、遺伝子組換えでない大豆（脱脂加工大豆を含む。）を使用した旨を同ガイドラインに基づいて表示することができる。</p> <p>(2) 規約第4条第2号に規定するしょうゆが有機農産物加工食品である旨は、JAS法及び有機加工食品の日本農林規格に従い表示する。</p> <p>(3) 規約第4条第3号に規定する栄養成分の補給ができる旨又は栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨は、食品表示基準第7条栄養成分の補給ができる旨又は栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の規定に従い表示する。</p> <p>ただし、しょうゆのナトリウムに係る低減さ</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) 商品名に特定の地域名を表示するなど、特定の地域名、地域的特徴等を意味する事項</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第5条 事業者は、しょうゆの取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 長熟、長期熟成である旨の用語</p>	<p>れた旨の表示については、「他の同種の食品」又は「他の食品」とあるのは「同種の標準的なしょうゆ」とする。また「同種の標準的なしょうゆ」は「しょうゆの表示等に関する業界申し合わせ」に規定するものとする。</p> <p>(4) 規約第4条第4号に規定する商品名に特定の地域名、地域的特徴等を意味する事項は、次のアからウまでの条件のうち1つ以上を満たす場合に表示することができる。</p> <p>ア 当該地域で生産する原材料（大豆、麦等の穀類）のみを使用し、その地域で製造を行い、包装されたものに表示する場合</p> <p>イ 商標法（昭和34年法律第127号）に基づき登録された地域団体商標又はその地域の行政機関の行う施策等に基づき、地域名を商品名と合わせて表示することについて、公正取引協議会支部において要件を定めた要領等を作成し、これを支部長が公正取引協議会へ届け出た上で、その要件を満たしたものに表示する場合</p> <p>ウ 当該地域において歴史的にしょうゆの製造が行われ、当該事業者もその地域で古くからしょうゆ製造を行っていることを、公正取引協議会支部において要件を定めた要領等により、支部長が確認し、公正取引協議会へ届け出た上で、当該事業者が製造したものに表示する場合</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第3条 規約第5条に掲げる特定用語は、次の各号に規定する基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 規約第5条第1号に掲げる長熟、長期熟成である旨の用語は、こいくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆのうち、それぞれ本醸造方式によるものであって、もろみ熟成期間が1年以上のしょうゆについて、当該用語に近接して醸造期間を「〇年」（年未満切捨て）と</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(2) 「蔵」、「仕込み桶」</p> <p>(3) 「天然醸造」</p> <p>(4) 手造りである旨の用語</p> <p>(5) 「丸大豆」</p>	<p>併記の上表示する。</p> <p>(2) 規約第5条第2号に掲げる「蔵」、「仕込み桶」の用語については、次のとおりとする。</p> <p>ア 「蔵」の用語は、当該企業が通常「〇〇蔵」と称している当該施設においてもろみ工程を行ったしょうゆについて、「〇〇蔵」と当該蔵の名称を付して表示することができる。</p> <p>イ 「仕込み桶」の用語は、もろみ工程を仕込み桶で行ったしょうゆについて、表示することができる。仕込み桶が木桶の場合は、「木桶」の用語を表示することができる。</p> <p>(3) 規約第5条第3号に掲げる「天然醸造」の用語は、本醸造方式によるものであって、セルラーゼ等の酵素により醸造を促進したものでなく、かつ、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる添加物を使用していないものについて表示することができる。</p> <p>(4) 規約第5条第4号に掲げる手造りである旨の用語は、次のアからウまでの条件を全て満たして製造したしょうゆについて、手造りである旨の用語（「手作り」、「手づくり」及びこれに類似する用語を含む。）を表示することができる。</p> <p>ア 前号に定義する天然醸造であること。</p> <p>イ 麴は麴蓋又は筥で製麴し、手入れするものにあつては人手で行われるものであること。</p> <p>ウ もろみの攪拌を手作業で行ったものであること。この場合の手作業とは、權棒で行うもののほか、圧縮空気を利用する場合にあつては作業者が攪拌用のパイプを直接操作しながら攪拌を行うことを含む。</p> <p>(5) 規約第5条第5号に掲げる「丸大豆」の用語は、原材料である大豆について、脱脂加工大豆を使用していないしょうゆに限り表示することができる。</p> <p>ただし、この場合であっても、規約第3条第1項第2号の原材料名として表示することはできない。また、大豆と脱脂加工大豆を合わせ</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(6) 「特級」、「上級」又は「標準」</p> <p>(7) 「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」等、商品の等級を示す用語</p>	<p>て使用する場合は、「丸大豆」の用語のほか、絵、写真等を使用することはできない。</p> <p>(6) 規約第5条第6号に掲げる「特級」、「上級」又は「標準」の用語は、しょうゆの日本農林規格（平成16年農林水産省告示第1703号。以下「農林規格」という。）第3条から第7条までに規定する規格による格付が行われたものに表示することができる。</p> <p>(7) 規約第5条第7号に掲げる「超特選」等の用語は、農林規格第3条から第7条までに規定する規格による格付が行われたものであって、次の区分に該当するものに表示することができる。</p> <p>ア 「超特選」</p> <p>(ア) こいくちしょうゆ又はたまりしょうゆのうち、農林規格に定める特級のもの（以下「特級のもの」という。）であって、全窒素分が、農林規格に定める特級の基準（以下「特級の基準」という。）の数値に1.2を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>(イ) うすくちしょうゆ又はしろしょうゆのうち、特級のものであり、かつ、糖類を添加していないものであって、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に1.2を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>(ウ) さいしこみしょうゆの本醸造方式によるもののうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に1.2を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>イ 「特選」</p> <p>(ア) こいくちしょうゆ又はたまりしょうゆのうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に1.1を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>(イ) うすくちしょうゆ又はしろしょうゆのうち、特級のものであり、かつ、糖類を添加していないものであって、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に1.1を乗じて得た</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(8) 「濃厚」</p> <p>(9) 「うす塩」、「あさ塩」又は「あま塩」</p> <p>(10) 「低塩」、「塩分控えめ」等</p>	<p>数値以上であるもの</p> <p>(ウ) さいしこみしょうゆの本醸造方式によるもののうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に1.1を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>ウ 「特製」、「特吟」その他これに類似する用語</p> <p>特級のもの</p> <p>エ 「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」その他これに類似する用語</p> <p>農林規格に定める上級のもの</p> <p>(8) 規約第5条第8号に掲げる「濃厚」の用語は、農林規格第3条から第7条までに規定する規格による格付が行われたものであって、こいくちしょうゆ、たまりしょうゆ又はさいしこみしょうゆのうち、全窒素分が特級の基準の数値に1.2を乗じて得た数値以上であるものに表示することができる。</p> <p>(9) 規約第5条第9号に掲げる「うす塩」、「あさ塩」又は「あま塩」の用語については、規約第2条第1項第2号から第6号及び第2項に規定するこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ、しろしょうゆ又はその他のしょうゆのうち、食塩分が同種の標準的なしょうゆの食塩分に比べて低減された割合が20%以上で、しょうゆ100g中の食塩量が9gを超えるものであって、かつ、食品表示基準第7条の低減された旨の表示に基づく表示を行ったしょうゆに表示することができる。</p> <p>(10) 規約第5条第10号に掲げる「低塩」、「塩分控えめ」等、食塩分の低い旨の用語については、規約第2条第1項第2号から第6号に規定するしょうゆ及び第2項に規定するしょうゆのうち、食塩分が同種の標準的なしょうゆの食塩分に比べて低減された割合が20%以上であって、かつ、食品表示基準第7条の低減された旨の表示に基づく表示を行ったしょうゆに表示することができる。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(11) 「減塩」</p> <p>(12) 「醸」</p> <p>(13) 「天然」、「自然」</p> <p>(14) 「純」、「純正」、その他純粋である旨の用語</p> <p>(15) 「生」(「生引き」の用語を除く。)、^{なま}「生」又は^{きび}「生引き」の用語</p>	<p>ただし、比較対象食品及び低減量又は割合を記載せずに単に「低」等の表示がなされた場合は、低減された旨の表示ではなく低い旨の表示となる。</p> <p>(11) 規約第5条第11号に掲げる「減塩」の用語は、しょうゆ100g中の食塩量が9g以下のものであって、食品表示基準第7条の低減された旨の表示に基づく表示を行ったしょうゆに表示することができる。</p> <p>(12) 規約第5条第12号に掲げる「醸」の用語は、混合方式によるものについては、原材料名の表示に使用する場合を除き、表示することはできない。</p> <p>(13) 規約第5条第13号に掲げる「天然」、「自然」の用語は、規約第5条第3号に規定する「天然醸造」の用語を除き、表示することはできない。</p> <p>(14) 規約第5条第14号に掲げる「純」、「純正」、その他純粋である旨の用語については、次の場合を除き、表示することはできない。 本醸造方式によるものであって、セルラーゼ等の酵素により醸造を促進したものでなく、かつ、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる添加物を使用していないもののうち、品質の均一化を図る程度に添加した食塩、ぶどう糖又はアルコール以外のものを添加していないものについての「純」及び「純正」の用語</p> <p>(15) 規約第5条第15号に掲げる^き「生」(^{きび}「生引き」の用語を除く。)、^{なま}「生」又は^{きび}「生引き」の用語については、次のアからウまでの場合を除き、表示することはできない。 ア 本醸造によるものであって、セルラーゼ等の酵素により醸造を促進したものでなく、かつ、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる添加物を使用していないもののうち、食塩以外のものを添加していないものについての^き「生」の用語 イ 火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行ったものについての^{なま}「生」の用語</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(16) 品評会等で受賞した旨の用語</p> <p>(17) 「無添加」又はこれに類似する用語</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、しょうゆの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条第1項各号に規定する定義に合致しない内容の商品について、それぞれの定義に合致するものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 成分又は原材料について、事実と相違し、又は実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 第4条に規定する特定事項の表示基準又は前条に規定する特定用語の使用基準に合致しない表示</p> <p>(4) 第4条に規定する特定事項の表示基準又は前条に規定する特定用語の使用基準に規定する事</p>	<p>ウ たまりしょうゆの本醸造方式によるものについて「生引き」の用語</p> <p>(16) 規約第5条第16号に掲げる品評会等で受賞した旨の用語は、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された商品であって、受賞年を併記しなければ表示することはできない。</p> <p>(17) 規約第5条第17号に掲げる「無添加」又はこれに類似する用語は、無添加である原材料名等が明確に併記され、かつ、当該原材料等が使用されていないことが確認できる場合でなければ使用することはできない。なお、添加物について当該表示を行う場合は、これに加え、食品衛生法に定める添加物(栄養強化の目的で使用されるもの、キャリーオーバー及び加工助剤に該当する場合を含む。)を一切使用していないことが確認できる場合でなければ、表示することはできない。</p> <p>(不当表示の種類)</p> <p>第4条 規約第6条に掲げる不当表示に該当するものには、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 規約第6条第3号関係</p> <p>ア 単なる「無添加」等、訴求対象である原材料等が明瞭でない表示</p> <p>イ 特定又は特定用途の添加物を使用していない旨の表示</p> <p>ウ 特定の添加物を使用していないだけであるにもかかわらず、一切の添加物が無添加であるかのような表示</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>項に類似する表示を行うことにより、当該商品が実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) しょうゆが病気の予防等について、効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 原材料である農産物について「無農薬」、「減農薬」、「無化学肥料」、「減化学肥料」の用語又はこれに類似する用語</p> <p>(7) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) おとり広告に関する表示</p> <p>(9) 他の事業者又は他の事業者の商品を中傷し、又はひぼうするような表示</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容、取引条件等について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(書類等の整備)</p> <p>第7条 事業者は、第4条に規定する特定事項又は第5条に規定する特定用語を表示する場合は、しょうゆの原材料、製造方法等の事項について記載し、若しくは記録した書類等を作成し、又はこれらに代わる伝票等を、当該表示に係る商品を出荷した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(規約の実施機関)</p> <p>第8条 この規約の実施機関は、醤油業中央公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）とする。</p> <p>2 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p>	<p>(2) 規約第6条第10号関係</p> <p>合理的な根拠に基づかない「〇〇成分多量」、「〇〇をたっぷり」、「〇〇不使用」等、特定の成分等の多寡を表す表示</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、又はその他の事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 規約に参加する事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨、当該違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第9条第3項の規定による措置(警告を除く。)又は前条第2項の規定による措置をとろうとする場合には、とるべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者へ送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者へ追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の施行に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この規約の変更の施行の日(以下「施行日」という。)前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p> <p>3 原料原産地以外の事項のうち、施行日から平成</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この施行規則の変更の施行の日(以下「施行日」という。)前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p> <p>3 原料原産地以外の事項のうち、施行日から平成</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるしょうゆに係る表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 原料原産地に関する事項のうち、施行日から平成34年3月31日までに製造され、又は加工されるしょうゆに係る表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 原料原産地に関する事項については、計画的にこの規約に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。</p>	<p>32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるしょうゆに係る表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 原料原産地に関する事項のうち、施行日から平成34年3月31日までに製造され、又は加工されるしょうゆに係る表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 原料原産地に関する事項については、計画的にこの規約に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。</p>

しょうゆの表示等に関する業界申し合わせ

平成18年5月30日
(平成30年11月15日改正)
日本醤油協会
全国醤油工業協同組合連合会
一般財団法人日本醤油技術センター

しょうゆの日本農林規格（平成16年農林水産省告示1703号）及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に記載されている事項を補足又は解説し適切な運用を行うため、下記の通り定めるものとする。

1. 定義について

- (1) しょうゆの原材料は食塩及び食品添加物を除き、豆類及び穀類などの植物由来のものに限定する。
- ① このことは平成16年3月11日開催の農林物資規格調査会総会において、しょうゆは本来植物由来である大豆と小麦からつくられるものであって、「あえて植物由来のものに限定するという規定の明記は必要でない」と議事録において整理し制限している。
 - ② 「酵母エキス」、「しいたけ」、「はちみつ」などについては植物原料といえないことから使用できないものとする。
 - ③ 植物原料であっても「唐辛子」、「にんにく」、「昆布」などは、しょうゆの風味を大きく変えることから使用できないものとする。
- (2) 第2条の文中『大豆（脱脂加工大豆を含む。以下同じ）若しくは大豆及び麦、米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたものを含む）を蒸煮その他の方法で処理して、こうじ菌を培養したもの（以下「しょうゆこうじ」という。）』とある。このことから大豆はしょうゆの必須原料となる。よって、大豆を全く使用しないものにあっては、一括表示の名称欄に「名称 こいくちしょうゆ（本醸造）」等と、しょうゆ品質表示基準に定める記載はできない。

また、文中の「しょうゆこうじ」における原材料を整理すると次のいずれかとなる。

- ・大豆
- ・大豆+（麦、米等の穀類）
- ・大豆+（麦、米等の穀類）+小麦グルテン（補助的な使用に限る）

- (3) 第2条に文中の『麦』とは、『日本標準商品分類』でいう「小麦」、「大麦」、「はだか麦」、「ライ麦」、「精麦」、「えん麦」をいう。
- 上記以外のものについては、次の通り整理する。
- ① 「製麴用加工小麦」（いわゆる商品名「こうじ麦」）及び「ふすま」は「小麦」に含むものとする。
 - ② 「香煎」は「大麦」に含むものとする。

- (4) 第2条文中の『米等の穀類』のうち、
- ①『米』とは、「玄米」「白米」及び「 α 化米」をいう。
上記以外のものについては、次の通り整理する。
・「米ぬか」の内、いわゆる「白ぬか」にあつては、「白米」の胚乳部を削り取ったものなので「白米」と判断する。
 - ②『等の穀類』とは、「日本標準商品分類」でいう、「はと麦」、「ひえ」、「粟」、「そば」などの雑穀をいう。
- (5) 第2条文中の『米を蒸し、若しくは膨化したもの』とは、米の α 化の方法として、蒸すほか、パフ処理、エクストルーダー処理などによる膨化をいう。
- (6) 第2条文中の『…清澄な液体調味料（製造工程においてセルラーゼ等の酵素（たん白分解酵素を除く。）を補助的に使用したものを含む）』とあり、セルラーゼ等たん白分解酵素以外の酵素剤を補助的に使用できるとしているが、これらの酵素は「火入工程」以後は使用してはならないものとする。
- (7) 第2条文中の『しょうゆこうじ』は、原料の全てを麴とすることを原則とするが、製麴原料の重量で20%以下に限り、麴としない、いわゆる「かけ原料」として使用することができるものとする。
- (8) 第2条文中の『アミノ酸液』とは、脱脂加工大豆や小麦グルテンなどの植物たん白を酸で分解し、アルカリで中和してできた液体調味料をいう。また、これを粉末にしたもの(いわゆる「粉末アミノ酸液」)もこれに含むものとする。
- (9) 第2条文中の『酵素分解調味液』とは、脱脂加工大豆や小麦グルテンなどの植物たん白を酵素剤などにより分解し得られた液体調味料をいう。また、これを粉末にしたものもこれに含むものとする。

- (10) 第2条文中の『発酵分解調味液』とは、主に小麦グルテンや脱脂加工大豆などの植物たん白を麹により発酵させ分解して得られた液体調味料をいう。また、これを粉末にしたものもこれに含むものとする。

解説 現時点で想定される主な商品

原材料名	主な商品名及び製造業者名
『アミノ酸液』	味の素(株)製「味液」など
『酵素分解調味液』	大日本明治製糖(株)製「エンザップ」など
『発酵分解調味液』	キッコーマン(株)製「発酵うまみ調味料」、味の素(株)製「コウジ・ベース」、日清製粉(株)製「醸造調味料NS-2、NS-3」など

- (11) 製造方式別の『アミノ酸液』、『酵素分解調味液』及び『発酵分解調味液』（以下、アミノ酸液等という。）の使用制限は次の表の通りとする。

製造方式	「アミノ酸液」等の使用量(全窒素換算)
混合方式	生揚に、アミノ酸液等を80%*以下添加できる。
混合醸造方式	諸味に、アミノ酸液等を80%*以下添加し、概ね1ヶ月以上発酵・熟成させる。
本醸造方式	「アミノ酸液」等の使用はできない。

*この比率は、液量や重量によるものではなく全窒素濃度による。その場合、アミノ酸液等の窒素分は全量が製品に移行するものとして計算する。

- (12) 製造方式の異なるものを混合した場合、製造方式の記載方法は次の通りとする。

混合の状態	記載方法
本醸造+混合醸造	混合醸造
本醸造+混合	混合
混合醸造+混合	混合
本醸造+混合醸造+混合	混合

2. 格付のための検査について

しょうゆにおける官能検査の重要性を鑑み次の通り検査を行う

- (1) 規格の第3条～第7条の『性状』の検査は、官能検査基準品審査会(旧中央特級審査会)において選定された基準品をもとに行うものとする。
- (2) 官能検査は、(一財)日本醤油技術センターが認定した「公認醤油官能検査員」の3名以上をもって行うものとする。

3. 表示について

(1) 原材料に関する表示

- ①「小麦」、「製麺用加工小麦」及び「ふすま」にあつては「小麦」と表示するものとする。
- ②「大麦」及び「香煎」にあつては「大麦」と表示するものとする。
- ③「玄米」、「白米」、「α化米」及び「米ぬか(いわゆる白ぬか)」にあつては「米」と表示するものとする。
- ④「小麦グルテン」にあつては「小麦グルテン」若しくは「小麦たんぱく」と表示するものとする。

(2) 小印に関する表示

- ①小印として使用できる用語は、物象を表すもの又は抽象名詞とする。
- ②「天」「地」「人」、「福」「禄」「寿」及び「松」「竹」「梅」等については、これらのグループ内で、品質に応じて区分して使用するものとする。

(3) 「^き生」及び「^{なま}生」に関する表示

- ①「^き生」及び「^{なま}生」について表示する場合、「き」及び「なま」とふりがなをつけるものとする。
- ②文章中の『火入れの殺菌処理と同等な処理』とは、最低限、酵母を除去できる処理をいうものとする。

(4) しょうゆのナトリウムに係る低減された旨の表示において、同種の標準的なしょうゆの食塩分%(重量/容量)は次表のとおりとする。

品名	同種の標準的なしょうゆの食塩分%(重量/容量)
こいくちしょうゆ	17.5%
うすくちしょうゆ	19.1%
たまりしょうゆ	17.9%
さいしこみしょうゆ	15.6%
しろしょうゆ	17.9%

なお、低減割合を求める際は、低減割合を求めようとするしょうゆの比重により算出した食塩量(重量)を用いることとする。

例) 低減割合を求めようとするしょうゆが下記の場合

日本橋醤油(株) うす塩しょうゆ 名称: こいくちしょうゆ 食塩相当量: 11.9g/100g (分析値) 比重: 1.15 (分析値)
--

- ① 同種の標準的なしょうゆの食塩分17.5%(重量/容量)の比重を、低減割合を求めようとするしょうゆの比重1.15とし、100g中の食塩分を求める。

$$17.5 \text{ g} / 100 \text{ ml} \div 1.15 = 15.2 \text{ g} / 100 \text{ g}$$

② 同種の標準的なしょうゆに対する低減割合を求める。

$$(15.2 \text{ g} - 11.9 \text{ g}) \div 15.2 \text{ g} \times 100 = 21.7\%$$

(5) 特級に格付されたものに表示できる用語

文中の『「特製」、「特吟」その他これに類するもの』とは、具体的には次の通りとする。

- ① 「特醸」、「特佳」等「特」を含む用語
- ② 「高逸」、「高醇」等「高」を含む用語
- ③ 「優秀」、「秀逸」等「秀」を含む用語
- ④ 「ゴールド」、「ゴールデン」、「スペシャル」、「デラックス」等品質が特に優良であることを示す外来語
- ⑤ その他、これらに類似する用語は、(一財)日本醤油技術センターまで問い合わせること。

(6) 上級に格付されたものに表示できる用語

文中の『「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」その他これに類するもの』とは、具体的には次の通りとする。

- ① 「上選」、「別上」等「上」を含む用語
- ② 「優選」、「優味」等「優」を含む用語
- ③ 「優良」、「良選」等「良」を含む用語
- ④ 「優選」、「別選」等「選」を含む用語(特選、超特選を除く)
- ⑤ 「吟上」、「吟醸」等「吟」を含む用語
- ⑥ その他、これらに類似する用語は、(一財)日本醤油技術センターまで問い合わせること。

(7) 文中の『等級を示す用語(「特級」、「上級」、「標準」と紛らわしい用語』として表示が禁止されている用語とは、「最上」、「極上」、「最高」等の用語や「等」、「級」を含む用語をいうものとする。その他、これらに類似する用語は、(一財)日本醤油技術センターまで問い合わせること。

(8) 一括表示の様式枠内に、開封後の保存方法について記載する場合、次の通りとする。(この項において「開封後」とあるのは「開栓後」と読み替えられるものとする。)

(開封後の保存方法についての記載は任意です。ただし、一括表示枠内に記載する場合は、この方法に従って下さい。)

① 記載位置は、「保存方法」と「製造業者」の間に「開封後の取扱い」の項目をたてて記載する。

別記様式

名	称
原	材
材	料
名	
添	加
物	
内	容
量	
賞	味
期	限
保	存
方	法
開	封
後	の
取	扱
い	
製	造
者	

名	称
原	材
材	料
名	
添	加
物	
内	容
量	
賞	味
期	限
保	存
方	法
開	栓
後	の
取	扱
い	
製	造
者	

②記載例（「開封後※、冷蔵庫に保存・・・」等の記載は一例です。大きな容器など保管方法の記載については実体に合わせ変更して下さい。） ※記載例中「開封後」は「開栓後」でも可

名 称	こいくちしょうゆ(本醸造)
原 材 料 名	大豆(国産)、小麦、食塩
内 容 量	1,000ml
賞 味 期 限	ラベル右下部に記載
保 存 方 法	直射日光を避け常温で保存して下さい。
開封後の取扱い	開封後は冷蔵庫に保存し、できるだけお早めにご使用ください。
製 造 者	日本橋醤油株式会社 東京都中央区日本橋小網町 3-11

4. その他

以上の1～3の項で規定していない事項として必要に応じ別に定めた事項、及び3の(5)～(6)における類似する用語として（一財）日本醤油技術センターに問い合わせのあったものについては、事例として適時追加するものとする。

内閣府令第十号

食品表示基準

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用加工食品(第三条―第九条)

第二款 業務用加工食品(第十条―第十四条)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準(第十五条―第十七条)

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用生鮮食品(第十八条―第二十三条)

第二款 業務用生鮮食品(第二十四条―第二十八条)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準(第二十九条―第三十一条)

第四章 添加物

第一節 食品関連事業者に係る基準(第三十二条―第三十六条)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準(第三十七条―第三十九条)

第五章 雑則(第四十条・第四十一条)

附則

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 この府令は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、第四十条の規定を除き、適用しない。

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 -

- 1 -

- 一 加工食品 製造又は加工された食品として別表第一に掲げるものをいう。
- 二 生鮮食品 加工食品及び添加物以外の食品として別表第二に掲げるものをいう。
- 三 業務用加工食品 加工食品のうち、消費者に販売される形態となつていて、以外のものをいう。
- 四 業務用生鮮食品 生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいう。
- 五 業務用添加物 添加物のうち、消費者に販売される形態となつていて、以外のものをいう。
- 六 容器包装 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第五項に規定する容器包装をいう。
- 七 消費期限 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。
- 八 賞味期限 定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

九 特定保健用食品 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第五十七号)第二条第一項第五号に規定する食品(容器包装に入れられたものに限る。)をいう。

- 十 機能性表示食品 疾病に罹患していない者(未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。))及び授乳婦を除く。)に対し、機能性関与成分によつて健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的(疾病リスクの低減に係るものを除く。)が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示する食品(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第四十三条第一項の規定に基づく許可又は同法第六十三条第一項の規定に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品(以下「特別用途食品」という。))、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第十一条第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。)であつて、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。
- 十一 栄養機能食品 食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分(ただし、錠剤、カプセル剤等の形状の加工食品にあつては、カリウムを除く。)の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養

- 4 -

- 3 -

養成分を含むものとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能の表示をする食品（特別用途食品及び添加物を除き、容器包装に入れられたものに限る。）をいう。

十二 栄養素等表示基準値 国民の健康の維持増進等を図るために示されている性別及び年齢階級の栄養成分の摂取量の基準を性及び年齢階級（十八歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値であつて別表第十の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる値をいう。

十三 組換えDNA技術 酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。

十四 対象農産物 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であつて別表第十六に掲げるものをいう。

十五 遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたものをいう。

十六 非遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十七 特定遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるものをいう。

十八 非特定遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十九 分別生産流通管理 遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもつて分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。

二十 特定分別生産流通管理 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもつて分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この府令において、別表第三の上欄に掲げる食品に係る同表の中欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、この府令において使用する乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の用語は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等省令」という。）において使用する用語の例による。

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準
第一款 一般加工食品

（横断的義務表示）

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称
1 その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、乳（生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳を除く。以下同じ。）及び乳製品にあっては、この限りでない。
2 1の規定にかかわらず、別表第五の上欄に掲げる食品以外のものにあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる名称を表示してはならない。

原材料名	保存の方法	消費期限又は賞味期限
1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。	食品の特性に従つて表示する。ただし、食品衛生法第十三条第一項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあつては、その基準に従つて表示する。	1 品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月を年月の順で表示することをもつて賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。
2 1の規定にかかわらず、乳、乳飲料、発酵乳、乳酸菌飲料及びクリームのうち紙、アルミニウム箔その他これに準ずるもので密栓した容器に収められたものにあつては、消費期限又は賞味期限の文字を冠したその日の表示をもつてその年月日の表示に代えることができる。		

- 一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。
- 二 二種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）を使用する場合については、当該原材料を次に定めるところにより表示する。
 - イ 複合原材料の名称次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、当該複合原材料の原材料が三種類以上ある場合にあつては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が三位以下であつて、かつ、当該割合が五パーセント未満である原材料について、「その他」と表示することができる。
 - ロ 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が五パーセント未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。

- 三 一及び二の規定にかかわらず、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合には、当該複合原材料の全ての原材料及びそれ以外の使用した原材料について、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、それぞれに定めるところにより表示することができる。
 - 一 同種の原材料を複数種類使用する場合 原材料に占める重量の割合の高い順に表示した「野菜」、「食肉」、「魚介類」などの原材料の総称を表す一般的な名称の次に括弧を付して、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示する。
 - 二 複数の加工食品により構成される場合 原材料に占める重量の割合の高い順に表示した各構成要素を表す一般的な名称の次に括弧を付して、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示する。

3 1及び2に定める表示の際には、次の表の上欄に掲げる区分に該当する原材料にあつては、同表の下欄に掲げる名称をもって表示することができる。

食用油脂	植物油、植物脂若しくは植物油 脂、動物油、動物脂若しくは動物 油脂又は加工油、加工脂若しくは 加工油脂
でん粉	でん粉
魚類及び魚肉（特定の種類の魚類を表示していない場合に限り。）	魚又は魚肉
家きん肉（食肉製品を除き、特定の種類の家きん肉の名称を表示していない場合に限り。）	鳥肉
無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖 ぶどう糖	ぶどう糖

ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	異性化液糖
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	砂糖混合異性化液糖又は砂糖・異性化液糖
香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）に掲げる添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限り。）	香辛料又は混合香辛料
香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品（原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限り。）	香草又は混合香草
糖液を浸透させた果実（原材料に占める重量の割合が十パーセント以下のものに限り。）	糖果

	<p>4 1の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に定められている事項にかかわらず、且つ、当該食品の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであつて、当該食品中には当該添加物が効果を發揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。以下同じ。）</p> <p>三 キヤリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであつて、当該食品中には当該添加物が効果を發揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。以下同じ。）</p> <p>2 1の規定にかかわらず、複数の加工食品により構成される加工食品にあつては、各構成要素で使用した添加物を、各構成要素を表す一般的な名称の次に括弧を付して、1に定めるところにより表示することができる。</p> <p>3 1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。</p>
--	---

<p>添加物</p>	<p>1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。</p> <p>一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。）</p> <p>二 加工助剤（食品の加工の際に添加されるものであつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。以下同じ。）</p>
------------	--

<p>栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量</p>	<p>3 1の規定にかかわらず、固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器包装に密封したものにあっては、内容量に代えて、固形量とすることができる。この場合において、固形量は、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量を表示する（特定保健用食品及び機能性表示食品については表示する場合を除く。）。この場合において、当該食品単位が一食分である場合にあつては、当該一食分の量を併記する。</p> <p>一 たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあつては当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたものをいう。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。</p>
---	--

<p>内容量又は固形量及び内容総量</p>	<p>1 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）第五条に掲げる特定商品については、計量法（平成四年法律第五十一号）の規定により表示することとし、それ以外の食品にあつては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固形量の管理が困難な場合を除く。）にあつては、内容量に代えて、固形量及び内容総量とすることとし、固形量はグラム又はキログラム、内容総量はグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。ただし、固形量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためである場合は、</p>
-----------------------	--

業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下同じ。）

エプサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）

三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

別表第十四に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を原材料とする加工食品（当該加工食品を	アレルゲン	1 特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。 2 特定原材料に由来する添加物を含む食品にあつては、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の
---	-------	---

原材料とするものを含む、抗原性が認められないものを除く。）及び特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。以下同じ。）を含む食品	指定成分等含有食品	指定成分等含有食品	指定成分等含有食品（○○）と表示する（○○は、指
直後に括弧を付して表示する。 3 1及び2の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の原材料又は添加物を使用しているものであつて、当該原材料又は添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物について、特定原材料を含む旨又は由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該原材料又は添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。	指定成分等含有食品	指定成分等含有食品	指定成分等含有食品（○○）と表示する（○○は、指

（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）

である旨	（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）の名称とする。）	食品関連事業者の連絡先	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。
指定成分等については食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨	「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。	指定成分等について	「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。
体調に異変を感じた	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師	指定成分等について	「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。

特定保健用食品	特定保健用食品である旨	特定保健用食品である旨	特定保健用食品である旨
「特定保健用食品」と表示する。ただし、許可又は承認（以下「許可等」という。）の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたものにあつては、「条件付き特定保健用食品」と表示する。	「特定保健用食品」と表示する。ただし、許可又は承認（以下「許可等」という。）の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたものにあつては、「条件付き特定保健用食品」と表示する。	「特定保健用食品」と表示する。ただし、許可又は承認（以下「許可等」という。）の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたものにあつては、「条件付き特定保健用食品」と表示する。	「特定保健用食品」と表示する。ただし、許可又は承認（以下「許可等」という。）の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたものにあつては、「条件付き特定保健用食品」と表示する。
許可等を受けた表示の内容	許可等を受けた表示の内容のとおり表示する。	許可等を受けた表示の内容	許可等を受けた表示の内容のとおり表示する。
栄養成分（関与成分	1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんばく	栄養成分（関与成分	1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんばく

安量	申請書に記載した内容を表示する。
摂取の方法	申請書に記載した内容を表示する。
摂取をする上での注意事項	申請書に記載した内容を表示する。
意思事項	
バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。
関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該関与成分	関与成分が栄養素等表示基準値の示されている成分である場合、一日当たりの摂取目安量に基づき当該食品を摂取したときの関与成分摂取量の当該栄養素等表示基準値に占める割合を百分率又は割合で表示する。

一日当たりの摂取目	申請書に記載した内容を表示する。
熱量	<p>質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）及び関与成分の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの含有量を表示する。</p> <p>2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、その百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの含有量をナトリウムと関与成分の間に表示する。</p> <p>3 1及び2に定めるほか、本条第一項の表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の1に定める表示の方法を準用する。</p>

栄養成分の量及び熱量	<p>1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の一日当たりの摂取目安量当たりの量を表示する。</p> <p>2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、一日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナトリウムの量の次に表示する。</p> <p>3 1及び2に定めるほか、第一項の表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の1に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項の1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品</p>
------------	---

機能性表示食品	<p>科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性</p> <p>消費者庁長官に届け出た内容を表示する。</p>
の栄養素等表示基準値に対する割合	申請書に記載した内容を表示する。
調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	
機能性表示食品である旨	「機能性表示食品」と表示する。

を受けたものではな い旨	たものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁 長官による個別審査を受けたものではありません。」と表 示する。
摂取の方法	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
摂取をする上での注 意事項	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
バランスのとれた食 生活の普及啓発を図 る文言	「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランス を。」と表示する。
調理又は保存の方法 に関し特に注意を必 要とするものにあっ ては当該注意事項	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。

一日当たりの摂取目 安量当たりの機能性 関与成分の含有量	消費者庁長官に届け出た内容を、別記様式二又は別記様式 三の次に表示する。
一日当たりの摂取目 安量	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
届出番号	消費者庁長官への届出により付与された届出番号を表示す る。
食品関連事業者の連 絡先	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番 号を表示する。
機能性及び安全性に ついて国による評価	「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待 できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出され

別表第十七の下欄及 び別表第十八の中欄 に掲げる加工食品	
遺伝子組換え食品に 関する事項	た上で摂取すべき旨 体調に異変を感じた 際は速やかに摂取を 中止し医師に相談す べき旨
	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師 に相談してください。」と表示する。
	I 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって 生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第十七 の下欄に掲げるもの（2に掲げるものを除く。）にあっ ては、次に定めるところにより表示する。 一 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子 組換え農産物である別表第十七の上欄に掲げる対象農 産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧 を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組

疾病の診断、治療、 予防を目的としたも のではない旨	「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものでは ありません。」と表示する。
疾病に罹患している 者、未成年者、妊産 婦（妊娠を計画して いる者を含む。）及 び授乳婦に対し訴求 したのではない旨	「本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊 娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発さ れた食品ではありません。」と表示する。
疾病に罹患している 者は医師、医薬品を 服用している者は医 師、薬剤師に相談し る。	「疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用してい る場合は医師、薬剤師に相談してください。」と表示す る。

「換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

二 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する。

三 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は、当該原材料名の次に括弧を付して、若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料

名に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示する。遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示しようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができる。

2 別表第十八の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の下欄に掲げる対象農産物を原材

料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であつて同表の中欄に掲げるものにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの（を分別）」、「○○○遺伝子組換え」（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

二 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、第三項の規定にか

かわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を表示する。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を表示することができる。

3 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があつた場合においても、1の一又は三の確認が適切に行われている場合には、1の規定の適用について

は、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

4 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があつた場合においても、2の1の確認が適切に行われている場合には、2の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

5 別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であつて主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上であるものをい

<p>乳児用規格適用食品（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項の12に規</p>	
<p>である旨</p>	
<p>言を表示する。</p>	<p>6 対象農産物を原材料とする加工食品であつて別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1及び2の規定の例によりこれを表示しなければならない。</p>

う。以下同じ。）でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1から4までの規定の例によりこれを表示しなければならない。

<p>定する乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であつて、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）並びに厚生労働大臣が定める放射性物質（平成二十四年厚生労働省告示第</p>	
--	--

	<p>規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第二条第三項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第十五の1の(6)に掲げるものを除く。）の原材料である米穀を除く。）をいう。以下同じ。）の原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 対象原材料が生鮮食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあつては、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては</p>

	<p>ロ 輸入された水産物にあつては、原産国名に水城名を併記することができる。</p> <p>二 対象原材料が加工食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあつては、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇製造」と表示する（〇〇は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。</p> <p>ロ イの規定による原産地の表示に代えて、当該対象</p>

<p>百二十九号）第二号に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する乳製品（乳飲料を除く。）並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品の規格が適用される食品をいう。以下同じ。）</p>	<p>原料原産地名</p>
	<p>1 対象原材料（使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の</p>

	<p>は、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。</p> <p>(イ) 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名</p> <p>(ロ) 畜産物にあつては、主たる飼養地（最も飼養期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名</p> <p>(ハ) 水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水城名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名</p>

原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。

ハ 別表第十五の1に掲げるものにあつては、イの規定にかかわらず、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示する。

三 一及び二の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 一及び二の規定により表示することとされる原産地が三以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

- 45 -

(以下「一定期間使用割合」という。)の高い原産地から順に、「又は」の文字を用いて表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地(前号の規定に基づき「その他」と表示されたものを除く。)については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期

- 47 -

五 別表第十五の1に掲げるものの対象原材料及び2から6までの規定により原産地を表示する原材料以外の対象原材料にあつては、次のいずれかに該当し、かつ、三及び四の規定により表示することが困難な場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性のある原産地を、過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合

- 46 -

間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する二以上の原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

ロ 対象原材料として三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、過去又は将来の一定期間における当該原産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管している場合には、三の規定にかかわらず、

- 48 -

原産国名の表示に代えて、輸入品である旨を、対象原材料が生鮮食品である場合には「輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には「外国製造」等と表示することができる。

ハ 対象原材料として国産品及び三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地として、対象原材料が生鮮食品である場合には国産である旨及び輸入品である旨を「国産又は輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には国内において製造された旨及び外国において製造された

旨を「国内製造又は外国製造」等と、一定期間使用割合の高いものから順に表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料

料として使用する三以上の外国が原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること、三以上の外国が原産地である対象原材料と国産品である対象原材料の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

六 別表第十五の1に掲げるものにあつては、対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地を、一定期間使用割合の高い原産地から順に表示することができる。この場合において、

て、一定期間において使用した割合の高いものから順に表示したことが認識できるよう、必要な表示をしなければならぬ。

2 別表第十五の2に掲げる農産物漬物にあつては、原料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一 農産物漬物の原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上の原産地名は、原材料に占める重量の割合の高い原産地の順に、次に定めるところにより表示する。当該原材料以外の漬けた原材料の原産地名に

についても、同様に表示することができる。

イ 農産物

国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名に代えて一般に知られている地名を表示することができる。

ロ 水産物

(イ) 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあ

つては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて水城名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

(ロ) 輸入品にあつては、(イ)の規定にかかわらず、原産国名に水城名を併記することができる。

二 原産地が一つのみである場合及び原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位

(内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のものが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる。

三 原産地を二以上表示する場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 原産地名及び原材料の名称(二の規定により原材料の表示を省略する場合にあつては、原産地名)の次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して表示する。ただし、ロに定めるところにより原産地を表示する場合を除く。

ロ 原材料の表示が二以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める重量の割合が最も低い当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって表示し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の表示を省略する。

3 別表第十五の3に掲げる野菜冷凍食品にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一 野菜冷凍食品の原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位二位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上の原産地名は、原材料及び添加物に占める重量の割合の高い原産地の順に、国産品にあつては国産である旨

を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のものを原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。当該原材料以外の原材料の原産地名についても同様に表示することができる。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名に代えて一般に知られている地名を表示することができる。

二 原産地が二以上ある場合及び原材料及び添加物の

重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のものが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる。原産地を二以上表示する場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 原産地名及び原材料の名称（第三項の規定により原材料の表示を省略する場合には、原産地名）の次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して表示する。ただし、ロに定めるところにより原産地を表示する場合を除く。

ロ 原材料の表示が二以上連続して同一となる場合に

は、当該原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合が最も低い当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって表示し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の表示を省略する。

4 別表第十五の4に掲げるうなぎ加工品にあつては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一 国産品にあつては、国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られ

ている地名を表示することができる。

二 輸入品にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

5 別表第十五の5に掲げるかつお削りぶしにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあつては国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇製造」と表示する（〇〇は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

	輸入品	
	原産国名	7 1 から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができ。 二 輸入品にあつては、原産国名に水域名を併記することができ。 7 1 から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができ。 原産国名を表示する。

3 前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあつてはこれを省略することができる。

保存の方法	1 でん粉
	2 チューインガム
	3 冷菓
	4 砂糖
	5 アイスクリーム類

		6 別表第十五の6に掲げるおにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）にあつては、のりの名称の次に括弧を付して、当該のりの原料となる原そのの原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。 一 国産品にあつては、国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。
--	--	---

原材料名	8 飲料水及び清涼飲料水 9 氷
	1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。） 2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。 一 缶詰及び食肉製品の場合 二 特定保健用食品及び機能性表示食品の場合 三 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を示す場合 四 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する場合 五 原材料名に分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する場合

消費期限又は賞味期限	10 常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がないもの 9 氷 8 飲料水及び清涼飲料水（ガラス瓶入りのもの（紙栓を付けたものを除く。）又はポリエチレン容器入りのものに限る。以下この表において同じ。） 7 酒類 6 食塩
	1 でん粉 2 チューインガム 3 冷菓 4 砂糖 5 アイスクリーム類 6 食塩及びうま味調味料 7 酒類

添加物	六 原材料名に特定遺伝子組換え農産物と非特定遺伝子組換え農産物を意図的に混合した旨を表示する場合
内容量又は固形量及び内容総量	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）
栄養成分の量及び熱量	<p>1 内容量を外見上容易に識別できるもの（特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）</p> <p>2 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）</p> <p>以下に掲げるもの（栄養表示（栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。以下同じ。）をしようとする場合、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）</p>

製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	<p>一 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの</p> <p>二 酒類</p> <p>三 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの</p> <p>四 極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む。）が変更されるもの</p> <p>五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの</p>
遺伝子組換え食品に関する事項	<p>容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示は要しないとされているものを除く。）</p> <p>容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの</p>

乳児用規格適用食品である旨	1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの
原料原産地名	2 乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるもの
原産国名	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの
(個別的義務表示)	
<p>第四条 前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般加工食品のうち別表第十九の上欄に掲げる食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下である一般加工食品にあつては、同表の中欄に掲げる表示事項の表示を省略することができる。</p> <p>(義務表示の特例)</p> <p>第五条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。</p>	

酒類を販売する場合	<p>原材料名 アレルゲン 原産国名</p>
食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合	<p>原材料名（特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 内容量又は固形量及び内容総量（特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 栄養成分の量及び熱量（栄養表示をしようとする場合並びに特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（指定成分等含有食品、特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 原産国名 原料原産地名 別表第十九の中欄に掲げる表示事項（即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）に係る油脂で処理した旨、無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準第1食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。以下同じ。）に係る常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞</p>

味期限である旨の文字を冠したその年月日、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）の項の中欄に掲げる事項、食肉製品（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十三条に規定するものに限る。以下この表において同じ。）の項の中欄に掲げる事項、乳の項の中欄に掲げる事項、乳製品の項の中欄に掲げる事項、乳又は乳製品を主要原料とする食品の項の中欄に掲げる事項、鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）の項の中欄に掲げる事項、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）の項の中欄に掲げる事項、生かきの項の中欄に掲げる事項、ゆでがにに係る飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別、魚肉ハム、魚肉ソーセー

ジ及び特殊包装かまぼこの項の中欄に掲げる事項、ふぐを原材料とするふぐ加工品の項の中欄に掲げる事項、鯨肉製品に係る気密性のある容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）の殺菌方法、冷凍食品の項の中欄に掲げる事項、容器包装詰加压加熱殺菌食品に係る食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加压加熱殺菌した旨（缶詰又は瓶詰の食品、清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）、容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超え、かつ、水分活性が〇・九四を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満た

ない条件で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下での保存を要するものに係る要冷蔵である旨、缶詰の食品に係る主要な原材料名、水のみを原料とする清涼飲料水に係る殺菌又は除菌を行っていない旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロボスカル未満であつて、殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）及び果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のものに係る「冷凍果実飲料」の文字を除く。）

2 前項の表の上欄の場合において、名称を表示する際には、第三項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

（推奨表示）
 第六条 食品関連事業者は、一般用加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項の表示を積極的
 に推進するよう努めなければならない。
 一 飽和脂肪酸の量
 二 食物繊維の量
 （任意表示）
 第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原
 材料等に関する事項にあつては、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
 及び不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）が当該一般用加工食品の容器
 包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

特色のある原材料等に関する事項	1 特定の原産地のもの、有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第六百五号）第三条に規定するものをいう。）、有機畜産物（有機畜産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第六百八号）第三
-----------------	--

<p>栄養成分の補給ができる旨</p>	<p>の表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下の項において同じ。）の量及び熱量の項（この表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）の項において準用する場合を含む。）の1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。</p>
<p>2</p>	<p>含む旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第三欄の食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）又は百キロカロリー当たりのいずれかに定める基準値以上である場合に行うことができる。</p>
<p>2</p>	<p>含む旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第三欄の食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）又は百キロカロリー当たりのいずれかに定める基準</p>

<p>4</p>	<p>に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。 1の三の規定により表示する一日当たりの摂取目安量は、当該摂取目安量に含まれる別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第四欄に掲げる量を超えるものであってはならない。</p>
<p>5</p>	<p>1の五の摂取をする上での注意事項の表示は、別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、同表の第五欄に掲げる事項を記載してこれを行わなければならない。</p>
<p>6</p>	<p>1の六のバランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言は、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。</p>
<p>7</p>	<p>1の七の消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨は、「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。</p>
<p>8</p>	<p>栄養機能食品について栄養成分の量及び熱量を表示する場合、第三条第一項</p>

<p>の適切な摂取ができる旨</p>	<p>それぞれ同表の第二欄に定める基準値に満たない場合に行うことができる。</p>
<p>2</p>	<p>低い旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第三欄に定める基準値以下である場合に行うことができる。</p>
<p>3</p>	<p>低減された旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量について、他の同種の食品に比べて低減された当該栄養成分の量又は熱量の量がそれぞれ同表の第四欄に定める基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合（ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。）にすることができる。この場合において、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p>
<p>二</p>	<p>一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項 二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合</p>

<p>栄養成分又は熱量</p>	<p>3 強化された旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分について、他の同種の食品に比べて強化された当該栄養成分の量がそれぞれ同表の第四欄に定める基準値以上である場合（たんばく質及び食物繊維にあつては他の食品に比べて強化された割合が二十五パーセント以上のものに限る。）にすることができる。この場合において、次に掲げる事項を表示しなければならない。 一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項 二 当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合</p>
<p>4</p>	<p>1から3までの栄養成分の量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。</p>
<p>1</p>	<p>含まない旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量が</p>

	<p>(ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合にあっては、ナトリウムの量が当該他の食品に比べて低減された割合)</p> <p>4 1から3までの栄養成分の量又は熱量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。</p>
<p>糖類(単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限る。以下この項において</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当する場合には、糖類を添加していない旨の表示をすることができ、</p> <p>一 いかなる糖類も添加されていないこと。</p> <p>二 糖類(添加されたものに限る。)に代わる原材料(複合原材料を含む。)又は添加物を使用していないこと。</p>

<p>同じ。)を添加していない旨</p>	<p>三 酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えていないこと。</p> <p>四 当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの糖類の含有量を表示していること。</p>
<p>ナトリウム塩を添加していない旨</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当する場合には、ナトリウム塩を添加していない旨の表示をすることができ、</p> <p>一 いかなるナトリウム塩も添加されていないこと(ただし、食塩以外のナトリウム塩を技術的目的で添加する場合であつて、当該食品に含まれるナトリウムの量が別表第十三の第三欄に定める基準値以下であるときは、この限りでない。)</p> <p>二 ナトリウム塩(添加されたものに限る。)に代わる原材料(複合原材料を含む。)又は添加物を使用していないこと。</p>

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項(栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に掲げる事項)の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定(第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。)にかかわらず、同表の中欄に定める様式(当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。)及び下欄に定める表示の方式に従い表示されなければならない。

一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。

二 容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい箇所(栄養成分の量及び熱量の表示に関し、同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであつて、容器包装に表示することが困難な食品(特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。))にあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入者に提供される文書)に表示する。

三 名称、原材料名、添加物、原料産地名、内容量、固形量、内容総量、消費期限、保存の方法、原産

国名及び食品関連事業者の表示は別記様式一により、栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量及び熱量の表示は別記様式二(たんばく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三)により行う。ただし、別記様式一から別記様式三までにより表示される事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

四 名称は、前号に規定する別記様式一の枠内ではなく、商品の主要面に表示することができる。この場合において、内容量、固形量又は内容総量についても、前号に規定する別記様式一の枠内ではなく、名称と同じ面に表示することができる。

五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。

六 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあっては、原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

七 特定保健用食品にあっては、特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をも

つて、容器包装への表示に代えることができる。

八 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。

九 表示に用いる文字は、日本産業規格 Z 八三〇五（一九六二）（以下「JIS Z 八三〇五」という。）

に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般加工食品であつて、表示すべき事項を蓋（その面積が三十平方センチメートル以下のものに限る。）に表示するものにあつては、JIS Z 八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。蓋に表示をする場合であつて、内容量以外の事項を全て蓋に表示する場合には、内容量の表示は、蓋以外の箇所にすることができ

る。

（表示禁止事項）

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三 乳児用規格適用食品以外の食品にあつては、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語

四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物を原材料とする食品（当該食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあつては、当該食品の原材料である別表第十七の上欄に掲げる作物に關し遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）を示す用語

五 組換え DNA 技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品にあつては、当該農産物に關し遺伝子組換えでないことを示す用語

六 産地名を示す表示であつて、産地名の意味を誤認させるような用語

七 ナトリウム塩を添加している食品にあつては、ナトリウムの量

八 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

- 86 -

- 85 -

ロ 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語

ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語

ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

九 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

十 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。）以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

十一 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示（ただし、牛乳について、別表第二十一に掲げる方法により表示する場合を除く。）

十二 等級のある日本農林規格の格付対象品目であつて、等級の格付が行われた食品以外のものにあつては、等級を表す用語

十三 その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 前項に規定するもののほか、別表第二十二の上欄に掲げる食品にあつては、同表の下欄に掲げる表示禁止事項を容器包装に表示してはならない。

第二款 業務用加工食品

（義務表示）

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一 名称

- 88 -

- 87 -

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 原材料名

五 添加物

六 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

七 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

八 アレルゲン

九 L-フェニルアラニン化合物を含む旨

九の二 指定成分等含有食品に関する事項

十 乳児用規格適用食品である旨

十一 原料原産地名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品の原材料であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務があるもの（同項下欄の1の2の口の規定により当該一般用加工食品の対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の原産地を表示することを充實の当事者である食品関連事業者間で合意した場合（次号及び第二十四条において「当事者間で合意した場合」という。）にあつては、当該生鮮食品。）となるものの原産地に限る。）

十二 原産国名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を除く。）及び輸入後にその性質に変更を加えない輸入品の原産国名に限る。）

十三 即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。以下同じ。）に関する事項

十三の二 無菌充填豆腐に関する事項

十四 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

十五 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項

十六 乳に関する事項

十七 乳製品に関する事項

十八 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項

十九 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。以下同じ。）に関する事項

二十 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

二十一 生かきに関する事項

二十二 ゆでがにに関する事項

二十三 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装まぼこに関する事項

二十四 ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項

二十五 鯨肉製品に関する事項

二十六 冷凍食品に関する事項

二十七 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項

二十八 缶詰の食品に関する事項

二十九 水のみを原料とする清涼飲料水（以下「ミネラルウォーター類」という。）に関する事項

三十 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のもの（以下「冷凍果実飲料」という。）に関する事項

2 前項第七号の表示をする際には、第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは	3 1の規定にかかわらず、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名
---	---

片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者（乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3において同じ。）の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

- 一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
- 二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元

若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。

- コードその他のこれに代わるものを含む。）
- 三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる表示事項は、それぞれ当該各号に定める表示の方法により表示することができる。
- 一 原材料名 原材料に占める重量の割合については、その高い順が分かるように表示する。
 - 二 添加物 添加物に占める重量の割合については、その高い順が分かるように表示する。
 - 三 原料原産地名 原材料の重量に占める割合（一定期間使用割合を含む。）については、その割合が高い原産地の順が分かるように表示する。
 - 四 容器包装入り加工食品の複合原材料表示において「その他」と表示される原材料「その他」と表示することができる。
 - 五 容器包装入り加工食品の複合原材料表示において省略することができることとされる複合原材料の原材料 その原材料の表示を省略することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあつてはこれを省略することができる。

保存の方法	
以下に掲げるもの（食品衛生法第十三条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた食品を除く。）	
一 清涼飲料水のうちガラス瓶（紙栓を付けたものを除く。以下この表において同じ。）又はポリエチレン製容器包装に収められたもの	
二 酒類	
三 生めん類、即席めん類、食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）、鶏の液卵、ゆでがに、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、魚肉練り製品、鯨肉ベーコンの類、マーガリン、冷凍食品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、弁当、調理パン、そうざい、生菓子類、清涼飲料水及び酒類を除く加工食品（缶詰、瓶詰、たる詰め又はつぼ詰めのものを除く。以下この表において同じ。）	

（義務表示の特例）

第十一条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

業務用酒類（消費者に販売される形態となつている酒類以外のものをいう。）を販売する場合	原材料名	原産国名
設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製	原材料名	食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
	地名	原産国名

造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合	保存の方法 消費期限又は賞味期限 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 アレルゲン L・フェニルアラニン化合物を含む旨 指定成分等含有食品に関する事項 乳児用規格適用食品である旨 即席めん類に関する事項 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項 乳に関する事項 乳製品に関する事項 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項 鶏の液卵に関する事項 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及び
--	--

- 97 -

ふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項 生かきに関する事項 ゆでがにに関する事項 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項 ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項 鮭肉製品に関する事項 冷凍食品に関する事項 ミネラルウォーター類に関する事項 冷凍果実飲料に関する事項
--

2

設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合において、名称を表示する際には、第三条第一項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

（任意表示）

第十二条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項にあつては、業務用酒類を販売する場合、食品を調理して供与する施設における飲

- 98 -

食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）が当該食品の容器包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。以下同じ。）又は規格書等（製品に添付されないものであつて、当該製品を識別できるものに限る。以下同じ。）に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。	第七条の表の特色のある原材料等に関する事項 第七條の表の特色のある原材料等に関する事項 1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。
	2 別表第九に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを

- 99 -

ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示される場合に限る。）	1 ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物及び熱量にあつては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあ
---	--

- 100 -

<p>るのは「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。</p> <p>2 ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんばく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分及び熱量の項の1に従い表示する。</p>

(表示の方式等)

第十三条 第十条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。

二 別表第二十三に掲げる事項にあつては容器包装（容器包装に入れないで販売される業務用加工食品の場合、名称にあつては、送り状、納品書等又は規格書等）に、同表に掲げる事項以外の事項にあつては容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示する。ただし、同表に掲げる事項の表示について、次の表の上欄に掲げる食品につきそれぞれ同表の下欄に掲げる場合に該当するものにあつては、送り状、

納品書等又は規格書等への表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい箇所に表示するとともに、名称、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を当該送り状、納品書等又は規格書等に表示しなければならない。

<p>原料用果汁（その容量が二百リットル以上である缶に収められているものに限る。）</p>	<p>一の授受の単位につき十缶以上を食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（清涼飲料水の製造をする営業に限る。）又は同条第十四号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合</p>
<p>原料用濃縮コーヒー（その容量が二十リットル以上である缶に収められているものに限る。）</p>	<p>一の授受の単位につき二十缶以上を食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（清涼飲料水の製造をする営業に限る。）又は同条第十四号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合</p>

<p>原料用魚肉すり身（その容量が二十キログラム以上である容器包装に収められているものに限る。）</p>	<p>一の授受の単位につき当該容器包装十個以上を食品衛生法施行令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十五号に規定するそうざい製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業、同条第二十七号に規定する冷凍食品製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可を受けた者に販売する場合</p>
<p>乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用を使用されるもの</p>	<p>一の授受の単位につき十個以上の容器包装に入れられたものを食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（乳酸菌飲料及び清涼飲料水の製造をする営業に限る。）、同条第一号に規定する菓子製造業、同条第十三号に規定する乳製品製造業、同条第十四号に規定する清涼飲料水製造業、同条第十五号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十五号に規定するそうざい製造業、同条第</p>

<p>三 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあつては、原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。</p> <p>(表示禁止事項)</p> <p>第十四条 食品関連事業者が販売する業務用加工食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第九条第一項（第十二号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準</p> <p>(義務表示)</p> <p>第十五条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあつては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の</p>	<p>二十六号に規定する複合型そうざい製造業、同条第二十七号に規定する冷凍食品製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可を受けた者に販売する場合</p>
---	---

項の2の規定は適用しない。

一 名称

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 添加物

五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

六 アレルゲン

七 L-フェニルアラニン化合物を含む旨

七の二 指定成分等含有食品に関する事項

八 遺伝子組換え食品に関する事項（分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨の表示、

遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物

が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農産物の混入がないと認めら

れる対象農産物である旨の表示を含む。）に限る。）

九 乳児用規格適用食品である旨

十 即席めん類に関する事項

十の二 無菌充填豆腐に関する事項

十一 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

十二 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項

十三 乳に関する事項

十四 乳製品に関する事項

十五 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項

十六 鶏の液卵に関する事項

十七 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びぶぐを原材料とするぶぐ加工品を除く。）であつて、

生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

十八 生かきに関する事項

十九 ゆでがにに関する事項

二十 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項

二十一 ぶぐを原材料とするぶぐ加工品に関する事項

二十二 鯨肉製品に関する事項

二十三 冷凍食品に関する事項

二十四 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項

二十五 缶詰の食品に関する事項

二十六 ミネラルウォーター類に関する事項

二十七 冷凍果実飲料に関する事項

（表示の方式等）

第十六条 前条の表示は、第九条第一項（第三号を除く。）の規定に定めるところに従いされなければならない。

ない。

（表示禁止事項）

第十七条 食品関連事業者以外の販売者が販売する加工食品の容器包装への表示が禁止される事項について

は、第九条第一項の規定を準用する。

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用生鮮食品

（横断的義務表示）

第十八条 食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」と

いう。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で

販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、

次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称	その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、玄米及び精米（消費者に販売するために容器包装に入れられたものに限る。以下この款において同じ。）にあつては、第十九条に定めるところによる。
原産地	次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあつては、第十九条

に定めるところによる。

一 農産物

国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。

二 畜産物

イ 国産品（国内における飼養期間が外国における飼養期間（二以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。）より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。）にあつては国産である旨を、輸入品（国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。）にあつては原産国名（二以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名）を表示する。ただし、国産品にあつては主たる飼養地が属する都道

府県名、市町村名その他一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。

ロ 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を表示するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として表示しなければならない。

三 水産物

イ 国産品にあつては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、水域名の表示が困難な場合にあつては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができる。

ロ イの規定にかかわらず、国産品にあつては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあつては原産国名に水域名

を併記することができる。

四 同じ種類の生鮮食品であつて複数の原産地のものを混合した場合にあつては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の高いものから順に表示し、異なる種類の生鮮食品であつて複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあつては当該生鮮食品それぞれの名称に併記する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合並びに容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合及び不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

放射線を照射した食品	放射線照射に関する事項	放射線を照射した旨及び放射線を照射した年月日である旨の文字を冠したその年月日を表示する。
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	第三条第二項の表の特定保健用食品の項に定める表示の方法を準用する。

許可等を受けた表示の内容	許可等を受けた表示の内容
栄養成分（関与成分を含む。以下特定保健用食品の項において同じ。）の量及び熱量	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保健用食品の項において同じ。）の量及び熱量
一日当たりの摂取目安量	一日当たりの摂取目安量
摂取の方法	摂取の方法
摂取をする上での注意事項	摂取をする上での注意事項
バランスのとれた食	バランスのとれた食

機能性表示食品		ては当該注意事項
保存の方法	1 第三条第一項の表の保存の方法の項に定める表示の方法を準用する。 2 1の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき事項がないものにあつては、保存の方法の表示を省略することができる。	
機能性表示食品である旨	第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方法を準用する。	
科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性		

- 114 -

生活の普及啓発を図る文言	関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養素等表示基準値に対する割合	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつ
--------------	---	-----------------------------

- 113 -

機能性及び安全性に	第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方法
び連絡先	
名又は名称、住所及び連絡先	は名称、住所及び電話番号を表示する。
食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する者の氏名又は連絡先	
届出番号	
安量	
一日当たりの摂取目安量	
関与成分の含有量	
一日当たりの摂取目安量当たりの機能性	
一日当たりの摂取目安量当たりの機能性	法を準用する。
「食品単位」という。当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。	

- 116 -

栄養成分の量及び熱量	1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。以下この項において同じ。）の一日当たりの摂取目安量当たりの量を表示する。
量	2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、一日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナトリウムの量の次に表示する。
	3 1及び2に定めるほか、第三条第一項の表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の下欄に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項の1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において

- 115 -

伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非
 遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示する
 ことができる。

二 別表第十八の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子
 組換え農産物を含む同表の下欄に掲げる対象農産物
 イ 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した
 特定遺伝子組換え農産物である別表第十八の下欄に
 掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称
 の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を
 (分別)、「○○○遺伝子組換え」(○○○は、同表
 の上欄に掲げる形質)等特定分別生産流通管理が行
 われた特定遺伝子組換え農産物であることを表示す
 る。

ロ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え
 農産物が意図的に混合された別表第十八の下欄に掲
 げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の
 次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を混
 合(○○○は、同表の上欄に掲げる形質)等特定
 遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物
 が意図的に混合された農産物である旨を表示する。
 この場合において、「○○○遺伝子組換えのもの」を
 混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝
 子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に
 占める重量の割合を表示することができる。

2 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざ
 る遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定

乳児用規格適用食品	乳児用規格適用食品 である旨	<p>の混入があった場合においても、1のイ又はハの確 認が適切に行われている場合には、前項の規定の適用に ついては、分別生産流通管理が行われたことを確認した ものとみなす。</p> <p>3 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図 せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え 農産物の一定の混入があった場合においても、1の二の イの確認が適切に行われている場合には、1の規定の適 用については、特定分別生産流通管理が行われたことを 確認したものとみなす。</p>
-----------	-------------------	--

特定商品の販売に係 る計量に関する政令 第五条に規定する特 定商品であつて密封 (商品を容器に入 れ、又は包装して、 その容器若しくは包 装又はこれらに付し た封紙を破棄しなけ れば、当該対象の状 態の量を増加し、又 は減少することがで	内容量	<p>ある旨の表示を省略することができる。</p> <p>計量法の規定により表示する。ただし、玄米及び精米にあ つては、第十九条に定めるところによる。</p>
	食品関連事業者の氏 名又は名称及び住所	<p>食品関連事業者のうち表示内容を有する者の氏名又 は名称及び住所を表示する。ただし、玄米及び精米にあつ ては、第十九条に定めるところによる。</p>

きないようにすること
をいう。以下同
じ。)されたもの
(個別的義務表示)

第十九条 前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち別表第二十四の上欄に掲げるものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合及び容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。))するには、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

(義務表示の特例)

第二十条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡	名称(容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、アポカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すも
----------------------------------	---

(販売を除く。以下この表においても同じ。)する場合	も、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。))に限る。)、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類(生かき及びふぐを除く。))であって、生食用のもの(凍結させたものを除く。)、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精果及びふぐの皮であって、生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精果及びふぐの皮であって、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類(生かきを除く。))を凍結させたもの及び生かきを除く。)、原産地、内容量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、玄米及び精米に関する事項、栽培方法(しいたけに限る。以下同じ。)) 解凍した旨(水産物に限る。以下同じ。))
---------------------------	--

容器包装に入れないで販売する場合	養殖された旨(水産物に限る。以下同じ。))
名称(生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡する場合に限る。)) 放射線照射に関する事項 乳児用規格適用食品である旨 内容量 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 別表第二十四の中欄に掲げる表示事項(栽培方法、解凍した旨及び養殖された旨を除く。))	

(任意表示)

第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。))に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

栄養成分(栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその	1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、
-----------------------------	--

他これらを示唆する表現を含む。))及び熱量	2 たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分、栄養成分の総称、その構成成分、前駆体並びにそれこれらを示唆する表現を表示しようとするときは、当該栄養成分(別表第九に掲げるものに限る。))をたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量並びに熱量とともに、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。))の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。
ナトリウムの量	1 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。))の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量

	<p>において同じ。)を除く。)の項において準用する場合を含む。)とあるのは、(第二十一条の表の栄養成分(栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。)及び熱量の項において準用する場合を含む。))と読み替えるものとする。</p> <p>2 栄養機能食品にあつては、保存の方法を第三条第一項の表の保存の方法の項に定める表示の方法を準用して表示する。</p> <p>3 2の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にその保存の方法に關し留意すべき事項がないものにあつては、保存の方法の表示を省略することができる。</p>
<p>栄養成分の補給ができる旨</p>	<p>1 第七条の表の栄養成分の補給ができる旨の項に定める表示の方法を準用する。</p> <p>2 栄養成分の補給ができる旨の表示をする場合にあつては、たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量並びに熱量を</p>

<p>栄養機能食品に係る</p>	<p>にあつては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量(ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。)の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。)とあるのは「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。</p> <p>2 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんばく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分(栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。)及び熱量の項の1に従い表示する。</p>
<p>栄養成分の機能</p>	<p>1 第七条の表の栄養機能食品に係る栄養成分の機能の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項の8中「(この表の栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの。以下この項</p>

	<p>第三条第一項の表の栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、栄養成分の補給ができる旨を表示しようとする栄養成分を除き、同項の2のただし書の規定は適用しない。</p>
<p>栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨</p>	<p>1 第七条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項に定める表示の方法を準用する。</p> <p>2 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合にあつては、たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨を表示しようとする栄養成分又は熱量を除き、同項の2のただし書の規定は適用しない。</p>

(表示の方式等)

第二十二条 第十八条、第十九条及び前条に掲げる事項の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。

一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。

二 容器包装に入れられた生鮮食品にあつては、容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい箇所に表示する。ただし、次に掲げる事項は、製品に近接した掲示その他の見やすい場所にすることができる。

イ 名称(農産物(放射線を照射した食品、保健機能食品及びシアン化合物を含有する豆類を除く。))、鶏の殻付き卵(保健機能食品を除く。))及び水産物(保健機能食品及び切り身又はむき身にした魚介類(生かき及びぶくを含む。))を除く。)に限る。

ロ 原産地

ハ 遺伝子組換え農産物に関する事項(第十八条第二項の表の対象農産物の項の1の2及び3に関する

ものに限る。)

二 栽培方法

ホ 解凍した旨

へ 養殖された旨

三 容器包装に入られていない生鮮食品にあつては、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示する。

四 機能性表示食品にあつては、次に定めるとおり表示する。

イ 機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。

ロ 機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性並びに安全性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示する。

五 玄米及び精米の表示は、別記様式四により行う。

六 栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量及び熱量の表示は別記様式二(たんばく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養

成分を併せて表示する場合にあつては、別記様式三)により行う。ただし、別記様式二又は別記様式三により表示される事項が別記様式二又は別記様式三による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

七 第二号の規定にかかわらず、特定保健用食品にあつては、特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。

八 表示に用いる文字(玄米及び精米にあつては、文字及び枠)の色は、背景の色と対照的な色とする。

九 容器包装への表示に用いる文字は、JIS Z 八三〇五に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字(玄米及び精米にあつては、容器包装の表示に用いる文字は、JIS Z 八三〇五に規定する十二ポイント(内容量が三キログラム以下のものにあつては、八ポイント)の活字以上の大きさの統一のとれた文字)としなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものに表示するものにあつては、JIS Z 八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の文字としなければならない。

2 前項第二号及び第三号の規定にかかわらず、消費者に対して販売する事業者以外の事業者にあつては、

送り状又は納品書等に表示することができる。

(表示禁止事項)

第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二 第十八条又は第十九条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三 乳児用規格適用食品以外の食品にあつては、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語

四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物以外の食品にあつては、当該作物である食品に関し遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨(遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。)を示す

用語

五 対象農産物以外の作物にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語

六 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

ロ 第二十一条において準用する第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分

以外の成分(別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。)を強調する用語

ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語

ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

七 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

八 保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保

健の目的が期待できる旨を示す用語

九 前七号に規定するもののほか製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 前項に規定するもののほか、玄米及び精米にあつては、次に掲げる事項は、容器包装に表示してはならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる事項については、第十九条に規定するところにより表示する場合を除く。

一 「新米」の用語（原料玄米が生産された当該年の十二月三十一日までに容器包装に入れられた玄米又は原料玄米が生産された当該年の十二月三十一日までに精白され、容器包装に入れられた精米を除く。）

二 原料玄米のうち使用割合が五十パーセント未満であるものについて、当該原料玄米の産地（国産品又は輸入品の別を含む。以下同じ。）、品種又は産年を表す用語（使用割合を、産地、品種又は産年を表す用語のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさで付してあるものを除く。）

三 産地、品種又は産年を表す用語を表示する場合にあつては、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさで付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す用語

第二款 業務用生鮮食品

（義務表示）

第二十四条 食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際（容器包装に入れないで販売するものであつて、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。第二十六条において同じ。）には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

一 名称

二 原産地

三 放射線照射に関する事項

四 乳児用規格適用食品である旨

五 別表第二十四の中欄に掲げる表示事項（玄米及び精米に関する事項、栽培方法、一般的に食肉の生食

は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）、子供、高齢者その他の食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）、解凍した旨及び養殖された旨を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、農産物又は水産物の原産地については、国産品にあつては国産である旨の表示をすることができる。また、前項の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の高い原産地の順が分かるように表示する。

3 前二項の規定にかかわらず、一般用加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原料となるもの（当事者間で合意した場合を含む。）以外のものにあつては、原産地の表示を省略することができる。

（義務表示の特例）

第二十五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。以下この表において同じ。）の用に供する場合	名称（容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パイヤ、（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。） 原産地
--	---

容器包装に入れないで販売する場合	名称（設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡の用に供する場合に限る。） 第十八条第二項の表の中欄に掲げる事項 別表第二十四の中欄に掲げる表示事項
------------------	---

（任意表示）

第二十六条 食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従って表示されなければならない。

栄養成分及び熱量	1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の
----------	---

- 141 -

ナトリウムの量	1 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、同項中「ナトリウムの量にあつては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあつ
---------	---

- 142 -

（表示の方式等）	てはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値並びに食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。 2 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質及び炭水化物の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。
----------	---

（表示の方式等）

第二十七条 第二十四条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

- 一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。
- 二 第二十四条及び前条に規定する事項のうち、別表第二十五に掲げる事項にあつては容器包装に、別表第二十五に掲げる以外の事項にあつては容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示する。

- 143 -

（表示禁止事項）

第二十八条 食品関連事業者が販売する業務用生鮮食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準
（義務表示）

第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。

- 一 名称（農産物及び水産物（切り身又はむき身にしたものを除く。）を除く。）
- 二 放射線照射に関する事項
- 三 遺伝子組換え農産物に関する事項（分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨の表示、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨の表示を含む。）に限る。）

- 144 -

四 乳児用規格適用食品である旨

五 シアン化合物を含有する豆類に関する事項

六 アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びびんごに関する事項

七 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

八 生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳に関する事項

九 鶏の殻付き卵に関する事項

十 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びぶぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

十一 ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びぶぐの皮であつて、生食用でないものに関する事項

十二 切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びぶぐの皮であつて、生食用のものに関する事項

十三 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものに関する事項

十四 生かきに関する事項

（表示の方式等）

第三十条 前条の表示は、第二十二條第一項（第三号を除く。）の規定に定めるところに準じてされなければならない。

（表示禁止事項）

第三十一条 食品関連事業者以外の販売者が販売する生鮮食品の容器包装への表示が禁止される事項については、第二十三條第一項の規定を準用する。

第四章 添加物

第一節 食品関連事業者に係る基準

第三十二条 食品関連事業者が容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際には、

（義務表示）

第三十二条 食品関連事業者が容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際には、

（義務表示）

第三十二条 食品関連事業者が容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際には、

第三十二条 食品関連事業者が容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際には、

（義務表示）

（義務表示）

（義務表示）

第三十二条 食品関連事業者が容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際には、

住所	氏名又は名称及び	食品関連事業者の	ム)の量及び熱量	栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム)の量及び熱量	内容量
					特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品については、計量法の規定により表示することとし、その他にあつては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。
					第三十一条 食品関連事業者以外の販売者が販売する生鮮食品の容器包装への表示が禁止される事項については、第二十三條第一項の規定を準用する。
					表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。

名称	添加物である旨	保存の方法	消費期限又は賞味期限
その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる添加物（別表第八に掲げるものを除く。）にあつては、同規則別表第一に掲げる名称を、既存添加物名簿に掲げる添加物にあつては、その名称を表示する。	「食品添加物」の文字を表示する。	添加物の特性に従つて表示する。ただし、食品衛生法第十三條第一項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあつては、その基準に従つて表示する。	品質が急速に劣化しやすい添加物にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、その他の添加物にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあつては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示をもつて賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。

<p>製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この章において同じ。）</p>	<p>1 製造所又は加工所（添加物の製造又は加工（当該添加物に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者（添加物を調整した者を含む。）の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）を表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所（添加物の製造又は加工が行われた場所）の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下この表において同じ。）又は製造者若しくは加工者（添加物を調整した者を含む。）の氏名若しくは名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。</p> <p>3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している（</p>
--	---

<p>（する添加物</p> <p>食品衛生法第十三条第一項の規定により使用の方法の基準が定められた</p>	<p>使用の方法</p>	<p>2 1の規定にかかわらず、当該添加物に対し二種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。</p>
---	--------------	---

<p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が添加物のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>	<p>る場合にあつては、製造所固有記号の表示をもつて製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</p> <p>三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</p>
--	--

<p>特定原材料に由来</p>	<p>アレレゲン</p>	<p>1 当該添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、</p>
-----------------	--------------	-----------------------------------

<p>添加物</p> <p>食品衛生法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物</p>	<p>その値</p>	<p>重量パーセント、色価等を表示する。</p>
<p>製剤である添加物</p>	<p>成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント</p>	<p>成分名及び添加物に占める成分の重量パーセントを表示する。その成分がビタミンA誘導体である場合は、ビタミンAとしての重量パーセントを表示する。</p>
<p>タール色素の製剤</p>	<p>実効の色名</p>	<p>「製剤」の文字を冠した実効の色名を表示する。</p>
<p>アスパルテーム又</p>	<p>L・フェニルアラニ</p>	<p>L・フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨を</p>

はこれを含む製剤	ン化合物である旨又	表示する。
添加物たるビタミンAの誘導体	ビタミンAとしての重量パーセント	ビタミンAとしての重量パーセントを表示する。

3 食品関連事業者が容器包装に入れられた業務用添加物を販売する際には、次の各号に掲げる事項が前二項に定める方法に従い表示されなければならない。

- 一 名称
- 二 添加物である旨
- 三 保存の方法
- 四 消費期限又は賞味期限
- 五 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- 六 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- 七 アレルゲン

八 使用の方法

- 九 食品衛生法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
- 十 成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント
- 十一 実効の色名
- 十二 L・フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨
- 十三 ビタミンAとしての重量パーセント

4 前項第六号の表示をする際には、第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）の項の下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあつては、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲	3 1の規定にかかわらず、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。
---	--

<p>けるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</p> <p>三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</p>	
---	--

5 第一項から前項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する添加物にあつてはこれを省略することができる。

保存の方法	食品衛生法第十三条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物
消費期限又は賞味	全ての添加物

期限	以下に掲げるもの（栄養表示をしようとする場合を除く。）
栄養成分の量及び熱量	<p>一 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの</p> <p>二 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの</p> <p>三 消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの</p>

（義務表示の特例）

第三十三条 前条の規定にかかわらず、不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合にあつては、次の各号に掲げる表示事項の表示は要しない。

- 一 内容量
- 二 栄養成分の量及び熱量
- 三 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

(任意表示)

第三十四条 食品関連事業者が添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該添加物の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）	別表第九に掲げる栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。
ナトリウムの量	ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項中「たんばく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあつては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字

- 157 -

限る。）	を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。
------	--

2 食品関連事業者が業務用添加物を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該業務用添加物の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

栄養成分及び熱量	1 たんばく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。
	2 別表第九に掲げる栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを

- 158 -

ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない添加物の容器包装に表示される場合に限る。）	1 ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。
---	---

- 159 -

	とあるのは「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。
	2 ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんばく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分及び熱量の項の1に従い表示する。

(表示の方式等)

第三十五条 第三十二条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

- 一 邦文をもって、当該添加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすというような用語により正確に行う。
- 二 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい箇所に表示する。
- 三 栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量の表示は別記様式二（たんばく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養

- 160 -

成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三)により行う。ただし、別記様式二又は別記様式三により表示する事項を別記様式二又は別記様式三による表示と同程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

四 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。

五 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあっては、原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

六 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする。

七 表示に用いる文字は、JIS Z 八三〇五に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものであれば、JIS Z 八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、業務用添加物を販売する場合にあっては、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所(製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称と同一である場合を除く。)は、

業務用添加物の送り状、納品書等又は規格書等に表示することができる。

(表示禁止事項)

第三十六条 食品関連事業者は、第三十二条及び第三十四条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を添加物の容器包装に表示してはならない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二 第三十二条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三 ナトリウム塩を添加している添加物にあっては、ナトリウムの量

四 その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

(義務表示)

第三十七条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた添加物を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第三十二条に定める方法に準じて表示されなければならない。

一 名称

- 162 -

二 添加物である旨

三 保存の方法

四 消費期限又は賞味期限

五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

六 アレルゲン

七 使用の方法

八 食品衛生法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値

九 成分及び重量パーセント

十 実効の色名

十一 L・フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨

十二 ビタミンAとしての重量パーセント

(表示の方式等)

第三十八条 前条の表示は、第三十五条第一項(第三号を除く。)の規定に定めるところに準じてされな

ればならない。

(表示禁止事項)

第三十九条 食品関連事業者以外の販売者が販売する添加物の容器包装への表示が禁止される事項については、第三十六条の規定を準用する。

第五章 雑則

(生食用牛肉の注意喚起表示)

第四十条 食品関連事業者が牛肉(内臓を除く。以下この条において同じ。)であって生食用のものを容器包装に入れないで消費者に販売する場合には、次に掲げる事項が店舗の見やすい場所に表示されなければならない。この場合において、表示は、邦文をもって、当該牛肉を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行われなければならない。

一 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

二 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

(努力義務)

- 164 -

- 161 -

- 163 -

第四十一条 食品関連事業者等は、第三条及び第四条に掲げる事項のうち、第五条の規定により表示の義務がない事項について表示しようとするときは、第三条及び第四条に定める方法により表示するよう努めなければならない。

2 食品関連事業者等は、この府令に基づく表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する食品及び当該食品関連事業者等に対して販売された食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、食品表示法の施行の日から施行する。ただし、第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3（第十条第一項、

第十五条において準用する場合を含む。）、第八条第一項第六号（第十六条において準用する場合を含む。）、第十条第二項、第十三条第三号、第三十二条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この府令の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令等の廃止）

第二条 次に掲げる府令及び告示は、廃止する。

一 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）

二 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）

三 容器包装の面積により表示を省略することができる食品を定める件（昭和四十五年厚生省告示第八十号）

四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、加工食品品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）

五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、生鮮食品品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十四号）

六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、玄米及び精米品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十五号）

七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、水産物品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十六号）

八 加工食品品質表示基準第七項及び生鮮食品品質表示基準第七項の規定に基づき遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第七項及び生鮮食品品質表示基準第七項の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十七号）

九 トマト加工食品品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百三十二号）

十 乾しいたけ品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百三十三号）

十一 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百三十四号）

十二 ジヤム類品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百三十七号）

十三 乾めん類品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百三十九号）

十四 マカロニ類品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百四十三号）

十五 パン類品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百四十四号）

十六 凍り豆腐品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百四十五号）

十七 ハム類品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百四十七号）

十八 プレスハム品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百四十八号）

十九 混合プレスハム品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百四十九号）

二十 ソーセージ品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百五十号）

二十一 混合ソーセージ品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百五十一号）

二十二 ベーコン類品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第六百五十二号）

二十三 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十三号）

二十四 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十五号）

二十五 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十八号）

二十六 削りふし品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十九号）

二十七 うに加工品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十号）

二十八 うにあえもの品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十一号）

二十九 乾燥わかめ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十二号）

三十 塩蔵わかめ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十三号）

三十一 みそ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十四号）

三十二 ウスターソース類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十六号）

三十三 ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十七号）

三十四 食酢品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十八号）

三十五 風味調味料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十九号）

三十六 めん類等用つゆ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十号）

三十七 乾燥スープ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十一号）

三十八 食用植物油脂品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十二号）

三十九 マーガリン類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十五号）

四十 調理冷凍食品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十六号）

四十一 チルドハンバーグステーキ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十七号）

四十二 チルドミートボール品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十八号）

四十三 チルドぎょうざ類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十九号）

四十四 レトルトパウチ食品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十号）

四十五 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十一号）

四十六 炭酸飲料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十二号）

四十七 果実飲料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十三号）

四十八 豆乳類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十四号）

四十九 農産物漬物品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千七百四十七号）

五十 乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準を定める件（平成十三年厚生労働省告示第七十一号）

五十一 栄養機能食品の表示に関する基準を定める件（平成十三年厚生労働省告示第九十七号）

五十二 うなぎ加工品品質表示基準を定めた件（平成十三年農林水産省告示第五百八十九号）

五十三 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十四年農林水産省告示第千三百六十六号）

五十四 野菜冷凍食品品質表示基準を定める件（平成十四年農林水産省告示第千三百五十八号）

五十五 栄養表示基準を定める件（平成十五年厚生労働省告示第七十六号）

五十六 しょうゆ品質表示基準の全部を改正する件（平成十六年農林水産省告示第千七百四十四号）

五十七 しいたけ品質表示基準を定める件（平成十八年農林水産省告示第九百八号）

五十八 即席めん類品質表示基準の全部を改正する件（平成二十一年農林水産省告示第四百八十七号）

（経過措置）
第三条 この府令の施行前にした表示に係る表示の基準の適用については、なお従前の例による。
第四条 この府令の施行の日から令和二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び添加物（業務用添加物を除く。）並びに同日までに販売される業務用加工食品及び業務用添加物の表示については、第二章及び第四章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
第五条 この府令の施行の日から平成二十八年九月三十日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
第六条 第三条第三項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める五の「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、

「消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者が販売するもの」と読み替えるものとする。

2 第三十二条第五項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める三の「消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、「消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者が販売するもの」と読み替えるものとする。

附 則（平成二十九年内閣府令第四十三号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行日から令和四年三月三十一日までに製造され、又は加工される加工食品（業務用加工食品を除く。）並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品の表示（この府令による改

正に係る部分に限る。）については、この府令による改正後の食品表示基準第二章及び第三章並びに附則第四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 前条の規定にかかわらず、この府令の施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品の表示は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成三十一年内閣府令第二十四号）

（施行期日）

1 この府令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行前にこの府令による改正前の食品表示基準により遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）は、この府令の施行後においても販売することができる。

附 則（令和二年内閣府令第二十号）

（施行期日）

第一条 この府令は、食品衛生法等の一部を改正する法律及び食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中食品表示基準第七条、別表第三及び別表第四の改正規定、別表第二十四玄米及び精米の項の改正規定並びに別記様式四の改正規定 公布の日

二 第一条中食品表示基準第十三条の改正規定 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（令和三年六月一日）

（経過措置）

第二条 玄米及び精米の表示の様式については、第一条の規定による改正後の食品表示基準別記様式四にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（令和二年内閣府令第五十二号）

（施行期日）

第一条 この府令は、日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年七月

十六日）から施行する。

（食品表示基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この府令の施行の日から令和四年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の添加物の表示については、第一条の規定による改正後の食品表示基準（以下この条において「新食品表示基準」という。）第三条第一項（新食品表示基準第十条第一項及び第十五条において引用する場合を含む。）、別表第六及び別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和三年内閣府令第十号）

この府令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和四年内閣府令第二十一号）

この府令は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

- 1 麦類
精麦
- 2 粉類
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 3 でん粉
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しよでん粉、ばれいしよでん粉、タビオカでん粉、サゴでん粉、
その他のでん粉
- 4 野菜加工品
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く。）、野菜漬物、野菜冷凍食品、
乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品
果実缶・瓶詰、ジャム・マーメイド及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の
果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品
茶、コーヒー製品、ココア製品
- 7 香辛料
ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁香）、ナツ
メグ（肉ずく）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんし
よう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 8 めん・パン類
めん類、パン類
- 9 穀類加工品
アルファード穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
- 10 菓子類
ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、

- 1 -

- 2 -

- 11 豆類の調製品
チョコレート類、チュウインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
- 12 砂糖類
砂糖、糖蜜、糖類
- 13 その他の農産加工食品
こんにやく、その他1から12までに分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 15 酪農製品
牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリ
ーム類、その他の酪農製品
- 16 加工卵製品
鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
- 17 その他の畜産加工食品
蜂蜜、その他14から16までに分類されない畜産加工食品
- 18 加工魚介類
素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、そ
の他の加工魚介類
- 19 加工海藻類
こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工
海藻類
- 20 その他の水産加工食品
18及び19に分類されない水産加工食品
- 21 調味料及びスープ

- 3 -

- 4 -

22 食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
食用油脂

食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂

23 調理食品

調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品

24 その他の加工食品

イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジューズ、その他21から23までに分類されない加工食品

25 飲料等

飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料

別表第二（第二条関係）

1 農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）

(1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）

のを含む。）

玄米、精米

(2) 麦類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。）

大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦

(3) 雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。）

とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もち、はとむぎ、その他の雑穀

(4) 豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む、未成熟のものを除く。）

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

(5) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。）

根菜類、葉菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

菜

- 6 -

(6) 果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。）

かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、穀果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実

(7) その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。）

糖料作物、こんにやくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

2 畜産物

(1) 食肉（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）

牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類

(2) 乳

生乳、生山羊乳、その他の乳

(3) 食用鳥卵（殻付きのものに限る。）

鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵

(4) その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）

3 水産物（フワンド、セミドレス、ドレス、フライ、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）

(1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・し

いら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、

あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・

なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

- 8 -

- 5 -

- 7 -

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

別表第三(第二条関係)

食品	用語	定義
農産物缶詰及び農産物瓶詰	農産物缶詰又は農産物	農産物又はその加工品(調味したものと及びフルーツみっ豆に配合する場合の寒天を含む。)に充てん液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したもの(固形トマト及び農産物漬物に該当しないものに限る。)をいう。
瓶詰	たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ(もうそうちく(Phyllisotachys pubescens Mazel)の生鮮なたけのこをいう。以下この表及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。)で、節間が短く、形状が全形等のものを詰めたものをいう。

しょうゆ

しょうゆ

次に掲げるもの(これらに砂糖類(砂糖、糖蜜及び糖類をいう。)、アルコール等を補助的に加えたものを含む。)をいう。

一 大豆(脱脂加工大豆を含む。以下この表及び別表第四のしょうゆの項において同じ。)若しくは大豆及び麦、米等の穀類(これに小麦グルテンを加えたものを含む。)を蒸煮その他の方法で処理して、こうじ菌を培養したもの(以下しょうゆの項において「しょうゆこうじ」という。)又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げを加えたもの(以下しょうゆの項において「もろみ」という。)を発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料(製造工程においてセルラーゼ等の酵素(たんばく質分解酵素にあつては、しろうしょうゆのたんばく質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの加熱処理時に使用されるものに限る。)を補助的に使

用したものを含む。以下別表第四及び別表第二十一のしょうゆの項において「本醸造方式によるもの」という。

二 もろみにアミノ酸液(大豆等の植物性たんばく質を酸により処理したものをいう。以下この表及び別表第四のしょうゆの項において同じ。)、酵素分解調味液(大豆等の植物性たんばく質をたんばく質分解酵素により処理したものをいう。以下この表及び別表第四のしょうゆの項において同じ。)(又は発酵分解調味液(小麦グルテンを発酵させ、分解したものをいう。以下別表第四のしょうゆの項において同じ。))を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料(以下この表及び別表第四のしょうゆの項において「混合醸造方式によるもの」という。)

三 一、二若しくは生揚げ又はこのうち二つ以上を混合したものにアミノ酸液、酵素分解調味液若しくは発酵分解調味液又はこのうち二つ以

上を混合したものを加えたもの(以下別表第四のしょうゆの項において「混合方式によるもの」という。)

こいくちし
しょうゆ
この表の中欄に掲げるしょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。

うすくちし
しょうゆ
この表の中欄に掲げるしょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類若しくは小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは米を蒸し、若しくは膨化したもの又はこれをこうじ菌により糖化したものを加えたもの又は加えないものを使用するもので、製造工程において色沢の濃化を抑制したものをいう。

たまりし
しょうゆ
この表の中欄に掲げるしょうゆのうち、大豆若しくは大豆に少量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。

別表第四（第三条関係）

農産物缶詰	食品	表示事項	表示の方法	しいたけ		精米時期	輸入時期
				しいたけ	しいたけ		
名称	養殖	菌床栽培	原木栽培	しいたけ	しいたけ	玄米又は精米を輸入した年月又は年月日をいう。	原料玄米を精白した年月又は年月日をいう。
次に定めるところにより表示する。	幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。	培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。	おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた	クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。	しいたけ菌の子実体であって全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたものをいう。	玄米又は精米を輸入した年月又は年月日をいう。	原料玄米を精白した年月又は年月日をいう。

ウスターン	ウスターン	生揚げ	ゆ	しろしょう	しょうゆ	さいしこみ
ウスターン	ウスターン	ウスターン	ウスターン	ウスターン	ウスターン	ウスターン
この表の中欄に掲げるウスターン類のうち、粘度が○・二パスカル・	次に掲げるものであって、茶色又は茶黒色をした液体調味料をいう。	発酵させ、及び熟成させたりもみを圧搾して得られた状態のままの液体をいう。	これに小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、製造工程において色沢の濃化を強く抑制したものをいう。	この表の中欄に掲げるしょうゆのうち、少量の大豆に麦を加えたもの又はこれに小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、製	又はこれは米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、	この表の中欄に掲げるしょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの
二 一にでん粉、調味料等を加えて調製したもの	一 野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ビュレ又はこれらを濃縮したもの					
	ものに砂糖類、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの					

しょうゆ	名称
次に定めるところにより表示する。	<p>一 原料は、「大豆」、「米」、「大麦」、「はだか麦」、「とうもろこし」、「脱脂加工大豆」、「小麦」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、「調合みそ」であって、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」を二種類以上混合したものにあつては、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、その文字の次に括弧を付して、当該みそに使用した原料の名称を原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>二 原料以外の原材料にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「かつおぶし粉末」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p>
四 さいしこみしょうゆであつて、本醸造方式によるものは「さいしこ	<p>一 こいくちしょうゆであつて、本醸造方式によるものは「こいくちしょうゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「こいくちしょうゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「こいくちしょうゆ（混合）」と表示する。</p> <p>二 うすくちしょうゆであつて、本醸造方式によるものは「うすくちしょうゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「うすくちしょうゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「うすくちしょうゆ（混合）」と表示する。</p> <p>三 たまりしょうゆであつて、本醸造方式によるものは「たまりしょうゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「たまりしょうゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「たまりしょうゆ（混合）」と表示する。</p>

しょうゆ	名称
次に定めるところにより表示する。	<p>一 原料は、「大豆」、「米」、「大麦」、「はだか麦」、「とうもろこし」、「脱脂加工大豆」、「小麦」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、「調合みそ」であつて、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」を二種類以上混合したものにあつては、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、その文字の次に括弧を付して、当該みそに使用した原料の名称を原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>二 原料以外の原材料にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「かつおぶし粉末」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p>
次に定めるところにより表示する。	<p>一 こいくちしょうゆであつて、本醸造方式によるものは「こいくちしょうゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「こいくちしょうゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「こいくちしょうゆ（混合）」と表示する。</p> <p>二 うすくちしょうゆであつて、本醸造方式によるものは「うすくちしょうゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「うすくちしょうゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「うすくちしょうゆ（混合）」と表示する。</p> <p>三 たまりしょうゆであつて、本醸造方式によるものは「たまりしょうゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「たまりしょうゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「たまりしょうゆ（混合）」と表示する。</p>

ウスターソース類	名称	液」と、酵素分解調味液にあつては「酵素分解調味液」と、発酵分解調味液にあつては「発酵分解調味液」と表示する。
原材料名	ウスターソースにあつては「ウスターソース」と、中濃ソースにあつては「中濃ソース」と、濃厚ソースにあつては「濃厚ソース」と表示する。ただし、無塩可溶性固形分が三十三パーセント以上のウスターソースにあつては、「ウスターソース(こいくち)」と表示することができる。	
	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。	
	一 野菜及び果実は、「野菜・果実」(野菜のみの場合は、「野菜」とする。)の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「たまねぎ」、「にんじん」、「トマト」、「りんご」、「デーツ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、表示する野菜及び果実の名称が四種類以上となる場合は、割合	

- 234 -

原材料名	みしょうゆ(本醸造)」と、混合醸造方式によるものは「さいしこみしょうゆ(混合醸造)」と、混合方式によるものは「さいしこみしょうゆ(混合)」と表示する。
	五 しろししょうゆであつて、本醸造方式によるものは「しろししょうゆ(本醸造)」と、混合醸造方式によるものは「しろししょうゆ(混合醸造)」と、混合方式によるものは「しろししょうゆ(混合)」と表示する。
	六 一から五までに規定するもの以外のししょうゆであつて、本醸造方式によるものは「ししょうゆ(本醸造)」と、混合醸造方式によるものは「ししょうゆ(混合醸造)」と、混合方式によるものは「ししょうゆ(混合)」と表示する。
	第三条第一項の表の原材料名の項に定めるほか、大豆にあつては「大豆」又は「脱脂加工大豆」の別に表示し、アミノ酸液にあつては「アミノ酸

- 233 -

しょうゆ	板わかめ	板わかめ
	塩蔵わかめ	塩蔵わかめ
	湯通し塩蔵わかめ	湯通し塩蔵わかめ
	米みそ	米みそ
	麦みそ	麦みそ
	豆みそ	豆みそ
	調合みそ	調合みそ
	こいくちしょうゆ	こいくちしょうゆ
	うすくちしょうゆ	うすくちしょうゆ
	たまりしょうゆ	たまりしょうゆ
	さいしこみしょうゆ	さいしこみしょうゆ
	しろしょうゆ	しろしょうゆ
	こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たま	しょうゆ

- 321 -

別表第五(第三条関係)

食品	名称
トマト加工品	トマトジュース
	トマトミックスジュース
	トマトケチャップ
	トマトソース
	チリソース
	トマト果汁飲料
	トマトビュレー
	トマトペースト
乾しいたけ	乾しいたけ
マカロニ類	マカロニ類
ハム類	骨付きハム

- 316 -

増粘剤、安定剤、ゲル	主として増粘の目的で使用される場合にあっては、増粘剤又は糊料
保存料	保存料
着色料	着色料
甘味料	甘味料

別表第六(第三条関係)

豆乳類	豆乳	豆乳
	調製豆乳	調製豆乳
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	にんじんジュース	にんじんジュース
	にんじんミックスジュース	にんじんミックスジュース

食酢	米酢	米酢
	ドレッシングタイプ調味料	ドレッシングタイプ調味料
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	分離液状ドレッシング	分離液状ドレッシング
	乳化液状ドレッシング	乳化液状ドレッシング
マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング	マヨネーズ	マヨネーズ
	サラダクリーミードレッシング	サラダクリーミードレッシング
ウスターソース類	濃厚ソース	濃厚ソース
	中濃ソース	中濃ソース
ウスターソース	濃厚ソース	濃厚ソース
	中濃ソース	中濃ソース
りしようにゆ、さいしこみしようにゆ及びしろしようにゆ以外のしょうゆ		

酸味料	酸味料
チューインガム軟化剤	軟化剤
調味料(甘味料及び酸味料に該当するものを除く。)	調味料(甘味料及び酸味料に該当するものを除く。)
アミノ酸のみから構成される場合(アミノ酸のみから構成される場合を除く。)	アミノ酸のみから構成される場合(アミノ酸のみから構成される場合を除く。)
核酸のみから構成される場合(核酸のみから構成される場合を除く。)	核酸のみから構成される場合(核酸のみから構成される場合を除く。)
主として核酸から構成される場合(核酸のみから構成される場合を除く。)	主として核酸から構成される場合(核酸のみから構成される場合を除く。)
主として、調味料(有機酸等)	主として、調味料(有機酸等)
有機酸のみから構成される場合(有機酸のみから構成される場合を除く。)	有機酸のみから構成される場合(有機酸のみから構成される場合を除く。)
主として有機酸から構成される場合(有機酸のみから構成される場合を除く。)	主として有機酸から構成される場合(有機酸のみから構成される場合を除く。)
無機塩のみから構成される場合(無機塩のみから構成される場合を除く。)	無機塩のみから構成される場合(無機塩のみから構成される場合を除く。)
主として無機塩から構成される場合(無機塩のみから構成される場合を除く。)	主として無機塩から構成される場合(無機塩のみから構成される場合を除く。)

化剤又は糊料	主として安定の目的で使用される場合にあっては、安定剤又は糊料
酸化防止剤	酸化防止剤
発色剤	発色剤
漂白剤	漂白剤
防かび剤又は防ばい剤	防かび剤又は防ばい剤
イーストフード	イーストフード
ガムベース	ガムベース
かんすい	かんすい
酵素	酵素
光沢剤	光沢剤
香料	香料

別表第七(第三条関係)

豆腐用凝固剤	く。)にあつては、調味料(無機塩等)
苦味料	豆腐用凝固剤又は凝固剤
乳化剤	苦味料
水素イオン濃度調整剤	乳化剤
膨張剤	水素イオン濃度調整剤又はpH調整剤
	膨張剤、膨脹剤、ベーキングパウダー又はふくらし粉

別表第八(第三十二条関係)

イソチオシアネート類
 インドール及びその誘導体
 エーテル類
 エステル類
 ケトン類
 脂肪酸類

脂肪酸高級アルコール類
 脂肪酸高級アルデヒド類
 脂肪酸高級炭化水素類
 チオエーテル類
 チオール類
 テルペン系炭化水素類
 フェノールエーテル類
 フェノール類
 フルフラール及びその誘導体
 芳香族アルコール類
 芳香族アルデヒド類
 ラクトン類

- 330 -

- 329 -

飽和脂肪酸	脂質
g	g
ガスクロマトグラフ法	法 ゲルペル法又は溶媒抽出ー重量
プラス・マイナス二十パーセント(ただし、当該食品百グラム当たり(清涼飲料水等)については、百ミリリットル当たり)の脂質の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム)	プラス・マイナス二十パーセント(ただし、当該食品百グラム当たり(清涼飲料水等)については、百ミリリットル当たり)の脂質の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム)
〇・一グラム	〇・五グラム

- 332 -

たんばく質	熱量	栄養成分及び表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	〇と表示することが出来る量
g		表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	〇と表示することが出来る量
			窒素定量換算法		
				許容差の範囲	〇と表示することが出来る量

別表第九(第三条、第七条、第九条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第三十四条関係)

- 331 -

炭水化物			
g			
当該食品の質量から、たんばく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんばく質及び脂質の量にあつては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法	プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たりにあつては、百ミリリットル（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル）の炭水化物	リグラム） プラス・マイナス五ミリグラム）	〇・五グラム

- 334 -

糖類（単糖類又は二糖類であつて、糖ア			
g			
液体クロマトグラフ法	水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんばく質、脂質及び食物繊維の量にあつては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあつては、炭水化物の項の第三欄の一及び二に掲げる区分に応じ、一及び二に定める方法により測定すること。	当該食品百グラム当たりにあつては、百ミリリットル（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル）の糖類の量が二・五グラム未満の場合にはプラス・マイナス〇・五グラム）	〇・五グラム

- 336 -

ル	酸	n・6系脂肪	酸	r・3系脂肪	
コレステロール	mg	g	g	g	
ガスクロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法	
当該食品百グラム当たりにあつては、百ミリリットル（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル）の飽和脂肪酸の量が〇・五グラム未満の場合にはプラス・マイナス〇・一グラム）	プラス・マイナス二十パーセント	プラス・マイナス二十パーセント	プラス・マイナス二十パーセント	プラス・マイナス二十パーセント	五ミリグラム

- 333 -

糖質			
g			
当該食品の質量から、たんばく質、脂質、食物繊維、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんばく質、脂質及び食物繊維の量にあつては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあつては、炭水化物の項の第三欄の一及び二に掲げる区分に応じ、一及び二に定める方法により測定すること。	当該食品百グラム当たりにあつては、百ミリリットル（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル）の糖質の量が二・五グラム未満の場合にはプラス・マイナス〇・五グラム）	一 灰分 酢酸マグネシウム添加灰化法、直接灰化法又は硫酸添加灰化法 二 水分 カールフィッシュヤール法、乾燥助剤法、減圧加熱乾燥法、常圧加熱乾燥法又はプラスチックフィルム法	〇・五グラム

- 335 -

鉄	セレン	クロム	カルシウム
mg	μg	μg	mg
結合プラズマ発光分析法	蛍光光度法、原子吸光度法又は誘導結合プラズマ質量法	原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量法	過マンガン酸カリウム容量法、原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法
セント	セント	セント	セント
プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント

- 338 -

カリウム	亜鉛	食物繊維	ルコールでないものに限り。
mg	mg	g	
原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	ブロスキー法又は高速液体クロマトグラフ法	
セント	セント	パーセント	
プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス・マイナス二十パーセント	り（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）の糖類の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム）

- 337 -

リン	ヨウ素	モリブデン	マンガン	マグネシウム
mg	μg	μg	mg	mg
バナドモリブデン酸吸光度	滴定法、ガスクロマトグラフ法又は誘導結合プラズマ質量法	誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分析法	原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法
セント	セント	セント	セント	セント
プラス五十パーセント	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント

- 340 -

		ナトリウム	銅
		mg	mg
		グラム以上	原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法
		の量を表示する場合にあっては、gを含む。）	
		原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法
		セント	セント
		プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）のナトリウムの量が二十五ミリグラム未満の場合はプラス・マイナス五ミリグラム）	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント
		五ミリグラム	

- 339 -

ビタミン B ₁₂	ビタミン B ₆	ビタミン B ₂	ビタミン B ₁	
μg	mg	mg	mg	
微生物学的定量法	微生物学的定量法	ルミフラビン法	高速液体クロマトグラフ法又はチオクローム法	吸光度法
プラス八十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス八十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス八十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス八十パーセント、マイナス二十パーセント	ト、マイナス二十パーセント

- 342 -

ビタミン A	ビオチン	パントテン酸	ナイアシン	
μg	μg	mg	mg	
高速液体クロマトグラフ法又は	微生物学的定量法	微生物学的定量法	高速液体クロマトグラフ法又は微生物学的定量法	法、モリブデンブルー吸光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法
プラス五十パーセント	プラス八十パーセント、マイナス二十パーセント	プラス八十パーセント	プラス八十パーセント、マイナス二十パーセント	ト、マイナス二十パーセント

- 341 -

	熱量	薬酸	
	kcal	μg	
	修正アトウォーター法	微生物学的定量法	
プラス五キロカロリーの 場合はプラス・マイ ナス五キロカロリー	十五キロカロリー未満 の熱量は二 ル当たり）の熱量が二 つては、百ミリリット り（清涼飲料水等に 当該食品百グラム当 たりに）の熱量が二 パーセント（ただし、 プラス・マイナス二十 パーセント	プラス八十パーセン ト、マイナス二十パー セント	セント
	五キロカロリー		

- 344 -

ビタミン K	ビタミン E	ビタミン D	ビタミン C	
μg	mg	μg	mg	
高速液体クロマトグラフ法	高速液体クロマトグラフ法	高速液体クロマトグラフ法	一、四、ジニトロフェニルヒド ラジン法、インドフェノール・ キシレン法、高速液体クロマト グラフ法又は酸化還元滴定法	
プラス五十パーセン ト、マイナス二十パー セント	プラス五十パーセン ト、マイナス二十パー セント	プラス五十パーセン ト、マイナス二十パー セント	プラス八十パーセン ト、マイナス二十パー セント	セント

- 343 -

別表第十(第二条関係)

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	八十一グラム
脂質	六十二グラム
飽和脂肪酸	十六グラム
n・3系脂肪酸	二・〇グラム
r・6系脂肪酸	九・〇グラム
炭水化物	三百二十グラム
食物繊維	十九グラム
亜鉛	八・八ミリグラム
カリウム	二千八百ミリグラム
カルシウム	六百八十八ミリグラム
クロム	十マイクログラム

- 345 -

セレン	二十八マイクログラム
鉄	六・八ミリグラム
銅	〇・九ミリグラム
ナトリウム	二千九百ミリグラム
マグネシウム	三百二十ミリグラム
マンガン	三・八ミリグラム
モリブデン	二十五マイクログラム
ヨウ素	百三十マイクログラム
リン	九百ミリグラム
ナイアシン	十三ミリグラム
パントテン酸	四・八ミリグラム
ビオチン	五十マイクログラム
ビタミンA	七百七十マイクログラム

- 346 -

別表第十一(第二条、第七条、第九条、第二十三条関係)

ビタミンB ₁	一・二ミリグラム	摂取をする上での注意事項
ビタミンB ₂	一・四ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が
ビタミンB ₆	一・三ミリグラム	
ビタミンB ₁₂	二・四マイクログラム	
ビタミンC	百ミリグラム	
ビタミンD	五・五マイクログラム	
ビタミンE	六・三ミリグラム	
ビタミンK	百五十マイクログラム	
葉酸	二百四十マイクログラム	
熱量	二千二百キロカロリー	
栄養成分	下限値	上限値
n・3系脂	〇・六グラ	二・〇グラ
栄養成分の機能	n・3系脂肪酸は、皮膚の健	

- 347 -

脂肪酸	ム	康維持を助ける栄養素です。	ム	治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
亜鉛	二・六四ミリグラム	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。	十五ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂り過ぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
カリウム	八百四十ミ	カリウムは、正常な血圧を保	二千八百ミ	本品は、多量摂取により疾病が

- 348 -

鉄	カルシウム		
二・〇四ミ リグラム	二百四ミ リグラム	鉄は、赤血球を作るのに必要 な栄養素です。	カルシウムは、骨や歯の形成 に必要な栄養素です。
六・〇ミ リグラム	六百ミ リグラム	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。
本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。

- 349 -

銅	マグネシウム		
〇・二七ミ リグラム	九十六ミ リグラム	銅は、赤血球の形成を助ける 栄養素です。	マグネシウムは、骨や歯の形 成に必要な栄養素です。
六・〇ミ リグラム	三百ミ リグラム	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。
本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。

- 350 -

ナイアシン	パントテン酸		
三・九ミ リグラム	一・四四ミ リグラム	ナイアシンは、皮膚や粘膜の 健康維持を助ける栄養素で す。	パントテン酸は、皮膚や粘膜 の健康維持を助ける栄養素で す。
六十ミ リグラム	三十ミ リグラム	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。
本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。

- 351 -

ビタミンA	ビタミンB ₁		
二百三十一 マイクログ ラム	〇・三六ミ リグラム	ビタミンAは、夜間の視力の 維持を助ける栄養素です。	ビタミンB ₁ は、炭水化物から のエネルギー産生と皮膚や粘 膜の健康維持を助ける栄養素 です。
六百マイク ログラム	二十五ミ リグラム	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。
本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康が増進す るものではありません。一日の 摂取目安量を守ってください。

- 352 -

ビタミンK	四十五マイ クログラム	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	百五十マイ クログラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンE	一・八九ミ リグラム	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	百五十ミリ グラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンD	一・六五マ イクログラ ム	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	五・〇マイ クログラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

- 354 -

食物繊維	たんばく質									
六グラム(三 ラム)	十六・二グラ ム(八・一グラ ム)	合	当たりの場 合	液状の食品百 ミリリットル	内は、一般に 飲用に供する	食品百グラム 百キロカロ リ	当たり(括弧 リ	食品百グラム 百キロカロ リ	当たり(括弧 リ	食品百グラム 百キロカロ リ
三グラム(一 ム)	八・一グラ ム(四・一グラ ム)	合	当たりの場 合	液状の食品百 ミリリットル	内は、一般に 飲用に供する	食品百グラム 百キロカロ リ	当たり(括弧 リ	食品百グラム 百キロカロ リ	当たり(括弧 リ	食品百グラム 百キロカロ リ
三グラム(一・五グラ ム)	四・一グラ ム(八・一グラ ム)			液状の食品百ミリリットル 当たりの場合)						

- 356 -

ビタミンC	三十ミリグ ラム	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	千ミリグラ ム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB ₁₂	〇・七二マ イクログラ ム	ビタミンB ₁₂ は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	六十マイク ログラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB ₆	〇・三九ミ リグラム	ビタミンB ₆ は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	十ミリグラ ム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

- 353 -

栄養成分	葉酸	七十二マイ クログラム	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	二百マイク ログラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。
高い旨の表示の基準値						
含む旨の表示の基準値						
強化された旨の表示の基準						

- 355 -

	銅				
	マグネシウム				
ナイアシン					
五ミリグラ	三・九ミリグ ラム(一・九 グラム)	一・三ミリ グラム	一・九五ミリ グラム(〇・ リグラム)	〇・六五ミ リグラム	一・三ミリグ ラム(一・三 ミリグラム)
	九十六ミリグ ラム(四十八 ミリグラム)	三十二ミリ グラム	四十八ミリグ ラム(二十四 ミリグラム)	十六ミリグ ラム	三十二ミリグ ラム(三十二 ミリグラム)
	〇・二七ミリ グラム(〇・ 一四ミリグ ラム)	〇・〇九ミ リグラム	〇・七ミリグ ラム(〇・ 七ミリグラ ム)	〇・〇五ミ リグラム	〇・〇九ミリ グラム(〇・ 〇九ミリグ ラム)
	グラム(一・ 〇二ミリグ ラム)	リグラム	グラム(〇・ 五ミリグラ ム)	リグラム	六八ミリグ ラム

- 358 -

	カルシウム				
	カリウム				
	亜鉛				
鉄					
二・〇四ミリ リグラム)	二百四ミリグ ラム(百二ミ リグラム)	〇・六八ミ リグラム	一・〇二ミリ リグラム)	〇・三四ミ リグラム	〇・六八ミリ グラム(〇・ 六八ミリグ ラム)
	八十四ミリ グラム(四百 二十ミリグ ラム)	二百八十八 ミリグラム	四百二十ミ リグラム	百四十ミリ グラム	二百八十八 ミリグラム(二 百八十ミリ グラム)
	六十八ミリ グラム	百二ミリグ ラム(五十一 ミリグラム)	十ミリグラ ム	三十四ミリ グラム	六十八ミリ グラム(六十八 ミリグラム)
	グラム(一・ 三二ミリグ ラム)	一・三二ミ リグラム	六六ミリグ ラム	八八ミリグ ラム	〇・八八ミ リグラム(〇・ 八八ミリグ ラム)
	グラム(一・ 〇二ミリグ ラム)	〇・八八ミ リグラム	〇・四四ミ リグラム	〇・八八ミ リグラム	〇・八八ミ リグラム(〇・ 八八ミリグ ラム)

- 357 -

	ビタミンB ₁₂				
	ビタミンB ₆				
	ビタミンB ₂				
	ビタミンB ₁				
〇・七二マイ ム)	二〇ミリグ ラム(〇・ 二〇ミリグ ラム)	〇・二四マ イ	一〇ミリグ ラム(〇・ 一〇ミリグ ラム)	〇・二四マ イ	〇・七二マイ ム)
	〇・三九ミ リグラム(〇 ・三九ミリ グラム)	〇・一三ミ リグラム	〇・二〇ミ リグラム(〇 ・二〇ミリ グラム)	〇・一三ミ リグラム	〇・三九ミ リグラム(〇 ・三九ミリ グラム)
	二二ミリグ ラム	リグラム	一ミリグ ラム	リグラム	二二ミリグ ラム
	〇・四二ミ リグラム(〇 ・四二ミリ グラム)	〇・一四ミ リグラム	〇・二一ミ リグラム(〇 ・二一ミリ グラム)	〇・一四ミ リグラム	〇・四二ミ リグラム(〇 ・四二ミリ グラム)
	一八ミリグ ラム	リグラム	〇九ミリ グラム	リグラム	一八ミリグ ラム
	〇・三六ミ リグラム(〇 ・三六ミリ グラム)	〇・一一ミ リグラム	〇・一八ミ リグラム(〇 ・一八ミリ グラム)	〇・一八ミ リグラム	〇・三六ミ リグラム(〇 ・三六ミリ グラム)
	三十九マイ クログラム	七十七マイ クログラム	百十六マイ クログラム(五 十七マイク ログラム)	三十九マイ クログラム	三十九マイ クログラム
	七十七マイ クログラム	七十七マイ クログラム	七十七マイ クログラム	七十七マイ クログラム	七十七マイ クログラム

- 360 -

	ピオチン				
	ビタミンA				
	パントテン酸				
	ニオチン				
七二ミリグ ラム)	十五マイク ログラム(七 ・五マイク ログラム)	五マイク ログラム	七・五マイ クログラム(三 ・八マイク ログラム)	二・五マイ クログラム	十五マイク ログラム(七 ・五マイク ログラム)
	七二ミリグ ラム	七二ミリグ ラム	七二ミリグ ラム	七二ミリグ ラム	七二ミリグ ラム
	〇・四四ミ リグラム	〇・四四ミ リグラム	〇・四四ミ リグラム	〇・四四ミ リグラム	〇・四四ミ リグラム
	〇・七二ミ リグラム	〇・七二ミ リグラム	〇・七二ミ リグラム	〇・七二ミ リグラム	〇・七二ミ リグラム
	〇・二四ミ リグラム	〇・二四ミ リグラム	〇・二四ミ リグラム	〇・二四ミ リグラム	〇・二四ミ リグラム
	〇・四八ミ リグラム	〇・四八ミ リグラム	〇・四八ミ リグラム	〇・四八ミ リグラム	〇・四八ミ リグラム
	〇・七二ミ リグラム	〇・七二ミ リグラム	〇・七二ミ リグラム	〇・七二ミ リグラム	〇・七二ミ リグラム
	〇・二四ミ リグラム	〇・二四ミ リグラム	〇・二四ミ リグラム	〇・二四ミ リグラム	〇・二四ミ リグラム
	〇・四八ミ リグラム	〇・四八ミ リグラム	〇・四八ミ リグラム	〇・四八ミ リグラム	〇・四八ミ リグラム

- 359 -

別表第十三（第七条関係）

	葉酸		ビタミンK	
グラム	七十二マイクログラム（三） 十六マイクログラム	二十四マイクログラム	四十五マイクログラム（二） 十二・五マイクログラム	グラム（〇・九五ミリグラム） 九五ミリグラム
	二四マイクログラム	三六マイクログラム（十）	二二・五マイクログラム （十一・三マイクログラム）	グラム（〇・四七ミリグラム） 四七ミリグラム
	二四マイクログラム	二四マイクログラム	七・五マイクログラム	グラム（〇・六三ミリグラム） 六三ミリグラム
	二四マイクログラム（二） 十四マイクログラム		十五マイクログラム（十五） マイクログラム	

- 362 -

ビタミンE				
〇・八九ミリム				グラム（〇・一六五マイクログラム） 一・六五マイクログラム （〇・八三マイクログラム） イタログラ
〇・六三ミリム				グラム（〇・一五五マイクログラム） 〇・五五マイクログラム イタログラ
〇・九五ミリム				グラム（〇・八三マイクログラム） 〇・八三マイクログラム イタログラ （〇・四一マイクログラム） イタログラ
〇・三二ミリム				グラム（〇・二八マイクログラム） 〇・二八マイクログラム イタログラ （〇・五五マイクログラム） イタログラ
〇・六三ミリグラム（〇・				グラム（十ミリグラム） 三十ミリグラム ム（十五ミリグラム） ム（七・五ミリグラム） リグラム）

- 361 -

糖類		コレステロール	
ム	〇・五グラム（〇・五グラム） ト未満のものに限る。	五ミリグラム（五ミリグラム） ただし、飽和脂肪酸の量が一・五グラム（〇・七五グラム）未満であつて当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント未満のものに限る。	由來するものが当該食品の熱量の十パーセント以下であるものに限る。
	五グラム（二・五グラム）	二十ミリグラム（十ミリグラム） ただし、飽和脂肪酸の量が一・五グラム（〇・七五グラム）以下であつて当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント未満のものに限る。	
	五グラム（二・五グラム）	二十ミリグラム（十ミリグラム） ただし、飽和脂肪酸の量が当該食品の食品に比べて低減された量が一・五グラム（〇・七五グラム）以上のもに限る。	

- 364 -

飽和脂肪酸	脂質	熱量	量	栄養成分及び熱量
ム	〇・一グラム（〇・一グラム） ム	五キロカロリー（五キロカロリー） ム	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	含まない旨の表示の基準値
	一・五グラム（〇・七五グラム） ム	四十キロカロリー（二十キロカロリー） ム	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	低い旨の表示の基準値
	三グラム（一・五グラム） ム	四十キロカロリー（二十キロカロリー） ム	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	低減された旨の表示の基準値

- 363 -

ナトリウム	五ミリグラム（五ミリグラ	百二十ミリグラム（百二十	百二十ミリグラム（百二十
	ム）	ミリグラム）	ミリグラム）

備考

- 1 ドレッシングタイプ調味料（いわゆるノンオイルドレッシング）について、脂質の「含まない旨の表示」については「〇・五グラム」を、「三グラム」とする。
- 2 一食分の量を十五グラム以下である旨を表示し、かつ、当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の量の占める割合が十五パーセント以下である場合、コレステロールに係る含まない旨の表示及び低い旨の表示のただし書きの規定は、適用しない。

別表第十四（第三条関係）

えび
かに
くるみ
小麦

別表第十五（第三条、第十条関係）

- 1 次に掲げるものうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品（5）の緑茶及び緑茶飲料にあつては荒茶の原材料、（6）のもちにあつては米穀、（8）の黒糖及び黒糖加工品にあつては黒糖の原料、（9）のこんにやくにあつてはこんにやくいも（こんにやくの原材料であるこんにやく粉の原材料として用いられたこんにやくいもを含む。）、（18）のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。）の当該割合が五十パーセント以上であるもの

- （1）乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
- （2）塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）
- （3）ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当す

- （4）異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したものの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
- （5）緑茶及び緑茶飲料
- （6）もち
- （7）いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- （8）黒糖及び黒糖加工品
- （9）こんにやく
- （10）調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- （11）ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- （12）表面をあぶった食肉
- （13）フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- （14）合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
- （15）素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
- （16）塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- （17）調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- （18）こんぶ巻
- （19）ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- （20）表面をあぶった魚介類
- （21）フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- （22）4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

- 2 農産物漬物
- 3 野菜冷凍食品

- 4 うなぎ加工品
 - 5 かつお削りぶし
 - 6 おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）
- 別表第十六（第二条関係）

- 1 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実
- 6 アルファルファ
- 7 てん菜
- 8 パパイヤ
- 9 からしな

別表第十七（第三条、第九条関係）

対象農産物	加工食品
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	1 豆腐・油揚げ類 2 凍り豆腐、おから及びゆば 3 納豆 4 豆乳類 5 みそ 6 大豆煮豆 7 大豆缶詰及び大豆瓶詰 8 きなこ 9 大豆いり豆 10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの 11 調理用の大豆を主な原材料とするもの

ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子 2 乾燥ばれいしょ 3 冷凍ばれいしょ 4 ばれいしょでん粉 5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの 6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	

とうもろこし	1 コーンスナック菓子 2 コーンスターチ 3 ポップコーン 4 冷凍とうもろこし 5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 6 コーンフラワーを主な原材料とするもの 7 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの
	12 大豆粉を主な原材料とするもの 13 大豆たんばくを主な原材料とするもの 14 枝豆を主な原材料とするもの 15 大豆もやしを主な原材料とするもの

別表第十八（第三条、第十八条関係）

形質	加工食品	対象農産物
ステアリドン酸産生	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
エイコサペンタエン酸（EPA）産生	1 なたねを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	なたね
ドコサヘキサエン酸（DHA）産生	2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	

- 373 -

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
農産物缶詰及び農産物瓶詰	1 「天然」又は「自然」の用語 2 「純正」その他純粋であることを示す用語
トマト加工品	1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2 「天然」又は「自然」の用語 3 トマト果汁飲料における「トマトジュースドリンク」の用語 4 「特級」の用語と紛らわしい用語
乾しいたけ	1 「名産」の用語 2 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
農産物漬物	品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものを

- 500 -

みそ	1 食品衛生法施行規則（以下この表において「規則」という。）別表第一に掲げる添加物を使用したものにあつては、「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語 2 「天然」又は「自然」の用語（加温により醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第一に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。） 3 醸造期間を示す用語。ただし、醸造期間が当該用語の示す期間に満たしている場合は、この限りでない。 4 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語
しょうゆ	1 「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、「優良」、「優良」その他「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語。ただし、しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第一七〇三号）に規定するこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ及びしろしょうゆの規格による格付が行われたものであつて次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。 2 「濃厚」の用語。ただし、しょうゆの日本農林規格に規定するこいくちしょうゆ、たまりしょうゆ及びさいしこみしょうゆの規格による格付が行われたものであつて次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。 3 混合方式によるものについての「醸」の用語（原材料名の表示に使用する場合を除く。） 4 「天然」又は「自然」の用語（本醸造方式によるものであつて、セル

- 513 -

しょうゆ	1 「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、「優良」、「優良」その他「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語。ただし、しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第一七〇三号）に規定するこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ及びしろしょうゆの規格による格付が行われたものであつて次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。 2 「濃厚」の用語。ただし、しょうゆの日本農林規格に規定するこいくちしょうゆ、たまりしょうゆ及びさいしこみしょうゆの規格による格付が行われたものであつて次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。 3 混合方式によるものについての「醸」の用語（原材料名の表示に使用する場合を除く。） 4 「天然」又は「自然」の用語（本醸造方式によるものであつて、セル
------	--

- 514 -

区分	用語
<p>「生」の用語</p> <p>一 火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行ったものについての「生」の用語</p> <p>二 たまりししょうゆの本醸造方式によるものについての「生引き」の用語</p> <p>7 「減塩」の用語。ただし、しょうゆ百グラム中の食塩量が九グラム以下のものは、この限りでない。</p> <p>8 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。</p>	

<p>ラーゼ等の酵素によって醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第一に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。）</p> <p>5 「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語（本醸造方式によるもの（セルラーゼ等の酵素によって醸造を促進したものを除く。）であって、規則別表第一に掲げる添加物を使用しないものうち、品質の均一化を図る程度に添加した食塩、ぶどう糖又はアルコール以外のものを添加していないものについての「純」及び「純正」の用語を除く。）</p> <p>6 「生」（「生引き」の用語を除く。以下この項において同じ。）、 「生」又は「生引き」の用語。ただし、次に掲げる用語を除く。 一 本醸造方式によるもの（セルラーゼ等の酵素によって醸造を促進したものを除く。）であって、規則別表第一に掲げる添加物を使用しないものうち、食塩以外のものを添加していないものについての</p>	
--	--

<p>1 こいくちしょうゆ又はたまりしょうゆのうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に一・一を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>2 うすくちしょうゆ又はしろしょうゆのうち、特級のものであり、かつ、砂糖類を添加していないものであって、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に一・一を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>3 さいしこみしょうゆの本醸造方式によるものうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に一・一を乗じて得た数値以上であるもの</p>	「特選」
---	------

<p>1 こいくちしょうゆ又はたまりしょうゆのうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>2 うすくちしょうゆ又はしろしょうゆのうち、特級のものであり、かつ、砂糖類を添加していないものであって、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>3 さいしこみしょうゆの本醸造方式によるものうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの</p>	「超特選」
---	-------

ウスターソース類	1 「純正」その他純粋であることを示す用語 2 「特級」の用語と紛らわしい用語	特級のもの	「特製」、「特吟」 その他これに類似するもの
		上級のもの	「上選」、「吟上」、「優良」、 「その他これに類似するもの」 「濃厚」
		こいくちしょうゆ、たまりしょうゆ又はさいしこみしょうゆのうち、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの	

- 519 -

- 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- アレルゲン
- L・フェニルアラニン化合物を含む旨
- 指定成分等含有食品に関する事項
- 乳児用規格適用食品である旨
- 即席めん類に関する事項
- 無菌充填豆腐に関する事項
- 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項
- 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項
- 乳に関する事項
- 乳製品に関する事項
- 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項
- 鶏の液卵に関する事項

- 542 -

豆乳類	1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2 「天然」又は「自然」の用語	3 「純正」、「ピュアー」その他純粋であることを示す用語。ただし、果実ジュースであつて、かつ、原材料及び添加物に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。
		1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語
		2 「天然」又は「自然」の用語
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	2 「天然」又は「自然」の用語	

- 541 -

別表第二十三（第十三条関係）
名称
保存の方法
消費期限又は賞味期限
添加物

- 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びぶぐを原材料とするぶぐ加工品を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項
 - 生かきに関する事項
 - ゆでがにに関する事項
 - 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項
 - ぶぐを原材料とするぶぐ加工品に関する事項
 - 鯨肉製品に関する事項
 - 冷凍食品に関する事項
 - 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項
 - 缶詰の食品に関する事項
 - ミネラルウォーター類に関する事項
 - 冷凍果実飲料に関する事項
- 別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

- 543 -

別記様式一（第八条関係）

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
固形量
内容総量
消費期限
保存方法
原産国名
製造者

備考

- 1 この様式中「名称」とあるのは、「品名」、「品目」、「種別」又は「種別名称」と表示することができる。
- 2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
- 3 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。
- 4 消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあつては、この様式中「消費期限」を「賞味期限」とする。
- 5 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。
- 6 原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

- 7 消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。
- 8 第八条第四号の規定に基づき名称を商品の主要面に表示した場合にあつては、この様式中、名称の事項を省略することができる。内容量、固形量又は内容総量を名称とともに主要面に表示した場合も同様とする。

- 9 第三条第二項の表の上欄に掲げる食品に該当しない食品にあつては、同表の中欄に定める事項、第三条第三項により省略できる事項又は第五条の規定により表示しない事項については、この様式中、当該事項を省略する。
- 10 この様式は、縦書とすることができる。
- 11 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 12 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適

切な表示事項は、枠内に表示することができる。

別記様式二（第八条、第二十二條、第三十五條関係）

食品単位当たり	栄養成分表示
熱量	Kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
砂糖当量	g

備考

- 1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。
- 2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。

- 3 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。
- 4 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 別記様式三(第八条、第二十二條、第三十五條関係)

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
一飽和脂肪酸	g
一n-3系脂肪酸	g
一n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg

- 5 -

炭水化物	g
一糖質	g
一糖類	g
一食物繊維	g
食塩相当量	g
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg

備考

- 1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。
- 2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- 3 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である

- 6 -

- 旨の文字を冠して一括して表示することができる。
- 4 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあつては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。
- 5 ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム(食塩相当量)」等に代えて表示する。
- 6 義務表示となつている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。
- 7 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によつて表示する。
- 8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 別記様式四(第二十二條関係)

名称			
原料玄米	産地	品種	産年
			使用割合

- 7 -

内容量	
精米時期	
販売者	

備考

- 1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と表示することができる。
- 2 産地、品種又は産年を表示しないものにあつては、この様式中その事項を省略することができる。
- 3 産年及び精米時期をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米時期の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
- 4 単一原料米にあつては、使用割合の事項を削除する。
- 5 玄米にあつては、この様式中「精米時期」を「調製時期」とする。
- 6 輸入品であつて、調製時期又は精米時期が明らかでないものにあつては、この様式中「調製時期」又は「精米時期」を「輸入時期」とする。
- 7 表示を行う者が精米工場である場合にあつては、この様式中「販売者」を「精米工場」とする。

- 8 -

- 8 この様式は、縦書とすることができる。
- 9 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 10 消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。

○ 日本農林規格等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則

<p>○ 日本農林規格等に関する法律 (昭和二十五年法律第七十五号)</p>	<p>○ 日本農林規格等に関する法律施行令 (昭和二十六年政令第二百九十一号)</p>	<p>○ 日本農林規格等に関する法律施行規則 (令和四年財務省・農林水産省令第三号) ○ 農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則 (昭和二十五年農林省令第六十二号)</p>
<p>目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 日本農林規格の制定(第三条―第九条) 第三章 日本農林規格による格付等 第一節 格付(第十条―第十二条の二) 第二節 適合の表示(第十三条) 第三節 登録認証機関(第十四条―第二十九条) 第四節 外国における格付(第三十条―第三十二条) 第五節 外国における適合の表示(第三十三条) 第六節 登録外国認証機関(第三十四条―第三十六条) 第七節 格付の表示等の保護(第三十七条―第四十一条の二) 第四章 日本農林規格による試験等 第一節 試験等(第四十二条―第五十二条) 第二節 外国における試験等(第五十三条―第五十六条) 第三節 登録標章の保護(第五十七条・第五十八条) 第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化(第五十九条―第六十四条) 第六章 雑則(第六十五条―第七十七条) 第七章 罰則(第七十八条―第八十五条) 附則 第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する国内外における取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会を拡大</p>		

を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農林物資」とは、次に掲げる物資をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。

- 一 飲食料品及び油脂
- 二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「規格」とは、次に掲げる事項（酒類にあつては、第一号ロに掲げる事項）についての基準及び当該事項に関する表示（名称及び原産地の表示を含む。以下同じ。）の基準をいい、「日本農林規格」とは、次条の規定により制定された規格をいう。

- 一 農林物資の次に掲げる事項
- イ 品位、成分、性能その他の品質（その形状、寸法、量目又は荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。）
- ロ 生産行程（酒類にあつては、環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物として政令で定める要件を満たすもの又は環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によつて生産された畜産物として政令で定める要件を満たすものを専ら原料又は材料として製造し、又は加工したものに係るものに限る。）

(飲食料品及び油脂以外の農林物資)

第一条 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める物資は、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、いぐさ製品、生糸、漆、竹材、木材（航空機用の合板を除く。）、木炭及び農産物、林産物、畜産物又は水産物を原料又は材料とする飼料とする。

(規格の対象となる酒類の原材料の要件)

第二条 法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物についての政令で定める要件は、当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして主務大臣が定めるものを除く。以下この項及び次項第一号ロにおいて「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。

2 法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によつて生産された畜産物についての政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。

- ハ 流通行程
- 二 農林物資の生産、販売その他の取扱い又はこれを業とする者の経営管理（以下「農林物資の取扱い等」という。）の方法（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 三 農林物資に関する試験、分析、測定、鑑定、検査又は検定（以下「試験等」という。）の方法
- 四 前三号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

- 一 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産されたものであること。
- イ 前項に規定する農産物
- ロ 当該植物の種苗又は植付けの二年前（多年生の植物にあつては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる場合として主務大臣が定める場合においては、主務大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地を含む。）において採取され、又は生育した植物（イに掲げるものを除き、主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- ハ 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- （1）イ又はロに掲げるもの
- （2）専ら(1)に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- ニ 専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- 二 次に掲げる基準に従つて飼養されている家畜又は当該基準に従つて飼養され、及びと殺された家畜から生産されたものであること。
- イ 家畜の飼養、捕獲、輸送、と殺その他の取扱いについて、家畜を故意に傷つけないことその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従つて行うこと。
- ロ 畜舎その他の家畜を飼養する場所について、家畜が飼料及び水を自由に摂取できること、家畜が自由に動ける空間及び機会を確保することその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従っていること。

（農林物資の品質等に準ずる事項）

第一条 日本農林規格等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、農林物資、農林物資

3 この法律において「登録認証機関」とは、第十六条第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいい、「登録外国認証機関」とは、第三十六条において準用する同項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

4 この法律において「同等性の承認」とは、外国の政府機関が、農林物資の種類ごとに、当該農林物資に係る日本農林規格による格付の制度と当該外国の格付の制度とが同等の水準にあること及び当該日本農林規格による格付が行われた農林物資について事業者が当該外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示を付することを認めることをいう。

第二章 日本農林規格の制定

(日本農林規格の制定)

第三条 主務大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事項の区分を指定して、これらについての規格を制定する。

2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付すことがないように制定しなければならない。

3 主務大臣は、飲食品(酒類を除く。)又は第五十九条第一項の政令で指定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めなければならない。ただし、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第六項に規定する食品表示基準において定められた事項及び第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

4 主務大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、あらかじめ審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「審議会」という。)の議決を経なければならない。

の取扱い等(同項第二号に規定する農林物資の取扱い等をいう。以下同じ。)又は試験等(同項第三号に規定する試験等をいう。以下同じ。)に関する用語とする。

(手続の進捗状況に関する情報の公表)

第二条 主務大臣は、法第三条(法第五条において準用する場合を含む。)の規定による規格の制定並びに日本農林規格の確認、改正及び廃止(以下「確認等」と総称する。)に関する手続の進捗状況に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(審議会等で政令で定めるもの)

第三条 法第三条第四項の審議会等で政令で定めるものは、日本農林規格調査会とする。

(日本農林規格調査会への諮問)

第三条 主務大臣は、日本農林規格の案について、広く一般の意見を求める手続を行った上で、日本農林規格調査会の審議に付すものとする。

2 主務大臣は、日本農林規格の案について日本農林規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 当該日本農林規格の案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び

第四条 都道府県又は利害関係人は、主務省令で定めるところにより、原案を添えて、日本農林規格を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成し、これを審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならぬ。

3 主務大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(日本農林規格の確認、改正及び廃止)

第五条 前二条の規定は、日本農林規格の確認、改正又は廃止について準用する。

将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果
二 前項の規定による広く一般の意見を求める手続の結果

(日本農林規格の制定又は確認等の申出)

第四条 法第四条第一項の規定による申出を行おうとする者は、同項の原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別をすることがないよう当該原案を作成しなければならない。

第五条 法第四条第一項（法第五条において準用する場合を含む。）

の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもってしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。

一 申出人の氏名又は名称及び住所並びに申出人の従事している事業の種類とその内容

二 制定又は確認等しようとする日本農林規格に係る農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分及び制定、確認、改正又は廃止の別

三 制定、確認、改正又は廃止の理由

四 当該申出に係る原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果の概要

五 制定又は改正の申出のときは、当該申出に係る原案に実質的に利害関係を有する者の意見の概要

第六条 主務大臣は、第三条（前条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

（公示）

第七条 日本農林規格の制定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の少なくとも三十日前に公示してしなければならない。

2 日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない。

（日本農林規格の呼称の禁止）

第八条 何人も、日本農林規格でない規格について日本農林規格又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（公聴会）

第九条 主務大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格について、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。

2 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規格が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付するものでないかどうかについて、主務大臣に公聴会の開催を請求することができる。

3 主務大臣は、前項の請求があったときは、公聴会を開かなければならない。

4 主務大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、日本農林規格の改正を必要と認めるときは、その改正について

（日本農林規格の制定等の公示）

第六条 法第七条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一 農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分

二 当該日本農林規格の番号

三 制定、改正又は廃止の別

四 施行期日

2 法第七条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一 農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分

二 当該日本農林規格の番号

三 当該日本農林規格が確認された旨

3 主務大臣は、法第七条第一項又は第二項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 審議会の審議に付きなければならぬ。
前各項に定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、主務省令で定める。

(公聴会)

第七条 法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 請求事項
- 三 請求の理由
- 四 意見

第八条 主務大臣は、公聴会を開催しようとするときは、少なくともその十日前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聞くとする事項を公示しなければならない。

第九条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で当該事項に対する賛否及びその理由を主務大臣に申し出なければならない。

第十条 公聴会においてその意見を聞くようとする利害関係人（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、主務大臣が定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、当該事項に対する賛成者及び反対者があるときは、その両方から公述人を選ばなければならない。

第十一条 公聴会は、主務大臣又はその指名する財務省若しくは農林水産省の職員が、議長として主宰する。

第十二条 公聴会には、議長が必要と認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人を出席させて意見を述べさせることができる。

第十三条 公述人の発言は、当該事項の範囲を超えてはならない。
2 議長は、公述人の発言が当該事項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第十四条 第十二条の規定により出席した参考人は、公述人に対して質疑を行うことができる。

2 公述人は、前項の参考人に対して質疑を行うことができない。

第十五条 公述人は、議長の承認を得たときは、文書で意見を提示

第三章 日本農林規格による格付等

第一節 格付

(格付)

第十条 国内において農林物資の生産、販売その他の取扱いを業とする者（以下「取扱業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、ほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その取り扱う当該認証に係る農林物資について日本農林規格（第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。）第三十条第一項において同じ。）による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に日本農林規格による格付をしたことを示す主務省令で定める方式による特別な表示（以下「格付の表示」という。）を付することができる。

2

国内において農林物資を生産することを業とする者その他の国内において農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるもの（以下「生産行程管理者」という。）は、主務省令で定めるところにより、ほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格（第二条第二項第一号ロに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十条第二項において同じ。）による格付を行い、当該農林物資又

し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

(取扱業者の認証の申請)

第十六条 法第十条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項（第四十八条第二項の主務大臣が定めるところにより行う認証の申請にあつては、第四号を除く。）を記載した書類を登録認証機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付を行うとする農林物資の種類
- 三 当該農林物資の生産、販売その他の取扱いを行うほ場、工場又は事業所の名称及び所在地
- 四 法第十条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 五 その他参考となるべき事項

(格付の表示)

第十七条 法第十条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおりとする。

- 一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は主務大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。
- イ 日本農林規格を意味する事項
- ロ 認証を行った登録認証機関の名称
- ハ 格付に係る日本農林規格の内容
- ニ 登録認証機関又は登録外国認証機関が認証ごとに付す番号（以下「認証番号」という。）
- 二 表示の方法は、主務大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。

(生産行程管理者)

第十八条 法第十条第二項の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 当該農林物資の取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下同じ。）であつて当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの
- 二 当該農林物資の取扱業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの

はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

3 国内において農林物資を販売することを業とする者その他の国内において農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるもの（以下「流通行程管理者」という。）は、主務省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格（第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十条第三項において同じ。）による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

4 前三項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該各号に定める検査により行うものとする。

一 第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準 主務省令で定めるところにより行う当該農林物資についての検査

（生産行程管理者の認証の申請）
第十九条 法第十条第二項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付を行うおととする農林物資の種類（酒類について格付を行うおととする場合にあつては、その旨を含む。）
- 三 当該農林物資の生産を行うほ場、工場又は事業所の名称及び所在地
- 四 法第十条第二項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 五 その他参考となるべき事項

（流通行程管理者）

第二十条 法第十条第三項の農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 当該農林物資の取扱業者であつて当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの
- 二 当該農林物資の取扱業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

（流通行程管理者の認証の申請）

第二十一条 法第十条第三項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付を行うおととする農林物資の種類
- 三 当該農林物資の流通行程
- 四 当該流通行程における取扱業者の氏名又は名称及び住所
- 五 法第十条第三項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 六 その他参考となるべき事項

（農林物資についての検査の方法）

第二十二条 法第十条第四項第一号の農林物資についての検査は、次に掲げるおとによるものとする。

- 一 主務大臣の定めるところに従い、各個に又は抽出して行うこと。
- 二 抽出して行う検査の場合における抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところによること。

（農林物資の生産行程についての検査の方法）

- 二 第二条第二項第一号ロに掲げる事項についての基準 主務省令で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程についての検査
- 三 第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準 主務省令で定めるところにより行う当該農林物資の流通行程についての検査
- 5 第一項の認証を受けた取扱業者（以下「認証品質取扱業者」という。）、第二項の認証を受けた生産行程管理者（以下「認証生産行程管理者」という。）又は第三項の認証を受けた流通行程管理者（以下「認証流通行程管理者」という。）は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該認証に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。
- 6 前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された農林物資は、第一項から第三項までの規定による格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。
- 7 第五項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者又は認証流通行程管理者は、その表示が、当該農林物資に係る第一項から第三項までの規定による格付の結果と一致しないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。
- 8 認証流通行程管理者が他の認証流通行程管理者又は第三十条第四項に規定する認証外国流通行程管理者から格付の表示（第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準に係るものに限る。以下この項、第三十条第四項及び第四十一条第二項において同じ。）の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、第五項の規定により当該認証流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、前二項の規定を適用する。
- 9 第一項から第三項までの認証の技術的基準は、主務省令で定める。

第二十三条 法第十条第四項第二号の農林物資の生産行程についての検査は、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い、当該農林物資の取扱業者が作成する生産についての記録及び工場、工場又は事業所についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（農林物資の流通行程についての検査の方法）

第二十四条 法第十条第四項第三号の農林物資の流通行程についての検査は、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い、当該農林物資の取扱業者が作成する流通についての記録及び流通に係る施設についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（格付を行う取扱業者等の認証の技術的基準）

第二十五条 法第十条第一項から第三項までの認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 認証に係る農林物資の生産、販売その他の取扱いの業務又は

(小分け業者による格付の表示)

第十一條 国内において農林物資を小分けすることを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。第十二条の二第一項及び第三十一条第一項において同じ。)について、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 前条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

(輸入業者による格付の表示)

第十二條 農林物資を輸入することを業とする者(以下「輸入業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、主務省令で定める事項が記載されている証明書又はその写しが添付されている当該認証に係る農林物資について、その輸入する当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

生産行程若しくは流通行程の管理若しくは把握の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項
二 格付の組織並びに格付の表示の貼付、格付に関する記録の作成及び保存その他の格付の実施方法

(小分け業者の認証の申請)

第二十六條 法第十一条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 格付の表示を付そうとする農林物資の種類(酒類について格付の表示を付そうとする場合にあつては、その旨を含む。)
三 当該農林物資の小分けを行う事業所の名称及び所在地
四 法第十一条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
五 その他参考となるべき事項

(小分け業者の認証の技術的基準)

第二十七條 法第十一条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。
一 小分けの業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項
二 格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法

(輸入業者の認証の申請)

第二十八條 法第十二条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 格付の表示を付そうとする農林物資の種類(酒類について格付の表示を付そうとする場合にあつては、その旨を含む。)
三 当該農林物資の輸入を行う事業所の名称及び所在地
四 法第十二条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
五 その他参考となるべき事項

(証明書に記載すべき事項)

第二十九條 法第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 証明書を発行したものの名称及び住所
二 証明書の発行年月日
三 証明に係る農林物資の種類及び量

2 前項の証明書は、外国（当該農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として主務省令で定めるものに限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして主務大臣が指定するものによって発行されたものに限る。

3 主務大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に係る外国の政府機関に準ずるものの名称その他の主務省令で定める事項を公示しなければならない。

4 第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。

四 当該農林物資に係る取扱業者、生産行程管理者（法第十条第二項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。）、流通行程管理者（同条第三項に規定する流通行程管理者をいう。以下同じ。）又は小分け業者（法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。）の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所

五 当該農林物資について格付が行われたものである旨

（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第三十条 法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。

- 一 有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項に規定する農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（専ら有機農産物又は有機畜産物（令第二条第二項に規定する畜産物をいう。以下同じ。）を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（令第十八条第三号に規定する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、カナダ
- 二 有機農産物及び有機加工食品（前号に規定するものうち、酒類を除く。）にあっては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国
- 三 有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するものを除く。）にあっては、カナダ
- 四 有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するもの及び酒類を除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア及びスイス

（主務大臣の指定する外国の政府機関に準ずるものの公示）

第三十一条 法第十二条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
- 二 外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る農林物資の種類

（輸入業者の認証の技術的基準）

第三十二条 法第十二条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 輸入品の受入れ及び保管の業務に必要な組織並びに当該業務

(外国格付の表示)
 第十二条の二 農林物資の輸出をしようとする取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者は、主務省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資について、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、同等性の承認のある外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示であつて主務省令で定めるもの（以下「外国格付の表示」という。）を付することができる。

2 前項の認証を受けた取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者（以下「認証外国格付表示業者」という。）は、第十条第一項から第三項までの認証を受けて自ら格付の表示を付する場合であつて、当該格付の表示に係る外国格付の表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定により格付を行い、又は農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する前に、当該認証に係る農林物資又はその包

の管理運営に関する事項
 二 格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法

(外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の申請)

第三十三条 法第十二条の二第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 外国格付の表示を付しようとする農林物資の種類（酒類について外国格付の表示を付しようとする場合にあつては、その旨を含む。）
- 三 当該農林物資に外国格付の表示を付しようとする事業所の名称及び所在地
- 四 法第十二条の二第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 五 その他参考となるべき事項

(外国格付の表示)

第三十四条 法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。

国	農林物資
アメリカ合衆国	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（酒類を除く。）
カナダ	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品
欧州連合の加盟国	有機農産物及び有機加工食品のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものの（酒類を除く。）

- 装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付しておくことができる。
- 3 前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示が付された農林物資は、第十条第一項から第三項までの規定により格付が行われ、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された後でなければ、譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。
- 4 第二項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付した認証外国格付表示業者は、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に第十条第一項から第三項までの規定による格付の表示が付されないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その外国格付の表示を除去し、又は抹消しなければならない。
- 5 第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。

第二節 適合の表示

第十三条 取扱業者は、主務省令で定めるところにより、農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関する広告その他の主務省令で定めるもの（以下「広告等」という。）に、その農林物資の取扱い等の方法が日本農林規格（第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。）に適合することを示す主務省令で定める方式による特別な表示（以下「適合の表示」という。）を付することができる。

（外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準）

第三十五条 法第十二条の二第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 外国格付の表示を付そうとする農林物資の受入れ及び保管の業務に必要な組織並びに当該業務の管理運営に関する事項
- 二 外国格付の表示を付する組織並びに外国格付の表示の貼付、外国格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の外国格付の表示の実施方法

（適合の表示を付する取扱業者の認証の申請）

第三十六条 法第十三条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 認証を受けようとする農林物資の取扱い等の方法の区分
- 三 法第十三条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 四 その他参考となるべき事項

（農林物資の取扱い等に関する広告等）

第三十七条 法第十三条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 農林物資の取扱い等に関する広告
- 二 取扱業者に関する広告
- 三 前二号に掲げるものに準ずるものとして主務大臣が定めるもの

（適合の表示）

第三十八条 法第十三条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおりとする。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第三節 登録認証機関

(登録認証機関の登録)

第十四条 登録認証機関の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者（国内にある事業所において第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、前条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証（以下この節、第六十五条第一項、第六十六条第一項及び第七十五条第一項ただし書において単に「認証」という。）を行おうとする者に限る。）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録認証機関の登録手数料)

第四条 法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十四万五千円（電子申請とする日本農林規格が活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、十四万四千五百円）
 - 二 前号に規定する区分以外の区分 十一万八千七百円（電子申請による場合にあつては、十一万八千二百円）
- 2 法第十四条第一項の登録（以下この条及び第六条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第四十二条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十三万五千四百円（電子申請による場合にあつては、十三万四千九百円）

一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は主務大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。

- イ 日本農林規格を意味する事項
- ロ 認証を行った登録認証機関の名称
- ハ 適合に係る日本農林規格の内容
- 二 表示の方法は、主務大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。

（適合の表示を付する取扱業者の認証の技術的基準）

第三十九条 法第十三条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項（認証の有効期間を定めない農林物資の取扱い等の方法の区分にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）について、主務大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定めるものとする。

- 一 農林物資の取扱い等の方法の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項
- 二 適合の表示を付する組織並びに適合の表示の貼付、適合の表示に関する記録の作成及び保存その他の適合の表示の実施方法
- 三 認証の有効期間

(登録認証機関の登録)

第四十条 法第十四条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、これを主務大臣に提出してしなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない
 - 一 登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるもの）
 - 二 次の事項を記載した書類
 - ロ イに掲げるもののほか認証に関する業務の実施方法に関する事項
 - ハ 認証に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
 - 三 主要な株主の構成（当該株主が法第十六条第一項第二号に規定する被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類
 - 四 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

(登録認証機関の登録の区分)

第四十一条 法第十四条第一項の主務省令で定める区分は、次のとおりとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、当該申請が第十六条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（欠格条項）

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることとなつた日から一年を経過しない者

二 第二十六条第一項から第三項まで又は第三十五条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものを含む。）

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

二 前号に規定する区分以外の区分 十万九千円（電子申請による場合にあつては、十万八千六百円）

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 八万九千円（電子申請による場合にあつては、八万五千円）

二 前号に規定する区分以外の区分 五万四千六百円（電子申請による場合にあつては、五万四千二百円）

4 前三項に定める額の手数を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万千円

二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円

一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（飲食料品に係るものに限る、当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含む。）

二 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（木材又は竹材に係るもの限り、当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含む。）

三 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含み、前二号に掲げるものを除く。）

四 法第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（個人の能力に関する基準を内容とするものに限る。）

五 前各号に掲げる日本農林規格以外の日本農林規格（当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含む。）

(登録の基準)

第十六条 主務大臣は、第十四条第一項の規定により登録を申請した者(第二号において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、主務省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に關する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに主務大臣が定めるものに適合するものであること。

二 登録申請者が、被認証事業者(当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国取扱業者(外国において農林物資の生産、販売その他の取扱いを業とする者をいう。以下同じ。)、外国生産行程管理者(外国において農林物資を生産することを業とする者その他の外国において農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。))、外国流通行程管理者(外国において農林物資を販売することを業とする者その他の外国において農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。))若しくは外国小分け業者(外国において農林物資を小分けすることを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。))をいう。以下同じ。))又は当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱い等の方法により農林物資を取り扱う取扱業者若しくは外国取扱業者をいう。以下同じ。))に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、被認証事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員に占める被認証事業者の役員又は職員(過去二年間に被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。))の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、被認証事業者の役員又は職員(過去二年間に被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。))であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録認証機関登録台帳に記載して行う。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(登録認証機関登録台帳への記載)

第四十二条 法第十六条第一項の登録は、別記様式第二号による登録認証機関登録台帳に記載して行う。

(外国生産行程管理者)

第四十三条 第十八条の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものについて準用する。

(外国流通行程管理者)

第四十四条 第二十条の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものについて準用する。

- 三 登録認証機関が認証を行う農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- 四 登録認証機関が認証を行う区域及び認証を行う登録認証機関の事業所の所在地
- 三 主務大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

(登録の更新)

第十七条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録認証機関の登録の有効期間)

第五条 法第十七条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

(登録認証機関の登録更新手数料)

第六条 法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十一万三千三百円（電子申請による場合にあつては、十一万二千九百円）
- 二 前号に規定する区分以外の区分 九万五千八百円（電子申請による場合にあつては、九万五千四百円）

2 法第十七条第一項の登録の更新（次項において「機関登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十万五千四百円（電子申請による場合にあつては、十万五千円）
- 二 前号に規定する区分以外の区分 八万七千九百円（電子申請による場合にあつては、八万七千五百円）

3 前二項に定める額の手数を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 四万六千五百円

(登録認証機関の登録の更新に係る準用)

第四十五条 第四十条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十一条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

- 3 第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 主務大臣は、第一項の登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったとき、又は同項の規定により登録が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（承継）

- 第十八条 登録認証機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認証機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。第四十六条第一項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認証機関の地位を承継する。
- 2 前項の規定により登録認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（認証に関する業務の実施）

- 第十九条 登録認証機関は、認証を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わなければならない。
- 2 登録認証機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により認証、その取消しその他の認証に関する業務を行わなければならない。

二 前号に規定する区分以外の区分 二万九千円

（登録認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）
第四十六条 登録認証機関は、第四十条第二項第二号から第四号まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を、主務大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の地位の承継の届出）

第四十七条 法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三十条第一

項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の
 認証の実施方法に関する基準

イ 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る第二十五
 条各号（第五十九条において準用する場合を含む。）、第二
 十七条各号（第六十一条において準用する場合を含む。）、
 、第三十二条各号、第三十五条各号又は第三十九条各号（第
 六十四条において準用する場合を含む。）に掲げる事項（以
 下この項において「認証事項」という。）が第二十五条（第
 五十九条において準用する場合を含む。）、第二十七条（第
 六十一条において準用する場合を含む。）、第三十二条、第
 三十五条又は第三十九条（第六十四条において準用する場合
 を含む。）の規定により主務大臣が定める認証の技術的基準
 であつて当該申請をした者（以下この号において「申請者」
 という。）に係るもの（以下この項において単に「認証の技
 術的基準」という。）に適合することについて、書類審査及
 び実地の調査（個人の能力を認証しようとする場合にあつて
 は、書類審査及び能力の試験）を行い、その結果を検証する
 ことにより確認すること。

ロ 申請者が農林物資（法第二十条第二項第一号イに掲げる基準
 に係る日本農林規格が定められているものに限る。）の取扱
 業者又は外国取扱業者（法第十六条第一項第二号に規定する
 外国取扱業者をいう。以下同じ。）である場合には、当該申
 請者が取り扱おうとする農林物資であつて当該申請に係る種
 類の農林物資の製造工程を代表するもの（無作為に抽出した
 ものに限る。）が当該農林物資の種類に係る日本農林規格に
 適合することを当該日本農林規格に定める試験等の方法を用
 いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度イの確認
 を行うことその他の措置を講ずること。

ハ 申請者（法人にあつては申請者又はその業務を行う役員、
 人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるも
 のにあつては申請者又はその代表者若しくは管理人）が次の
 いずれかに該当するときは、認証をしないこと。

(1) 法第十条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第三
 十条第五項において準用する場合を含む。）、第十二条の
 二第三項若しくは第四項、第三十七条若しくは第三十八条
 の規定に違反し、法第三十九条の規定による格付の表示、
 外国格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消の
 命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告
 若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは
 虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六
 条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
 、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、

若しくは虚偽の答弁をしたことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

(2) 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

(3) 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第二項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る者（法人又は人格のない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに限る。）の業務を行う役員（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）であつた者でその取消しの日から一年を経過しないもの

ニ 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

(1) 認証事業者（認証品質取扱業者（法第十条第五項に規定する認証品質取扱業者をいう。以下同じ。）、認証生産行程管理者（同項に規定する認証生産行程管理者をいう。以下同じ。）、認証流通行程管理者（同項に規定する認証流通行程管理者をいう。以下同じ。）、認証小分け業者（法第三十七条第一項第四号に規定する認証小分け業者をいう。以下同じ。）、認証輸入業者（法第三十七条第一項第五号に規定する認証輸入業者をいう。以下同じ。）、認証外国格付表示業者（法第十二条の二第二項に規定する認証外国格付表示業者をいう。以下同じ。）、認証方法取扱業者（法第三十八条第一項第一号に規定する認証方法取扱業者をいう。以下同じ。）、認証品質外国取扱業者（法第三十条第五項に規定する認証品質外国取扱業者をいう。以下同じ。）、認証外国生産行程管理者（法第三十条第五項に規定する認証外国生産行程管理者をいう。以下同じ。）、認証外国流通行程管理者（法第三十条第四項に規定する認証外国流通行程管理者をいう。以下同じ。）、認証外国小分け業者（法第三十二条に規定する認証外国小分け業者をいう。以下同じ。）又は認証方法外国取扱業者（法第三十八条第一項第二号に規定する認証方法外国取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。以下この項において同じ。）は、認証事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること

- (2) 認証事業者は、法第十条第六項及び第七項、第十二条の二第三項及び第四項、第三十七条並びに第三十八条の規定を遵守すること。
- (3) 認証事業者は、法第三十九条の規定による主務大臣の命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。
- (4) 認証事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認証事項を変更しようとするとき又は格付に関する業務（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては格付の表示に関する業務、認証外国格付表示業者にあつては外国格付の表示に関する業務。以下この項及び次条第三項において同じ。）若しくは適合の表示に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ登録認証機関にその旨を通知すること。
- (5) 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資若しくはその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資又は農林物資の取扱い等の方法について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (6) 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法が当該農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法の区分に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (7) 認証事業者は、登録認証機関が認証事業者に対し、(5)又は(6)の条件に違反すると認めて、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- (8) (5)及び(6)に定めるもののほか、認証事業者は、他人にその認証又は格付、格付の表示、外国格付の表示若しくは適合の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る種類の農林物資以外の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認

- 証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- (9) 認証事業者は、登録認証機関が定期的に、又は必要に応じて行う(1)の条件が遵守されているかどうかを確認するための調査に協力すること。
- (10) 毎年六月末日までに、その前年度の格付実績（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては格付の表示の実績、認証外国格付表示業者にあつては外国格付の表示の実績、有機農産物、有機飼料又は有機畜産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあつては格付実績及び認証に係るほ場の面積）又は適合の表示の実績を登録認証機関に報告すること。
- (11) 認証事業者は、その行った格付（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては格付の表示、認証外国格付表示業者にあつては外国格付の表示。以下この(11)において同じ。）に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。
- (i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第七号に規定する消費期限をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）又は賞味期限（食品表示基準第二条第八号に規定する賞味期限をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間（ii)において同じ。）が一年以上である場合（iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から三年間）
- (ii) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合（iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該農林物資の格付の日から一年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から一年間）
- (iii) 当該格付が生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表養殖魚又は人工種苗生産技術による水産養殖産品について行われた場合 主務大臣が別に定める期間
- (12) 登録認証機関は、認証事業者が(1)から(11)までに掲げる条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるとき

- は、認証事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、認証に係る工場、工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付、格付の表示、外国格付の表示若しくは適合の表示、農林物資に係る広告若しくは表示、農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができること。
- (13) 登録認証機関は、認証事業者が(1)から(11)までに掲げる条件に違反し、又は(12)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(12)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務若しくは格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等(法第十三条第一項に規定する広告等をいう。以下同じ。)の使用を停止し、又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示、外国格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消することを請求することができること。
- (14) 登録認証機関は、認証事業者が(13)の規定による請求に応じないときは、その認証を取り消すこと。
- (15) 登録認証機関は、認証事業者の氏名又は名称及び住所、認証に係る農林物資の種類若しくは農林物資の取扱い等の方法の区分、認証に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所並びに認証の年月日のほか、(13)の規定による請求をしたとき又はその認証を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表すること。
- (16) 認証事業者は、その認証を取り消されたときは、当該認証に係る格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消をすること。
- (17) 登録認証機関は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示、外国格付の

表示又は適合の表示の除去又は抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。

ホ イからニまでに定めるもののほか、法第十六条第一項第一号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに主務大臣が定めるものに適合する方法により認証の業務を行うこと。

二 認証事項の確認に関する基準

イ 認証事業者から認証事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ロ イの場合のほか、認証事業者が認証事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ハ 認証事業者の認証をした日又は認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合していることを確認した日（イ、ロ又はホの確認をした日を除く。）から主務大臣が農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定める期間内に当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ニ ハに定める確認は、認証事業者に事前に通知して行うほか、当該登録認証機関の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うものとする。

ホ イからニまでに定めるもののほか、認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ヘ イからホまでの確認は、前号イ及びロの基準に適合する方法により行うこと。ただし、イ又はロの確認においては、同号イの書類審査の結果、当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合すると認めるときは、同号イの実地の調査（個人の能力を認証しようとする場合にあっては、能力の試験）及び同号ロの確認を省略することができる。

ト イからヘまでに定めるもののほか、法第十六条第一項第一号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに主務大臣が定めるものに適合する方法により認証事項の確認を行うこと。

三 認証事業者の認証の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

イ 認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなったとき（ホ(1)に該当するときを除く。）又は適合しな

くなるおそれが大きいと認めるときは、当該認証事業者に対し、当該認証の技術的基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。

ロ 認証事業者が法第十条第六項若しくは第七項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第三十七条又は第三十八条の規定に違反したとき（ホ②に該当するときを除く。）は、当該認証事業者に対し、格付に関する業務又は適合の表示に関する業務及び格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること、当該格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示を除去又は抹消すること並びに格付に関する業務又は適合の表示に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。

ハ 認証事業者が第一号ニ(5)又は(6)の条件に違反したときは、当該認証事業者に対し、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべきことを請求すること。

ニ 認証事業者に対してイ又はハの規定による請求をする場合において、当該認証事業者が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないときは、当該認証事業者に対し、当該認証事業者が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務又は適合の表示に関する業務（当該請求に係るものに限る。）及び格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資（当該請求に係る種類の農林物資に限る。）の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止することを請求すること。

ホ 認証事業者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

- (1) 認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなつた場合であつて、当該認証の技術的基準に適合するものとなることが見込まれないとき。
- (2) 認証事業者が法第十条第六項若しくは第七項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第三十七条又は第三十八条の規定に違反した場合（軽微な違反である場合を除く。）であつて、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。
- (3) 認証事業者がイ又はハの規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が一年を超えると見込まれるとき。
- (4) 認証事業者が正当な理由がなくてロ又はニの規定による請求に応じないとき。
- (5) 認証事業者が正当な理由がなくて第一号ニ(12)の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同号ニ(12)の検査を拒み、妨げ、若

しくは忌避し、若しくは同号ニ(12)の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき又は前号イからホまでの確認のための書類審査、実地の調査若しくは能力の評価を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(6) 主務大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当な理由がなくて、法第三十九条第一項から第三項までの規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。

ヘ イからニまでに定めるもののほか、認証事業者が認証に付された条件に違反したときは、適切な指導を行い、当該認証事業者が当該指導に従わないときは、認証の取消しその他の適切な措置を講ずること。

ト 認証事業者の認証の取消しをしようとするときは、その一週間前までに当該認証事業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与すること。

チ イからトまでに定めるもののほか、法第十六条第一項第一号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに主務大臣が定めるものに適合する方法により認証事業者の認証の取消しその他の措置を実施すること。

四 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準

イ 認証事業者の認証をしたときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。）（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）の提供をすること。

(1) 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
 (2) 認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

(3) 認証に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

(4) 認証に係る認証番号

- ロ 認証の年月日
- (5) 認証事業者に対し、前号ロ又はニの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。）（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）の提供をすること。
- (1) 請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- (2) 請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の法の区分（請求が当該認証事業者の認証に係る農林物資又は農林物資の取扱い等の方法の全てに係るものであるときは、その旨）並びに格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務若しくは格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示、外国格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消を請求している旨
- (3) 請求に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
- (4) 請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の法の区分に係る認証番号
- (5) 請求の年月日
- (6) 請求の理由
- ハ 認証事業者が格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
- (1) 廃止に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- (2) 廃止に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の法の区分
- (3) 廃止に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
- (4) 廃止に係る認証番号
- (5) 廃止の年月日
- ニ 認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効期間が満了したとき（認証事業者が当該有効期間の満了の日までに再び当該区分に係

る認証を受けたときを除く。)は、遅滞なく、当該認証に係る次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1) 認証事業者の氏名又は名称及び住所
農作物資の取扱い等の方法の区分
認証事業者に係る認証番号

(2) 有効期間満了の年月日

ホ 認証の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項(認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。)を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1) 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
(2) 取り消した認証に係る農作物資の種類又は農作物資の取扱い等の方法の区分

(3) 取り消した認証に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

(4) 取り消した認証に係る認証番号
(5) 取消しの年月日
(6) 取消しの理由

ヘ 取消しに係る認証事業者が、認証を取り消された日から相当地の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農作物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないことを認める格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消を行わないときは、その旨を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により提供をすること。

ト イからへまでに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。

(1) イに掲げる事項の閲覧及び提供 認証をした日から当該認証に係る認証事業者が格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務を廃止する日、当該認証事業者に係る認証の有効期間が満了する日又は当該認証に係る認証事業者の認証の取消しをする日までの間

(2) ロに掲げる事項の閲覧及び提供 前号ロ又はニに規定する格付に関する業務、格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農作物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等の使用の停止の期間又は登録認証機関が適当でないことを認める格付の表示、外国格付の表示若しくは適合の

3 登録認証機関は、主務省令で定めるところにより、認証をした被認証事業者の氏名又は名称、住所その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

表示の除去若しくは抹消の請求をした日から当該除去若しくは抹消を終了した日までの間

(3) ハからホまでに掲げる事項の閲覧及び提供 認証事業者が格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務を廃止する日、認証の有効期間が満了する日又は認証の取消しをする日から一年を経過する日までの間

(4) ヘに規定する事項の閲覧及び提供 当該事項の閲覧及び提供の開始の日から一年を経過する日までの間

五 認証事業者その他の農林物資を本邦から輸出しようとする者からの求めに応じて、当該農林物資について日本農林規格により格付をしたことを証する書面を発行するときは、その発行に關し必要な審査を行うこと。

2 登録認証機関は、第二十二条（第六十条において準用する場合を含む。）の検査の方法が定められている農林物資であつて当該検査を各個に行うもの（主務大臣が定めるものに限る。）の取扱業者又は外国取扱業者の認証その他の認証に関する業務を行うときは、前項第一号イ、ロ及びニ、第二号イからへまで、第三号イからトまで並びに第四号の規定にかかわらず、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところにより当該認証に関する業務を行うことができる。

（登録認証機関の認証等の報告）

第四十九条 登録認証機関は、法第十条第一項から第三項まで、第十一條第一項、第十二條第一項、第十二條の二第一項、第十三條第一項、第三十條第一項から第三項まで、第三十一條第一項又は第三十三條第一項の認証（前条第二項の主務大臣が定めるところにより行う認証を除く。第三項において同じ。）をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第五号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。

- 一 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該認証に係る者の認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者の別
- 三 当該認証に係る農林物資の種類（酒類に係る認証を行った場合にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分

四 当該認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地

- 又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
- 五 当該認証に係る認証番号
- 六 当該認証の年月日
- 2 登録認証機関は、前条第一項第三号口又は二の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第六号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。
- 一 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該請求に係る農林物資の種類（酒類に係る請求を行った場合にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- 三 当該請求に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
- 四 当該請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証番号
- 五 当該請求の年月日
- 六 当該請求の理由
- 3 登録認証機関は、その認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者（以下この条において「認証事業者」と総称する。）が格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第七号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該廃止に係る農林物資の種類（酒類に係る廃止を行った場合にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- 三 当該廃止に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
- 四 当該廃止に係る認証事業者に係る認証番号
- 五 当該廃止の年月日
- 4 登録認証機関は、認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効期間が満了した

4 登録認証機関は、その保有する情報（登録認証機関が認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報として主務省令で定めるものに限る。）について、他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、当該情報を提供しなければならない。

- とき（認証事業者が当該有効期間の満了の日までに再び当該区分に係る認証を受けたときを除く。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該期間が満了した認証に係る者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該期間が満了した認証に係る農林物資の取扱い等の方法の区分
 - 三 当該期間が満了した認証に係る認証番号
 - 四 当該期間が満了した年月日
- 5 登録認証機関は、認証事業者の認証を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第九号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該取り消した認証に係る農林物資の種類（酒類に係る取消しを行った場合にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分
 - 三 当該取り消した認証に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
 - 四 当該取り消した認証に係る認証番号
 - 五 当該取消しの年月日
 - 六 当該取消しの理由
- 6 前条第二項の主務大臣が定めるところにより行う認証を受けた者の氏名又は名称、住所その他の事項の主務大臣への報告は、主務大臣が別に定めるところによるものとする。
- 7 登録認証機関は、法第六十九条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。
- （登録認証機関が他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報）
- 第五十条 法第十九条第四項の主務省令で定めるものは、登録認証機関が認証を行おうとし、又は行った取扱業者、生産行程管理者及び流通行程管理者について他の登録認証機関が保有する情報であつて、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第四十八条第一号イ及びロの規定による確認の結果並びに認証の可否に係る判断の根拠
 - 二 第四十八条第一号ニの規定により通知された事項
 - 三 第四十八条第一号ニ及び並びに同項第三号イ、ロ及びハの規定による請求の理由及び請求した事項並びに当該請求への対応の状況

(事業所の変更の届出)

第二十条 登録認証機関は、認証に関する業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務規程)

第二十一条 登録認証機関は、認証に関する業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、認証に関する業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、認証の実施方法、認証に関する料金の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

- 四 第四十八条第一項第一号二の規定による調査の結果及び遵守の有無に係る判断の根拠
- 五 第四十八条第一項第一号二の規定により報告された過去の格付実績
- 六 第四十八条第一項第一号二の規定により報告された事項及び提出された物件並びに職員による立入検査及び質問により確認した事項
- 七 第四十八条第一項第二号イ、ロ、ハ及びホの規定による確認の結果並びに適合の有無に係る判断の根拠
- 八 第四十八条第一項第三号への規定による指導の理由及び内容並びに認証の取消しその他の措置を講じた場合は当該措置の内容
- 九 第四十八条第一項第五号の規定による審査の結果及び書面の発行の可否に係る判断の根拠
- 十 前条第七項の規定により報告した事項

(登録認証機関の事業所の変更の届出)

第五十一条 法第二十条第一項の規定による届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十号による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(登録認証機関の業務規程)

第五十二条 法第二十一条前段の規定による業務規程の届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十一号による届出書に業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十一条後段の規定による業務規程の変更の届出について準用する。

3 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 事業所の所在地及びその事業所において認証に関する業務を行う区域に関する事項
- 二 認証を行う農林物資の種類（酒類に係る認証を行う場合にあっては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- 三 認証に関する業務を行う時間及び休日に関する事項
- 四 認証の実施方法、認証の取消しの実施方法その他の認証に関する業務の実施方法に関する事項
- 五 認証に関する料金の算定方法に関する事項
- 六 認証に関する業務を行う組織に関する事項
- 七 認証に関する業務を行う者の職務及び必要な能力に関する事項

(業務の休廃止)

第二十二條 登録認証機関は、認証に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十三條 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 被認証事業者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定め

た費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

項

八 認証に関する業務の公正な実施のために必要な事項

九 その他認証に関する業務に関し必要な事項

(登録認証機関の業務の休廃止の届出)

第五十三條 法第二十二條第一項の規定による届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十二号による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第五十四條 法第二十三條第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十三條第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第二十四条 主務大臣は、登録認証機関が第十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条 主務大臣は、登録認証機関が第十九条の規定に違反していると認めるときは、当該登録認証機関に対し、認証に関する業務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十六条 主務大臣は、登録認証機関が第十五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 主務大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認証に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項又は次条の規定に違反したとき

二 正当な理由がないのに第二十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認証機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認証に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の記載)

(登録認証機関の帳簿)

第二十七条 登録認証機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、認証に関する業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 登録認証機関若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、認証に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(日本農林規格登録認証機関という名称の使用の禁止)

第二十九条 登録認証機関でない者は、日本農林規格登録認証機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
2 登録認証機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録認証機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。その登録した農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法についても、同様とする。

第五十五条 登録認証機関は、次に掲げる事項を農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに記載した帳簿を保存しなければならない。

- 2 法第二十七条の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。
 - 一 認証を申請した者の氏名又は名称及び住所
 - 二 認証を申請した者の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、輸入業者（法第十二条第一項に規定する輸入業者をいう。）、外国取扱業者、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別（認証を申請した者が取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者であつて、外国格付の表示を付そうとするものである場合には、その旨を含む。）
 - 三 認証の申請を受理した年月日
 - 四 認証の申請に係る農林物資の種類（酒類に係る認証の申請にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分
 - 五 認証の申請に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
 - 六 認証をすることが決定した年月日
 - 七 前号の決定の結果
 - 八 認証をすることを決定した場合にあつては、当該認証に係る認証番号
 - 九 認証に従事した者の氏名
- 3 第一項の帳簿は、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

第四節 外国における格付

(格付)

第三十条 外国取扱業者は、主務省令で定めるところにより、外国にあるほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その取り扱う当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 外国生産行程管理者は、主務省令で定めるところにより、外国にあるほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

3 外国流通行程管理者は、主務省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

4 前項の認証を受けた外国流通行程管理者(以下「認証外国流通行程管理者」という。)が他の認証外国流通行程管理者又は認証流通行程管理者から格付の表示の付してある農林物資(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、次項において準用する第十条第五項の規定により当該認証外国流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、次項において準用する同条第六項及び第七項の規定を適用する。

5 第十条第四項から第七項までの規定は第一項の認証を受けた外国取扱業者(以下「認証品質外国取扱業者」という。)、第二項の認証を受けた外国生産行程管理者(以下「認証外国生産行程管理者」という。)、及び認証外国流通行程管理者について、同条第九項の規定は第一項から第三項までの認証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、並びに同条第六項、第七項及び第九項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第三十条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(格付を行う外国取扱業者の認証の申請)

第五十六条 第十六条の規定は、法第三十条第一項の認証の申請について準用する。この場合において、第十六条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(外国生産行程管理者の認証の申請)

第五十七条 第十九条の規定は、法第三十条第二項の認証の申請について準用する。この場合において、第十九条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(外国流通行程管理者の認証の申請)

第五十八条 第二十一条の規定は、法第三十条第三項の認証の申請について準用する。この場合において、第二十一条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(格付を行う外国取扱業者等の認証の技術的基準)

第五十九条 第二十五条の規定は、法第三十条第一項から第三項までの認証について準用する。

(格付を行う外国取扱業者等の行う農林物資についての検査の方法等に係る準用)

第六十条 第二十二條の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第一号の検査について、第二十三條の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第二号の検査について、第二十四條の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第三号の検査について、それぞれ準用する。

(外国小分け業者による格付の表示)

第三十一条 外国小分け業者は、主務省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

(認証品質外国取扱業者等の公示)

第三十二条 主務大臣は、第十九条第三項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は前条第一項の認証を受けた外国小分け業者(以下「認証外国小分け業者」という。)の氏名又は名称、住所その他の主務省令で定める事項を公示しなければならない。

第五節 外国における適合の表示

第三十三条 外国取扱業者は、主務省令で定めるところにより、

(外国小分け業者の認証に係る準用)

第六十一条 第二十六条及び第二十七条の規定は、法第三十一条の認証について準用する。この場合において、第二十六条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(認証品質外国取扱業者等の公示)

第六十二条 主務大臣は、第四十九条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を公示しなければならない。

2 主務大臣は、第四十九条第二項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

3 主務大臣は、第四十九条第三項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

4 主務大臣は、第四十九条第四項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

5 主務大臣は、第四十九条第五項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

6 第四十九条第六項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告に係る事項の公示については、主務大臣が別に定めるところによるものとする。

(適合の表示を付する外国取扱業者の認証の申請)

第六十三条 第三十六条の規定は、法第三十三条第一項の認証の申

農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第六節 登録外国認証機関

(登録外国認証機関の登録)

第三十四条 登録外国認証機関の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者（外国にある事業所において第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は前条第一項の認証（以下この節において単に「認証」という。）を行おうとする者に限る。）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録外国認証機関の登録手数料)

第七条 法第三十四条の政令で定める額は、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、財務省、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の職員二人が同条の登録の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額（以下この条において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

一 法第二項第二号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十万二千七百円（電子申請による場合にあつては、十万二千三百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 七万六千四百円（電子申請による場合にあつては、七万六千円）

2 法第三十四条の登録（以下この条及び第十条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第五十三条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第三十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二項第二号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 九万三千百円（電子申請による場合にあつては、九万二千七百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 六万六千八百円（電子申請による場合にあつては、六万六千四百円）

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第三十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二項第二号イに掲げる事項についての基準を内容

請について準用する。この場合において、第三十六条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(適合の表示を付する外国取扱業者の認証の技術的基準)

第六十四条 第三十九条の規定は、法第三十三条第一項の認証について準用する。

(登録外国認証機関の登録に係る準用)

第六十五条 第四十条の規定は法第三十四条の登録の申請について、第四十一条の規定は法第三十四条の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第三十六条において準用する法第六条第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合においては、第四十条第二号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第三十六条において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第三十五条 主務大臣は、登録外国認証機関が次条において準用する第十五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、登録外国認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認証に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

- 一 次条において準用する第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十七條の規定に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに次条において準用する第二十三條第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

とする日本農林規格が含まれる区分 七万三千七百円（電子申請による場合）
 二 前号に規定する区分以外の区分 四万七千四百円（電子申請による場合）
 四 前二項に定める額の手数を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第三十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二條第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万千八百円
 - 二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円
- 5 旅費の額は、出張をする職員が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（二）による職務の級が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、主務省令で定める。

(登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目)
 第六十六条 令第七條第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律百十四号。以下「旅費法」という。）第二條第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関二丁目二番一号とすること。
- 二 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。
- 三 登録の審査を実施する日数については、五日を超えない範囲内で主務大臣が必要と認める日数とすること。
- 四 旅費法第六條第一項の旅行雑費については、一万円とすること。
- 五 主務大臣が旅費法第四十六條第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

三 次条において準用する第二十四条又は第二十五条の規定による請求に応じなかったとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

五 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国認証機関に対しその認証に関する業務に関し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。

六 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国認証機関の事務所、事業所又は倉庫において認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国認証機関若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

七 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその登録に係る認証に関する業務を停止したとき。

二 主務大臣が前項の規定により一年以内の期間を定めて認証に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

4 第二項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録外国認証機関の負担とする。

（準用）

第三十六条 第十四条第二項、第十五条から第二十五条まで、第二十六条第四項から第六項まで及び第二十七条の規定は、登録外国認証機関について準用する。この場合において、第十四条

（登録外国認証機関の事務所等における検査に要する費用の負担）

第八条 法第三十五条第四項の政令で定める費用は、財務省、農林水産省又はセンターの職員二人が同条第二項第六号の検査のため当該検査に係る事務所、事業所又は倉庫の所在地に出張するために要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、出張をする職員が給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、主務省令で定める。

（登録外国認証機関の登録の有効期間）

第九条 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録外国認証機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）

第六十七条 前条の規定は、令第八条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、同条第三号中「登録の審査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の登録の更新に係る準用）

第六十八条 第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第六十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用す

第二項中「前項」とあり、及び第十六条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第三十四条」と、第二十四条及び第二十五条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十六条第四項中「前三項」とあるのは「第三十五条第一項から第三項まで」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第六項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第三十五条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の登録更新手数料）

第十条 法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、財務省、農林水産省又はセンターの職員二人が法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額（次項及び第四項において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

一 法第二十条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万千円（電子申請による場合にあつては、七万六千円）

二 前号に規定する区分以外の区分 五万三千六百円（電子申請による場合にあつては、五万三千円）

2 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新（次項において「機関登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二十条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 六万三千二百円（電子申請による場合にあつては、六万二千七百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 四万五千七百円（電子申請による場合にあつては、四万五千二百円）

3 前二項に定める額の手数を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二十条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 四万六千五百円

二 前号に規定する区分以外の区分 二万九千円

4

第七条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新について、第六十六条の規定は令第十四条第四項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第三十六条第一項第二号」と、第六十六条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第六十九条 第四十六条の規定は、登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、同条中「第四十条第二項第二号」とあるのは「第六十五条において準用する第四十条第二項第二号」と、「これらの規定を前条において準用する場合を含む。」とあるのは「又は第六十八条において準用する第四十条第二項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の地位の承継の届出）

第七十条 第四十七条の規定は、法第三十六条において準用する法第十八条第二項の規定による届出について準用する。

（登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第七十一条 第四十八条（第一項第五号を除く。）の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第二項の主務省令で定める基準について準用する。この場合において、第四十八条第一項第一号中「第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十三条第二項、第十三条第三項」とあるのは「第三十条」と、同号二(2)中「並びに第三十八条」とあるのは「第三十八条の規定並びに法第三十条第五項において準用する法第十条第六項及び第七項」と、同号三(3)中「第三十九条」とあるのは「第三十九条第五項において準用する法第三十九条第一項、第三項若しくは第四項」と、「命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」とあるのは「請求を拒んで」と、同項第三号ロ及びホ(2)中「又は第三十八条」とあるのは「

第三十八条又は法第三十条第五項において準用する法第十条第六項若しくは第七項の規定」と、同号ホ(6)中「、法第三十九条第一項から第三項までの規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」とあるのは「法第三十九条第五項において準用する法第三十九条第一項又は第三項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の報告)

第七十二条 第四十九条の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第三項の規定による報告について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「前条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第四十八条第二項」と、同条第二項中「前条第一項第三号ロ」とあるのは「第七十一条において準用する第四十八条第一項第三号ロ」と、同条第六項中「前条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の事業所の変更の届出)

第七十三条 第五十一条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十条第一項の規定による届出について準用する。

(登録外国認証機関の業務規程)

第七十四条 第五十二条第一項及び第二項の規定は法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の規定による届出について、第五十二条第三項の規定は法第三十六条において準用する法第二十一条第二項の主務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

(登録外国認証機関の業務の休廃止の届出)

第七十五条 第五十三条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十二條第一項の規定による届出について準用する。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第七十六条 第五十四条第一項の規定は法第三十六条において準用する法第二十三条第二項第三号の主務省令で定める方法について、第五十四条第二項の規定は法第三十六条において準用する法第二十三条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法について、それぞれ準用する。

第七節 格付の表示等の保護

(格付の表示等の禁止)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付し、又は国内において外国格付の表示（当該外国の政府機関その他これに準ずるものから認証又はこれに相当するものを受けて行うものを除く。）を付してはならない。

- 一 認証品質取扱業者が、第十条第一項又は第五項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 二 認証生産行程管理者が、第十条第二項又は第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 三 認証流通行程管理者が、第十条第三項又は第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 四 第十一条第一項の認証を受けた小分け業者（以下「認証小分け業者」という。）が、同項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 五 第十二条第一項の認証を受けた輸入業者（以下「認証輸入業者」という。）が、同項の規定に基づき、その輸入に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 六 認証外国格付表示業者が、第十二条の二第一項又は第二項の規定に基づき、その輸出に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付する場合
- 七 認証品質外国取扱業者が、第三十条第一項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 八 認証外国生産行程管理者が、第三十条第二項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 九 認証外国流通行程管理者が、第三十条第三項又は同条第五

(登録外国認証機関の帳簿)

第七十七条 第五十五条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十七条の規定による帳簿の記載について準用する。

項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

十 認証外国小分け業者が、第三十一条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

2 何人も、第十条第一項から第三項まで若しくは第五項（第三十条第五項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の規定に基づく格付の表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）に関する広告等に当該格付の表示を付する場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に格付の表示を付してはならない。

3 何人も、試験等に係る証明書に格付の表示を付してはならない。

4 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

（適合の表示等の禁止）

第三十八条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付してはならない。

一 第十三条第一項の認証を受けた取扱業者（以下「認証方法取扱業者」という。）が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合

二 第三十三条第一項の認証を受けた外国取扱業者（以下「認証方法外国取扱業者」という。）が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合

2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示を付してはならない。

3 何人も、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

（改善命令等）

第三十九条 主務大臣は、第十条第一項から第三項までの規定による格付又はこれらの規定若しくは同条第五項、第十一条第一

項若しくは第十二条第一項の規定に基づく格付の表示が適当でないとき、当該格付を行い、又は当該格付の表示を付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者又は認証輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

2 主務大臣は、第十二条の二第一項又は第二項の規定に基づく外国格付の表示が適当でないとき、当該外国格付の表示を付した認証外国格付表示業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は外国格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

3 主務大臣は、第十三条第一項の規定に基づく適合の表示が適当でないとき、当該適合の表示を付した認証方法取扱業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は適合の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に応じなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項及び前項の規定は認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者について、前二項の規定は認証方法外国取扱業者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十条第一項から第三項まで」と、「同条第五項、第十一条第一項若しくは第十二条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第十条第五項の規定若しくは第三十一条第一項」と、「命じ」とあるのは「請求」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、「前項中「前三項」とあるのは「第一項又は前項」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(格付の表示等の付してある農林物資の輸入)
第四十条 輸入業者は、格付の表示若しくは適合の表示又はこれらと紛らわしい表示の付してある農林物資(その包装、容器又は送り状にこれらの表示の付してある場合における当該農林物資を含む。以下この条において同じ。)でその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該表示が認証品質外国取扱業者によりその認証に係る農林物資に付された格付の表示である場合

二 当該表示が認証外国生産行程管理者によりその認証に係る

- 農林物資に付された格付の表示である場合
- 三 当該表示が認証外国流通行程管理者によりその認証に係る農林物資に付された格付の表示である場合
- 四 当該表示が認証外国小分け業者によりその認証に係る農林物資に付された格付の表示である場合

(格付の表示の除去等)

第四十一条 取扱業者は、その所有する農林物資（主務省令で定めるものに限る。）であつて格付の表示の付してあるもの（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）に日本農林規格に適合しないことが確実となる事由として主務省令で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

有機農産物	<p>（格付の表示の除去等を行う農林物資）</p> <p>第七十八条 法第四十一条第一項の主務省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>一 主務大臣が定める物質（当該有機農産物が外国で生産された農林物資（法第十二条第一項に規定する証明書又はその写しが添付されているものに限る。以下「外国産農林物資」という。）である場合にあつては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
有機加工食品	<p>一 主務大臣が定める物質（当該有機加工食品が外国産農林物資である場合にあつては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
有機飼料	<p>一 主務大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
有機畜産物	<p>一 主務大臣が定める物質（当該有機畜産物が外国産農林物資である場合にあつては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
有機藻類	<p>一 主務大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>

生産情報公表牛肉	<p>一 生産情報の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実を反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
生産情報公表豚肉	<p>一 生産情報の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実を反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
生産情報公表農産物	<p>一 生産情報（生産情報と併せて主務大臣が定めるところにより算定した化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合が公表されている生産情報公表農産物にあつては、当該化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合を含む。以下この項において同じ。）の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表農産物に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実を反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
生産情報公表養殖魚	<p>一 生産情報の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表養殖魚に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実を反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
人工種苗生産技術による水産養殖産品	<p>一 当該農林物資に係る生産履歴の情報が追跡可能でなくなること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
障害者が生産	<p>一 障害者が携わった主要な生産行程が明らかでないこと。</p>

2 認証流通行程管理者又は認証外国流通行程管理者は、その認
証に係る農林物資（当該農林物資又はその包装、容器若しくは
送り状に格付の表示の付してあるものであって主務省令で定め
るものに限る。）の流通行程の管理又は把握が他の認証流通行
程管理者又は認証外国流通行程管理者に引き継がれないときは
、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

（外国格付の表示の除去等）

第四十一条の二 取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者
は、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付してある
格付の表示を国内において除去し、又は抹消した場合であつて
、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に第十二条
の二第一項又は第二項の規定により当該格付の表示に係る外国
格付の表示が付してあるときは、直ちに、その外国格付の表示
を除去し、又は抹消しなければならない。

第四章 日本農林規格による試験等

2 法第四十一条第二項の主務省令で定める農林物資は、フードチ
ェーン情報公表農産物とする。

<p>その他の農 林物資</p>	<p>産行程に携 わった食品</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合す ること。</p> <p>一 当該農産物が、フードチェーン（農業者におけ る農産物の出荷から小売業者その他の当該農産物 を販売する者における当該農産物の入荷までの一 連の流通行程をいう。以下同じ。）において、主 務大臣が定める流通行程における農産物の出荷時 の品質を維持するための管理基準に従って管理が されなくなること。</p> <p>二 フードチェーンにおける、当該農産物の取扱い に係る履歴、移動及び所在に係る情報並びに前号 に掲げる管理基準の適用に係る情報（以下「フー ドチェーン情報」と総称する。）の公表が取りや められること。</p> <p>三 公表されているフードチェーン情報が当該フー ドチェーン情報公表農産物に係るフードチェー ン情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>四 公表されているフードチェーン情報が事実に関 してのこと。</p> <p>五 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合す ること。</p>
----------------------	--

(登録)

第四十三条 前条の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録試験業者の登録手数料)

- 第十一条 法第四十三条第一項の政令で定める額は、八万五千七百円（電子申請による場合にあつては、八万五千二百円）とする。
- 2 法第四十二条の登録（以下この条及び第十三条第二項において「業者登録」という。）を受けようとする者が現に法第十四条第一項の登録を受けている場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、七万六千五百円（電子申請による場合にあつては、七万五千六百円）とする。
- 3 現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、三万四千八百円（電子申請による場合にあつては、三万四千四百円）とする。
- 4 前三項に定める額の手数料を納付して業者登録を受けようとする者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る法第四十三条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

(登録試験業者の登録)

- 第四十条 法第四十三条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
 - 二 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 試験等に関する業務以外の業務を行っている場合は、全体の組織に関する事項
 - ロ 試験等に関する業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在及びその所有又は借入れの別
 - ハ 試験等に関する業務を行う施設の概要
 - ニ 試験等に関する業務を行う組織に関する事項
 - ホ 試験等に関する業務の実施の方法に関する事項
- 3 第一項の申請書の提出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して行うものとする。

(登録試験業者の登録の区分)

- 第五条 法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。
- 一 飲食料品に係る試験等の方法
 - 二 木材又は竹材に係る試験等の方法
 - 三 飲食料品並びに木材及び竹材以外の農林物資に係る試験等の方法

(登録試験業者登録台帳への記載)

第六条 法第四十四条第一項の登録は、別記様式第二号による登録試験業者登録台帳に記載して行う。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、センターに、当該申請が次条第一項に規定する基準に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(登録の基準)

第四十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による申請をした者の試験所（試験等を行う場所をいう。以下同じ。）が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であつて試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

2 登録は、次に掲げる事項を登録試験業者登録台帳に記載して行う。

- 一 登録年月日及び登録番号

- 二 登録を受けた試験業者（以下「登録試験業者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録試験業者の試験所の名称及び所在地
- 四 登録試験業者が行う試験等の方法の区分
- 3 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

（登録の更新）

第四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

- 3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（承継）

（登録試験業者の登録の有効期間）
第十二条 法第四十五条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録試験業者の登録更新手数料）

第十三条 法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、七万三千四百円（電子申請による場合にあっては、七万三千元）とする。

2 前項に定める額の手数を納付して法第四十五条第一項の登録の更新（以下この項において「業者登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に当該業者登録の更新に係る業者登録以外の他の業者登録に係る業者登録の更新を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る業者登録の更新に係る法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、一万七千円とする。

（登録試験業者の登録の更新に係る準用）

第七条 第四条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第五条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、前条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

（登録試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第八条 登録試験業者（法第四十四条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。）は、第四条第二項第二号（イ及びニを除く。）（前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

第四十六条 登録試験業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録試験業者について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該登録に係る事業の全部を承継した法人は、その登録試験業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録試験業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（試験所の変更の届出）

第四十七条 登録試験業者は、その試験所の所在地を変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（業務の休廃止）

第四十八条 登録試験業者は、試験等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（適合命令）

第四十九条 農林水産大臣は、登録試験業者の試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験業者に対し、当該基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第五十条 農林水産大臣は、登録試験業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

（登録試験業者の地位の承継の届出）

第九条 法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録試験業者の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録試験業者の試験所の変更の届出）

第十条 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第五号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録試験業者の業務の休廃止の届出）

第十一条 法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第六号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

- 三 不正の手段により登録を受けたとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第五十一条 登録試験業者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、試験等に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止)

第五十二条 登録試験業者でない者は、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録試験業者は、その登録した試験等の方法以外の試験等の方法については、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二節 外国における試験等

(試験等)

第五十三条 試験等を業とする者（外国において試験等を行う者に限る。第五十五条第一項において「外国試験業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格による試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができる。

(登録)

第五十四条 前条の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録外国試験業者の登録手数料)

第十四条 法第五十四条の政令で定める額は、四万三千四百円（電子申請による場合にあつては、四万三千元）に、農林水産省又はセンターの職員二人が法第五十三条の登録の審査のため当該審査に係る試験所（法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。）の所在地出張するのに要する旅費の額（以下この条において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

2 法第五十三条の登録（以下この条及び第十七条第二項において「業者登録」という。）を受けようとする者が現に法第三十四条

(登録外国試験業者の登録に係る準用)

第十二条 第一条から第四条までの規定は法第五十四条の登録の申請について、第五条の規定は法第五十四条の農林水産省令で定める区分について、第六条の規定は法第五十六条において準用する法第四十四条の登録について、それぞれ準用する。

の登録を受けている場合における法第五十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、三万三千八百円（電子申請による場合にあつては、三万三千四百円）に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

3 現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする場合における法第五十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、二万七千六百円（電子申請による場合にあつては、二万七千円）に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

4 前三項に定める額の手数を納付して業者登録を受けようとする者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該業者登録に係る法第五十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

5 第七条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

（登録の取消し等）

第五十五条 農林水産大臣は、登録を受けた外国試験業者（以下「登録外国試験業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

- 一 その試験所が次条において準用する第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 二 次条において準用する第四十九条の規定による請求に応じなかったとき。
- 三 不正の手段により登録を受けたとき。

四 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国試験業者に対しその登録に係る試験等に関する業務

（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目）

第十三条 日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十四条第五項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関二丁目二番一号とすること。
- 二 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。
- 三 登録の審査を実施する日数については、五日を超えない範囲内で農林水産大臣が必要と認める日数とすること。
- 四 旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。
- 五 農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

に關し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。

五 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国試験業者の試験所において登録に係る試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国試験業者若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 第三項の規定による費用の負担をしないとき。
2 農林水産大臣は、前項に規定する場合のほか、同項の規定により一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、登録外国試験業者がその請求に応じなかったときは、当該登録を取り消すことができる。
3 第一項第五号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録外国試験業者の負担とする。

（準用）
第五十六条 第四十三條第二項、第四十四條から第四十九條まで及び第五十條第二項から第四項までの規定は、登録外国試験業者について準用する。この場合において、第四十三條第二項中「前項」とあり、及び第四十四條第一項中「前條第一項」とあるのは「第五十四條」と、第四十九條中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第五十條第二項中「前項」とあるのは「第五十五條第一項又は第二項」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同條第四項中「第一項」とあるのは「第五十五條第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の試験所における検査に要する費用の負担）
第十五条 法第五十五條第三項の政令で定める費用は、農林水産省又はセンターの職員二人が同條第一項第五号の検査のため当該検査に係る試験所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、出張する職員が給与法第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、農林水産省令で定める。

（登録外国試験業者の登録の有効期間）
第十六条 法第五十六條において準用する法第四十五條第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録外国試験業者の登録更新手数料）
第十七条 法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の政令で定める額は、三万千円（電子申請による場合にあつては、三万七千円）に、農林水産省又はセンターの職員二人が法第五十六條において準用する法第四十五條第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る試験所の所在地に出張するのに要する旅費の額（第三項において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。
2 前項に定める額の手数を納付して法第五十六條において準用する法第四十五條第一項の登録の更新（以下この項において「業者登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に当該業者登録の更新に係る業者登録以外の他の業者登録に係る業者登録の更新を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る業者

（登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）

第十四条 前條の規定は、令第十五條の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前條第一号及び第三号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の登録の更新に係る準用）
第十五条 第四條の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の登録の更新の申請について、第五條の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の農林水産省令で定める区分について、第六條の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十四條第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

（登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）
第十六条 第八條の規定は、登録外国試験業者（法第五十五條第一項に規定する登録外国試験業者をいう。以下同じ。）の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第八條中「第四條第二項第二号（イ及びニを除く。）」（前條において準用する場合を含む。）とあるのは、「第十二條において準用する第四條第二項第二号（イ及びニを除く。）」又は第十五

第三節 登録標章の保護

(登録標章等を付することの禁止)

第五十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、試験等に係る証明書に登録標章を付してはならない。

- 一 登録試験業者が、第四十二条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合
- 二 登録外国試験業者が、第五十三条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合
- 三 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等に登録標章を付してはならない。
- 四 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に登録標章と紛らわしい標章を付してはならない。

(登録標章等の付してある証明書を用いた農林物資の輸入)

第五十八条 輸入業者は、登録標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験等に係る証明書を用いて、その輸入に係る農林物資を譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。ただし、当該登録標章が第四十二条又は第五十三条の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

(取扱業者が守るべき表示の基準)

- 3 登録の更新に係る法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、一万七千円とする。
- 3 第七条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

条において準用する同号（イ及びニを除く。）と読み替えるものとする。

(登録外国試験業者の地位の承継の届出)

第十七条 第九条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十六条第二項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の試験所の変更の届出)

第十八条 第十条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十七条第一項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の業務の休廃止の届出)

第十九条 第十一条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十八条第一項の規定による届出について準用する。

第五十九条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあった後速やかに、その品質に関する表示について、その取扱業者が守るべき基準を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 第三条第二項並びに第九条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項から第四項までの規定中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項中「その改正について審議会の審議に付さなければ」とあるのは「その改正をしなければ」と、同条第五項中「主務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第六十条 取扱業者は、前条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

(表示に関する指示等)

第六十一条 第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない取扱業者があるときは、内閣総理大臣又は主務大臣(内閣府令・主務省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣)は、当該取扱業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示(第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・主務省令で定める表示の方法に係るものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 主務大臣

二 主務大臣 内閣総理大臣

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができ。

4 主務大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

第六十二条 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

(指定農林物資に係る名称の表示)

第六十三条 何人も、日本農林規格(第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。)において名称が定められている農林物資であつて、当該名称が次に掲げる農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの(以下「指定農林物資」という。)については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

一 当該日本農林規格において定める品質とは異なる品質の他の農林物資

二 当該日本農林規格において定める生産行程とは異なる生産行程により生産される他の農林物資

三 当該日本農林規格において定める流通行程とは異なる流通行程により流通される他の農林物資

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列してはならない。

(名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資)

第十八条 法第六十三条第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食料品とする。

一 第二条第一項に規定する農産物

二 第二条第二項に規定する畜産物

三 専ら第一号に掲げる農産物又は前号に掲げる畜産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品(主務大臣が定める基準に適合するもの限り、酒類を除く。)

令和七年十月一日から第十八条第一項第三号中「飲食料品(主務大臣が定める基準に適合するもの)に限り、酒類を除く。」を「飲食料品(主務大臣が定める基準に適合するものに限る。)」に改める。(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第二百七十九号)第三条関係)

(名称の表示の除去命令等)

第六十四条 主務大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

第六章 雑則

(立入検査等)

第六十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認証機関若しくはその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、認証に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、格付(格付の表示を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験業者若しくはその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に対し、試験等に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

4 内閣総理大臣又は主務大臣(第六十一条第一項の内閣府令・

主務省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣（は、この法律の施行に必要な限度において、第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。）

5 主務大臣は、第六十八条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の表示を行った者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ。

7 第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 次の各号に掲げる大臣は、第四項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

- 一 内閣総理大臣 主務大臣
- 二 主務大臣 内閣総理大臣

（センターによる立入検査等）

第六十六条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認証機関又はその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があると認めるときは、センターに、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場、店舗、

（法第六十五条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）
第七十九条 法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第十三号による。

- 事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 3 農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 4 農林水産大臣は、前条第四項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほか、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 5 農林水産大臣は、前条第五項の場合において必要があると認めるときは、センターに、第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほか、工場、店舗、試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 6 農林水産大臣は、前各項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 7 センターは、前項の指示に従って第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

(センターの行う立入検査及び質問の結果の報告)
 第二十条 法第六十六条第七項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- 一 立入検査又は質問を行った登録認証機関、認証品質取扱業者(法第十条第五項に規定する認証品質取扱業者をいう。)、認証生産行程管理者(同項に規定する認証生産行程管理者をいう。)、認証流通行程管理者(同項に規定する認証流通行程管理者をいう。)、認証小分け業者(法第三十七条第一項第四号に規定する認証小分け業者をいう。)、認証輸入業者(法第三十七条第一項第五号に規定する認証輸入業者をいう。)、認証外国格付表示業者(法第十二条の二第二項に規定する認証外国格付表示業者をいう。)、認証方法取扱業者(法第三十八条第一

8 農林水産大臣は、第四項の規定による立入検査又は質問について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

9 第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問については、前条第六項及び第七項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第六十七条 農林水産大臣は、前条第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)

第六十八条 主務大臣は、事実と相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。

(主務大臣に対する申出)

第六十九条 何人も、次に掲げる場合には、主務省令で定める手続に従い、その旨を主務大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

一 格付の表示を付された農林物資（その包装、容器又は送り

項第一号に規定する認証方法取扱業者をいう。）、登録試験業者、法第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下この号において同じ。）、指定農林物資の取扱業者又は法第六十八条第一項の表示を行った者の氏名又は名称及び住所

二 立入検査又は質問を行った年月日

三 立入検査又は質問を行った場所

四 立入検査又は質問に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若しくは試験等の方法の区分

五 立入検査又は質問の結果

六 その他参考となるべき事項

(法第六十六条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書)

第二十一条 法第六十六条第九項において準用する法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第七号による。

(主務大臣に対する申出の手続)

第八十条 法第六十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもってしなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所

二 申出に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若

状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）又は適合の表示に係る農林物資の取扱い等の方法が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

二 第十二条の二第一項又は第二項の規定により国内において外国格付の表示を付された農林物資（その包装、容器又は送り状に外国格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）又はその包装、容器若しくは送り状に当該外国格付の表示に係る格付の表示が付されていないと認めるとき。

三 登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

四 指定農林物資に係る名称の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されると認めるとき。

五 事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三十九条、第五十条、第五十五条、第六十四条又は前条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（内閣総理大臣又は主務大臣に対する申出）

第七十条 何人も、飲食品以外の農林物資の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・主務省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は主務大臣（当該農林物資の品質に関する表示が適正でないことが第六十一条第一項の内閣府令・主務省令で定める表示の方法に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣又は主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第五十九条及び第六十一条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（日本農林規格の活用を図るための施策）

第七十一条 国及びセンターは、取扱業者による創意工夫を生かした日本農林規格の活用が図られるよう、日本農林規格に関する制度の普及に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国及びセンターは、規格に関する

しくは試験等の方法の区分

三 申出の理由

四 申出に係る取扱業者又は試験業者（法第四十二条に規定する試験業者をいう。）の氏名又は名称及び住所

五 申出に係る農林物資の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

啓発及び普及、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(同等性の承認を得るための施策等)

第七十二条 国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第四十三条第二項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体が農林物資の種類及び外国を指定して同等性の承認を得るための交渉を行うべき旨及びその理由を申し出た場合には、当該交渉その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、第二条第二項各号に掲げる事項を国際的に統一するための基準(以下この条において「国際標準」という。)に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画及び日本農林規格を国際標準とするための活動に関する業務に従事する者への支援を通じて、日本農林規格が国際標準となるよう努めなければならない。

3 国立研究開発法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。次項において同じ。)、大学及び事業者は、国際標準に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画及びその他の日本農林規格を国際標準とするための活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、日本農林規格を国際標準とすることに關する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、日本農林規格を国際標準とすることに關する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めなければならない。

4 国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、日本農林規格を国際標準とすることに關する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第七十三条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資の品質に關する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(食品衛生法等の適用)

第七十四条 この法律の規定は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の適用を排除するものと解してはならない。

(主務大臣等)

第七十五条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、酒類に係る日本農林規格、酒類に係る日本農林規格による格付の表示、酒類に係る認証を行う登録認証機関及び登録外国認証機関、酒類に係る認証を受けた認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証外国生産行程管理者及び認証外国小分け業者、酒類に係る外国格付の表示、指定農林物資（酒類に限る。）並びに酒類に係る日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第七十六条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととすることができる。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十九条 法第七十六条第一項の政令で定める権限は、法第五十九条第一項、第三項及び第四項並びに第七十三条の規定による権限とする。

(権限の委任)

第二十条 法に規定する財務大臣の権限（法第三条第一項及び第四項並びに第四条（これらの規定を法第五条において準用する場合を含む。）、第六条並びに第九条第一項から第四項までに規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

(都道府県又は指定都市が処理する事務)

第二十一条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第七十六条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第六十一条の規定の施行に關し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十一条第一項の規定による公表（いずれも取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下この条において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に關する事務 次イ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 取扱業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定

- する指定都市内取扱業者を除く。以下この条において「都道府県内取扱業者」という。） 当該都道府県の知事
- ロ 取扱業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。）の区域内のみにあるもの（以下この条において「指定都市内取扱業者」という。） 当該指定都市の長
- 二 法第六十一条第一項の規定による前号イ又はロに定める者の指示に係る同条第三項の規定による命令及び当該命令に係る法第六十二条の規定による公表に関する事務 次イ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 都道府県内取扱業者 当該都道府県の知事
- ロ 指定都市内取扱業者 当該指定都市の長
- 三 法第六十五条第四項の規定による取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次イ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロに掲げる取扱業者以外の取扱業者 当該取扱業者の主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事
- ロ 取扱業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事（都道府県知事にあつては、法第六十一条の規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）
- 四 法第六十五条第四項の規定による取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次イ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 取扱業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、ロに掲げる事業者以外のもの 当該取扱業者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事
- ロ 取扱業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事
- 五 法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当該立入検査又は質問に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロに掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定

- 都市を包括する都道府県の知事
- 六 法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする次のイ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロに掲げる取扱業者以外の取扱業者 当該取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ 取扱業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事
- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第六十一条第二項及び第四項並びに第六十五条第八項の規定を除く。）は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。
- 3 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第二号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第三号から第五号までに掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。
- 一 都道府県内取扱業者及び指定都市内取扱業者以外の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣
- 二 指定都市の長が都道府県内取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該都道府県の知事
- 三 都道府県知事が指定都市内取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該指定都市の長
- 6 消費者庁長官又は農林水産大臣は、次の各号に掲げる取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第六十五条第四項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った結果、当該取扱業者が法第六十条の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六十一条第一項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める者がした指示に係るものに限る。）をとつて

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第二項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

- 7 いないと思料するときは、その旨を当該取扱業者の区分に応じ当該各号に定める者に通知しなければならない。
- 一 都道府県内取扱業者 当該都道府県の知事
 - 二 指定都市内取扱業者 当該指定都市の長
- 8 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第七十条第二項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。
- 9 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第六号に掲げる事務のうち法第七十条第二項の規定による調査を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。
- 一 都道府県知事が指定都市内取扱業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該指定都市の長
 - 二 指定都市の長が都道府県内取扱業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該都道府県の知事
 - 三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣
- 10 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(農林水産大臣の権限の委任)

第八十一条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

- 一 法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いずれも取扱業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（令第二十一条第一項本文の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）
- 二 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録認証機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。次号から第十号まで及び第十四号から第十六号までにおいて同じ。）

- 三 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関とその業務に
関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の
要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政
局長
- 四 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関又はその登録
認証機関とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検
査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する
地方農政局長
- 五 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生
産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸
入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者又は指定農
林物資の取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求
当該認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管
理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者
、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者の主たる事務
所の所在地を管轄する地方農政局長
- 六 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生
産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸
入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者又は指定農
林物資の取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対す
る報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務
所の所在地を管轄する地方農政局長
- 七 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生
産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸
入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者若しくは指
定農林物資の取扱業者又はこれらの者とその事業に関して関係
のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質
問の場所の所在地を管轄する地方農政局長
- 八 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者（法第四十四
条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。）
に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録試験業者
の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 九 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者とその業務に
関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の
要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政
局長
- 十 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者又はその登録
試験業者とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検
査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する
地方農政局長
- 十一 法第六十五条第四項の規定による取扱業者に対する報告の
徴収及び物件の提出の要求 当該取扱業者の主たる事務所の所

在地を管轄する地方農政局長

十二 法第六十五条第四項の規定による取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十三 法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者との事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問

十四 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十五 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十六 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

十七 法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査 当該申出の対象とする取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

(国税庁長官の権限の委任)

第八十二条 令第二十條の規定により国税庁長官に委任された権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録認証機関の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）

二 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長

三 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関又はその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する国税局長

四 法第六十五条第二項の規定による認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農林物資の取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求

(省令への委任)
 第七十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令（第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準に関するものについては、内閣府令・主務省令）で定める。

当該認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農林物資の取扱業者の主たる事務所所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 五 法第六十五条第二項の規定による認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農林物資の取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 六 法第六十五条第二項の規定による認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは指定農林物資の取扱業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 七 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該者の主たる事務所所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 八 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 九 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長

(添付書類の省略等)

第八十三条 同時に二以上の法又はこの省令若しくは農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の規定による申請又は届出（登録認証機関、登録外国認証機関、登録試験業者若しくは登録外国試験業者（法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。）又はこれらの登録を受けようとする者が行うものに限る。次項において「申請書」という。）の手續をする場合において、各申請書又は各届出書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書又は届出書にこれを添付し、他の申請書又は届出書にはその旨を記載してその添付を省略することができる。

2 申請等の手續において申請書又は届出書に添付すべき書類は、当該書類と内容が同一である書類を他の申請等の手續において既に提出しており、かつ、当該書類の内容に変更がないときは、申請書又は届出書にその旨を記載してその添付を省略することができる。ただし、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、当該添付すべき書類の提出を求めることができる。

第七章 罰則

第七十八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反

(格付実績等の報告)

第八十四條 登録認証機関又は登録外国認証機関は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績(有機農産物、有機飼料又は有機畜産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあつては、認証に係るほ場の面積を含む。)、認証外国格付表示業者の農林物資の種類ごとの外国格付の表示の実績及び認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの適合の表示の実績を取りまとめ、主務大臣に報告しなければならない。

2 登録認証機関は、毎年一月末日までにその前年の格付をしたことを証する書面の発行の実績を取りまとめ、主務大臣に報告しなければならない。

(經由官庁等)

第八十五條 法又はこの省令の規定により財務大臣及び農林水産大臣に書類を提出するときは、提出する書類のうち財務大臣に提出するものを、農林水産大臣を經由して提出するものとする。

2 前項の場合において、提出する書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。

3 法又はこの省令の規定により農林水産大臣に書類を提出するときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センターを經由して提出するものとする。

(公示の方法)

第八十六條 法及びこの省令に規定する公示は、別に定めがある場合を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(証明書の交付の実績の報告)

第二十二條 登録試験業者又は登録外国試験業者は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の試験等に係る登録標章を付した証明書の交付の実績を取りまとめ、センターを經由して農林水産大臣に報告しなければならない。

行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の規定に違反したとき。
- 二 第十条第六項又は第七項の規定に違反したとき。
- 三 第十二条の二第三項又は第四項の規定に違反したとき。
- 四 本邦において第三十条第五項において準用する第十条第六項又は第七項の規定に違反したとき。
- 五 第三十七条の規定に違反したとき。
- 六 第三十八条の規定に違反したとき。
- 七 第三十九条第一項から第三項までの規定による格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反したとき。
- 八 第四十条の規定に違反したとき。
- 九 第四十一条第一項の規定に違反したとき。
- 十 第四十一条の二の規定に違反したとき。
- 十一 第五十七条の規定に違反したとき。
- 十二 第五十八条の規定に違反したとき。
- 十三 第六十一条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 十四 第六十四条の規定による処分違反したとき。

第七十九条 第二十六条第二項又は第五十条第一項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条 第二十八条又は第五十一条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第一項又は第五十二条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第六十五条第一項から第五項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第五項まで若しくは第六十六条第一項から第五項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十二条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合において、その違反行為をした登録証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第二十七条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 四 第二十九条第二項又は第五十二条第二項の規定に違反したとき。

第八十三条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第七十八条（第五号から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑
- 二 第七十八条（第五号から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号に係る部分を除く。）、第七十九条又は前二条各本条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十四条 第六十七条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十八条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十三条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚

偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者